

(仮称) 肥薩ウインドファーム
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

2023 年 8 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と 事業者の見解.....	4

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、準備書を公告の日から起算して一月間、縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和5年5月10日（水）

(2) 公告の方法

令和5年5月10日（水）付の日刊新聞紙「南日本新聞（朝刊）」及び「熊本日日新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙1参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙2参照）

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※鹿児島県、熊本県、鹿児島県出水市、鹿児島県伊佐市、熊本県水俣市のホームページにも準備書の縦覧に係るお知らせを掲載いただいた。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す14か所にて縦覧を実施した。（参考資料参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・鹿児島県庁 13階環境林務課
- ・出水市役所本庁舎 1階生活環境課前
- ・出水市役所高尾野支所 1階エントランスホール
- ・出水市役所野田支所 1階エントランスホール
- ・伊佐市役所大口庁舎 1階市民課前
- ・熊本県庁本館 1階情報プラザ
- ・水俣市役所 1階ロビー
- ・水俣市立図書館 1階受付
- ・水俣市立総合体育館 2階ロビー
- ・水俣市総合もやい直しセンター もやい館 2階受付前
- ・水俣市南部もやい直しセンター おれんじ館
- ・水俣市久木野ふるさとセンター 愛林館
- ・水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」1階休憩所
- ・水俣市東部センター葛彩館

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・ 縦覧期間：令和 5 年 5 月 10 日（水）～令和 5 年 6 月 9 日（金）まで
- ・ 縦覧時間：各縦覧場所の開庁日、開庁時間に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 54 名であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 5 年 5 月 18 日（木）18 時半～	水俣市総合もやい直しセンター もやい館・もやいホール	117 人
令和 5 年 5 月 23 日（火）18 時半～	伊佐市文化会館小ホール	37 人
令和 5 年 5 月 25 日（木）18 時半～	マルマエ音楽ホール出水	56 人

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 5 年 5 月 10 日（水）から令和 5 年 6 月 26 日（月）まで
（郵送の受付は、当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた。（別紙 3 参照）

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、1315 通であった。

第2章 環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づき、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見として提出された意見書は1315通であり、その意見の概要は427件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書に係る環境影響評価の結果に対する環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。なお、意見の概要を取りまとめるにあたっては、複数の意見をいただいているものについては、同じ趣旨の意見と考えられる意見を分類した上で取りまとめている。

準備書に係る環境影響評価の結果に対する 環境の保全の見地からの意見等の概要並びにこれに対する当社の見解

2.1 事業計画

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
1	事業計画全般	エネルギーについて 国や県や市が再生可能エネルギーを推進しようとしていることは理解できる。しかし今後人口減少は加速すると予測されている。現在ソーラーパネルは乱立状態である。貴社はソーラーより風力が安定していると説明された。しかし未だ蓄電池は作られていない。ならば現在出力調整されているのはほとんど再エネだという事実を考えるとこれ以上巨大な風車を作る必要があるのか？とても疑問だ。	地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の大幅な消費量削減が必要であることが認識され、再生可能エネルギーの導入拡大が求められており、導入の拡大が必要と考えております。風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様へ準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を開催させていただく予定です。
2	事業計画全般	風力発電のデメリットをよく耳にします。メリットを教えてくださいませんか？	風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。本事業によるCO2削減効果は、82,300t-CO2/年を想定しています。これは、約76,000世帯分に該当します。 また、風力発電機の輸送に伴い設置した一級林道を用いた森林施業、風力発電所の建設や維持管理による地元業者の活用等でご地元にも一定のメリットがあると考えております。
3	事業計画全般	○どのような目的があつて、水俣に風力発電を建設することになったのか。この建設に至る経緯の文書を、私たち水俣市民に示してください。	風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。 本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えておりますが、環境への影響も懸念されることから、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々よりご意見をいただき、

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			必要に応じて事業計画に反映します。ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
4	事業計画全般	自然豊かなこの地区に巨大風車を設置する事には反対です。地域にとって風車のデメリット（不確かでも）いろいろわかっているのであれば今中止しなければ生来大きな災害をもたらす事になります。今日集中豪雨など危険が増大しています。工事に共ない土砂流出など生命の危険が増して来ると考えます。生きていく為の水の資源等々考えればいろいろあります。人間（あらゆる生命）にとって生態系に影響を与える自然を人工的に変える様な事はしてはならないと考えます。計画の撤回をお願いします。	風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。 一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えておりますが、ご指摘のとおり、環境への影響も懸念されることから、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討いたします。さらに、本事業の実施が原因となり土砂災害を招くことがないように今後の許認可手続き等を通じて行政の指導を受けながら、適切な事業計画を策定し、適切な工事施工と設備の保守管理を行ってまいります。 ご地元の方々にご意見をいただき、必要に応じて事業計画に反映します。ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
5	事業計画全般	なぜ、この地域に自然環境を破壊して、人の健康や野生動物の環境に影響が及ぶことまでして風力発電を建設する必要があるのですか。 水俣は国策に加担する一企業の過ちから環境汚染や水俣病という未曾有の健康被害などが起こりました。 再生された水俣といっても自然は元に戻りません。胎児性水俣病患者さんたちの病気は治っていません。このようなことを経験した私たちは二度と同じ過ちをしたくないと思っています。今一度、計画の中止をお願いします。	風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。 一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えておりますが、ご指摘のとおり、環境への影響も懸念されることから、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々にご意見をいただき、必要に応じて事業計画に反映します。ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
6	事業計画全般	土砂災害、低周波、その他いろいろなリスクを控えていると思われる風力発電を何故我地域に作り、それが都会で消費する電力になるのか？ 納得できる理由を教えてください あなた方がおっしゃるように安全に配慮してあるなら福岡市内に造って下さい わざわざ送電する必要もなく便利で無駄がないと思います。	風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。 一方で、風の強さは地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えておりますが、ご指摘のとおり、環境への影響も懸念されることから、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討いたします。さらに、本事業の実施が原因となり土砂災害を招くことがないように今後の許認可手続き等を通じて行政の指導を受けながら、適切な事業計画を策定し、工事施工と設備の保守管理を行ってまいります。 ご地元の方々にご意見をいただき、必要に応じて事業計画に反映します。ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
7	事業計画全般	風力発電は安定しにくいと云う欠点があります。今ならまた間に合います。計画を見直しませんか？	風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。 今後も、ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
8	全事業計画	電気の必要性は理解しています。「羽のない風車」や垂直風力ヘシフトするのはどうでしょうか。	さまざまな形の風力発電機が研究開発されていますが、「羽のない風車」や垂直風力は、本事業では採用しておりません。
9	事業計画全般	九電の送電線には容量があり、すでに容量いっぱいと聞きました。 いっぱいの場合、どれだけ多くの電力を作っても使えない(運べない)そうです。水俣でできた電気の使い道がないと思います。 具体的に「水俣で作った電気を他地域に運ぶのに九電の送電線の容量はどれくらいで、現在どれくらい使われていて、<u>どれくらい</u>余裕があり、使うことができる」のか教えて下さい。 それがはっきりわかっているから発電所を造る計画があるのでしょうか。よろしく願い致します。 以上のお答えを、私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	九州本土の再生可能エネルギー接続可能量（風力）は、30日等出力制御枠（年間720時間以内で出力制御を受ける可能性がある枠）で180万kWであり、当該制御枠を超える接続については、年間720時間を超えた出力制御（無制限無補償ルール）を受ける可能性があります。本事業は、こうした出力制御を踏まえた事業計画としております。 本事業による発電電力は全量を九州電力送配電（株）に売電予定ですが、それ以降の運用については、当社の所掌外であることから、回答は差し控えてさせていただきます。 なお、2023年6月末時点での九州本土の接続済の風力は無制限無補償ルール適用を含め62万kWです。
10	事業計画全般	1 九州本土の再生可能エネルギー発電設備接続可能量は、風力で180万kWと設定されています。九州本土の電力系統への、風力の接続済、承諾済み、接続契約申込みの合計が739万kWに達しており（2023年3月末）、接続可能量の4倍以上となっています。 これは、電力会社としては再生可能エネルギーの受電能力が無いことを表しており、風力発電をこれ以上建設しても、電力会社が風力発電会社に指令する出力制限量と出力制限の回数が増えるばかりです。 電力は需要と供給のバランスが必要なため、供給がいくら増えても需要が増えなければ、電力系統の運用は出来ないの、電力会社は出力制限をせざるを得ないのです。 風力発電会社からの、九州の電力系統全体の受電可能電力量を100と仮定すると、九州内に10の発電会社がある場合は1社あたり10の発電が出来ていたものが、発電会社が20に増えることで、1社あたり5の発電しか出来なくなることを表しています。	ご指摘の接続可能量は、30日等出力制御枠によるもので、当該制御枠を超える接続については、ご認識のとおり、風力については年間720時間を超えた出力制御（無制限無補償ルール）を受ける可能性があります。 但し、30日等出力制御枠ですでに接続済みまたは承諾済みの事業者は、年間720時間を上限に出力制御を受けることになっており、当該制御枠を超えた接続で風力発電所が増えたとしても、影響を受けるものではありません。 なお、2023年6月末時点での九州本土の接続済の風力は無制限無補償ルール適用を含め62万kWです。 本事業につきましても、出力制御の予見を含め事業設計をしており、今後の環境影響評価や、各種許認可手続き、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ、引き続き、適切な事業計画の検討を進めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		九州内の風力発電会社が増えるにつれ、既存の会社を含め 1 社あたりの発電電力量が減少することにつながり、これまで採算の取れていた風力発電会社の経営が悪化することが懸念されます。 このように、肥薩ウインドファーム発電所を建設した場合、肥薩ウインドファームの風力発電所は一定量の発電をするでしょうが、その電力を受電するために九州電力は既存の風力発電所に出力制限をかけざるをえず、結果として九州全体での風力発電電力量は増えることにはなりません。 肥薩ウインドファーム発電所を建設しても、再生可能エネルギーによる発電電力量が九州全体では増えることにはならないのに、建設地点周辺での土砂崩れの危険性を増大させ、住民への健康被害を増やし、動植物への少なからざる悪影響を及ぼすことは止めていただきたいです。	
11	事業計画全般	・都会に送る電気・どこにおくのが不明な電気を発電する必要はない	本事業による発電電力は、全量を九州電力送配電（株）に売電予定です。
12	事業計画全般	九州は太陽光発電も発電量が多く九電が出力制限している状態です。風力発電による電力はどこに供給・売却する予定なののでしょうか？	本事業による発電電力は、全量を九州電力送配電（株）に売電予定です。
13	事業計画全般	4. 風力発電を一基作るのに必要な金額と固定資産税収入は（20 年間）どの位なのか。Eco と言われているが電力会社が電力（生産された）を買入するのか。	本事業による発電電力は、全量を九州電力送配電（株）に売電予定です。 事業費及び固定資産税額については、秘匿情報に該当することから、回答を差し控えていただきます。
14	事業計画全般	長期的な視点での採算を考慮すれば、事業者の利益は目標を下回るものと思われます。現状、九州内の電力は供給不足になく、川内原子力発電所の運転は大きく延長が予定されており、厳しい競争になり得ます。 また、十分な採算をとれる試算であれば、立地自治体及び地元住民に対する協定には、予め、固定的に手厚い補償が盛り込まれる条項が必要であると考えます。	本事業により発生した電気は、全量を九州電力送配電（株）に売電予定です。 本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。今後、関係自治体及び関係地区住民の皆様には十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
15	事業計画全般	これからの社会では電力をはじめとするエネルギー消費を減らし、エネルギーも出来るだけ地産地消に近づけていくべきです。大風力発電設備を作ってどこへ送電するつもりなのですか。施設の生産コスト、維持管理コスト、廃棄コストはいくらと見積もられているのですか。	現在の制度上、発電した電気については全量を九州電力送配電（株）へ売電する計画としております。なお、施設の生産コスト、維持管理コスト、廃棄コストについては、秘匿情報に該当することから、回答を差し控えていただきます。
16	事業計画全般	・原料をみてみても風力のどこが再生可能なのか？	再生可能エネルギーとは、非化石エネルギーの中でも、エネルギー源として永続的に利用することが出来るもので、自然にある風資源を活用した風力発電もその一つです。
17	事業計画全般	・風力以外の小型再エネはやらないのか（環境負荷の小さいもの）	当社では、河川維持流量を活用した水力発電所等にも取り組んでおります。
18	事業計画全般	③ 2020 球磨川豪雨災害の被害実態と付き合せ、生態系全体への影響を検討すべき ④ 分散型の再生可能エネルギーの可能性について国際的実績を整理すること	生態系に関しては、方法書に記載した内容やその後の審査等を踏まえ、調査、予測・評価を行いました。調査、予測結果については専門家に提示し、ご了承いただいております。 なお、風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030 年における導入見込み量においても、2,000 万 kW と、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれ

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			ています。本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えております。環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々よりご意見をいただき、必要に応じて事業計画に反映します。 ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
19	事業計画全般	「その他」として ○そもそも、水俣に風力発電をなぜ建設しなければならないのか。この説明を求めます。	風力発電は風を活用した再生可能エネルギーの一つですが、風資源の賦存量は地域によって異なり、本事業においては、必要となる風資源が水俣市をはじめ、本対象事業実施区域に存在することを調査において確認し、事業計画に取り組むに至りました。
20	事業計画全般	エネルギーを原発に頼らず、生み出せることを願っていますが、風力は立地条件が整わないと難しいと思います。	風力発電は風を活用した再生可能エネルギーの一つですが、風資源の賦存量は地域によって異なり、本事業においては、必要となる風資源が、本対象事業実施区域に存在することを調査において確認し、事業計画に取り組むに至りました。
21	事業計画全般	・150mの風車がうごく風は、吹くのか？	事前調査を踏まえ、発電可能であることを確認しております。
22	事業計画全般	・計画地住民に水俣じゃなく出水の方に建ちますとうそをついたのはどういうことか？	当社では、配慮書以来一貫して水俣市、出水市、伊佐市を対象事業実施区域としており、水俣市でも風力発電機を設置予定である旨をご説明してまいりました。
23	事業計画全般	・環境影響評価準備書で、記載されていない内容として、工事のために管理用道路を新設する部分と改修して使用する部分の位置、規模については、記述がない。発生する伐採木量や残土量などの見積もり、豪雨時に濁水対策など維持管理方法を明らかにしたうえで、環境影響評価をやり直すべきである。 また、送電線塔など送電線網を設置しないと発電した電気を送れないので、送電線網の位置等詳細を公表し、植生や鳥類への影響など、生態系への影響、発生する電磁波による健康への影響等環境影響評価を行うべきである。	管理用道路のうち、改修して使用するのは、西側事業地では主に林道芭蕉線、林道郷田山線、東側事業地では国有林及び県有林内の既設の林道の一部となります。 既存林道においても輸送路上に覆いかぶさる幹の伐採が見込まれることから、新設道路と同様の扱いとし、安全側で伐採木量を算出しております。残土量は、最新のレーザ計測データ（令和2年2月～3月）を活用し、適切に算出しております。伐採木量や残土量については、準備書2章に記載しています。濁水対策としては、排水箇所にはフトンカゴ等を設置し、洗掘等による濁水の発生の低減に努めること、造成工事終了箇所については早期緑化を行うなどの環境保全措置を講じることにより、水の濁りに対するさらなる影響の低減に努めてまいります。 なお、構内送電線については現在検討中ですが、残土量や車両台数等、準備書の予測評価において適切に考慮しております。
24	事業計画全般	①予定設置場所をもっとくわしく知りたい ②水俣市にはメリットは？	風力発電機は、熊本県と鹿児島県の県境付近、水俣市、出水市、伊佐市の尾根付近に配置の予定です。具体的な風力発電機の設置場所については、準備書第2章に1/5000縮尺の図面で詳細にお示しさせていただきました。 風力発電機の輸送に伴い設置した一級林道を用いた森林施業、風力発電所の建設や維持管理による地元業者の活用等でご地元にも一定のメリットがあると考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
25	一般事業計画全	水俣市民に何かメリットはあるのか	風力発電機の輸送に伴い設置した一級林道を用いた森林施業、風力発電所の建設や維持管理による地元業者の活用等でご地元にも一定のメリットがあると考えております。
26	事業計画全般	・必要発電出力のため、120～130mの大径のローター設置であろうがもっと小径の物を設置出来ないか。景観、騒音、超低周波音、振動が心配である。	現時点では、発電効率等の観点から 120m 及び 130m のローター径の風力発電機を想定しています。引き続き、景観への配慮に努めるとともに、ご心配に対し十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたいと考えております。
27	一般事業計画全	風速 7m で、24 時間 365 日発電・送電できると言う説明は正解ですか 三重県青山高原の風車は傘がさせないほどの強風時にしか発電送電できない	本事業で設置予定の風力発電機は、風速 3m/s～28m/s で発電を行います。
28	事業計画全般	5 月 18 日水俣市において行われた説明会及び準備書について意見・質問などを下記のとおり行います。 1. 樹木伐採面積を約 42.8ha としているが、西側事業地、東側事業地の立木伐採量は何㎡ですか。また、その搬出車両は 1 日当たり何台で何か月の期間と予定しているか。	伐採木の発生量は約 8,988t であり、搬出車両は 1 日あたり 6 台（5 往復）で 1 か月の稼働を予定しています。
29	事業計画全般	・メガ風車を建設するにあたり、巨大なブレードの運搬による、作業道の建設などが必要となります。山を削り、木々を切り倒し、盛り土などをともなう工事が行われます。このような工事の森林破壊工事の影響で、水源の枯渇や水質汚濁、土砂災害といった問題が発生します。水俣の地質はもろくて崩れやすいです。	工事用道路については、既設林道をできる限り活用することとし、風力発電機設置ヤード及び一部ヤードまでのアクセス道路の新設を行います。改変面積を小さくするとともに、伐採及び残土の発生量の低減に努めてまいります。 水源・水質への影響の予測については準備書においてお示ししたとおりです。 地質等も踏まえ、災害を誘発することがないように、適切な事業計画を策定し、工事施工と設備の保守管理を行ってまいります。
30	事業計画全般	先般の水俣市役所の橋梁調査により、流合橋舟迫橋は修理・交替が必要な橋と結果が出ました。貴社の交通量で破壊したら、地域住民はどうしたら良いのですか？ さらに、石飛地区への道路も多量の交通には、道巾がせまく、不適當と思われます。 生活者が自由に運転できなくなります。 桜野上場と湯出温泉街への分岐点は幼稚園バスの集合地点です。	今後、許認可権者である各自治体にもご相談させていただきながら、対策を行ってまいります。
31	事業計画全般	・準備書 2-2 ページ 事業計画について、4300kW30 基、最大出力 129,000kW とのことであるが、風車の位置と、変電所の位置のみ記載されているだけで、法定で義務付けられている電気主任技術者が常駐する現場事務所の位置や、送電線網の位置が未記入である。 これでは、風力発電事業の全貌が把握できないので、環境影響評価ができない。付帯施設を明らかにすべきである。	送電線計画につきましては、現在検討中ですが、必要に応じて、適切に環境配慮を行ってまいります。
32	事業計画全般	・129,000kW という大きな電力を送電するために変電設備、送電塔の設置等送電網の必要になるはずだが、どこにどう設置するのか、整地作業や管理用道路の建設が必要であれば、工事による残土の発生や伐採量などについて、環境影響評価に加えるべきである。追加の環境影響評価が必要である。	送電線計画につきましては、現在検討中ですが、必要に応じて、適切に環境配慮を行ってまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
33	事業計画全般	・準備書 2-13 ページ 変電所工事については、詳細は未定であるとするが、風車 1 基ごとから変電所までの送電線は道路沿いに電柱を立てて、引き込むのか、その場合、道路の通行幅が狭くなるのか、明らかにしたうえで、環境影響評価すべきである。	送電線計画につきましては、現在検討中ですが、必要に応じて、適切に環境配慮を行ってまいります。
34	事業計画全般	この計画には風車の位置と変電所の位置は書いてあるが、予定であっても送電鉄塔、送電線の配置位置は必要ではないのか？その環境影響評価は必要だと思う 30 基もの巨大風車を建設する計画なら発電した電気をどう送電する予定なのか？全く書いてない。送電線や送電鉄塔の位置を示してほしいそしてその環境影響評価をしてほしい。	送電線計画につきましては、現在検討中ですが、必要に応じて、適切に環境配慮を行ってまいります。
35	一般事業計画全	・準備書 2-70 ページ 事業対象範囲の検討で、A 区域を除外したとしているが、芦北県立海岸自然公園の一部は対象区域として残されており、配慮が足りないのではないか。再考してほしい。	本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっておりますが、今後も芦北海岸県立自然公園に配慮し計画を検討してまいります。
36	事業者間調整	・準備書 8-10 ページ 累積的影響の予測対象とする稼働中及び計画中の風力発電事業で、「(仮称) 出水水俣ウインドファーム事業」については、本事業の西側事業地と重複しているにも関わらず、具体的な風力発電機の配置などが不明な状況であることを理由にするのはおかしい。本事業の対象事業区域を除く箇所のみで当該事業を実施することは現実的ではないと考えられることから、当該事業との累積的影響については、検討の対象として扱わないこととした。ということは、西側事業については、日本風力サービス(株)と話し合い、日本風力サービス(株)が計画を撤回するということなのか。「(仮称) 出水水俣ウインドファーム事業」の計画について、現状を説明し、累積的影響がないという根拠を示すべきである。	累積的影響に係る環境影響評価項目の選定については、準備書 8.2 に記載したとおりです。引き続き他事業者の情報入手に努めるとともに、必要に応じ累積的影響を検討してまいります。
37	工事中の排水	・準備書 2-34～2-55 ページ 風力発電各機の設置位置に、沈砂池の位置が記入されているが、沈砂池の規模や位置をどのように検討したのか。豪雨時(24 時間雨量 100～400mm 程度)に対応できる容量があるのか。沈砂池から排水は暗渠で行うのか、U 字溝で行うのか、計画を明示し、環境影響評価すべきである。豪雨時の濁水の発生に対する対応をきちんと示し、影響評価結果を示すべきである。	沈砂池容量については、「熊本県林地開発許可制度実施要項」及び鹿児島県の「林地開発許可制度の手引き」に基づき設計を行っており、今後関係機関とも協議を行います。沈砂池への集水は素掘り側溝で行い、沈砂池に流入した濁水はフトンカゴを介して林地へ排水する計画としています。沈砂池構造図(例)は準備書に掲載していますが、評価書においても掲載します。
38	工事中の排水	風車のまわりに貯水池、貯砂溝(?)などを作り、土砂流出を止めるのとこと、ありがとうございます。 風車を一基建てた場合の面積と一基につき貯水池の容積×数を教えて下さい その面積に「1 時間につき 9.3mm の雨が 2 時間降った場合の水の容積」と「貯水池の容積×数」を割合で出して下さい。わかりやすいので→○:○という形でそしてその割合で土砂流出を押えるほどの効果があるのか説明ください。 あるメガソーラーで広大な面積に猫の額にもならないような貯水池の例を見ましたので。よろしく願いいたします 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	各風力発電機設置ヤード毎に改変する面積が異なることから、沈砂池毎に容量が異なっており、ご提示いただいた形でお示しすることが困難ですが、沈砂池容量については、「熊本県林地開発許可制度実施要項」及び鹿児島県の「林地開発許可制度の手引き」に基づき設計を行っており、9.3mm/h の雨が 2 時間降った場合の土砂であれば、沈砂池から土砂が流出することは無いと考えております。なお、本事業においては環境保全措置として、沈砂池内の堆積物の除去を適切に行い、沈砂池機能を維持する計画としています。 また、各風力発電機設置ヤードに設置する沈砂池容量、沈砂池の集水域面積、沈砂池等排水施設の設置場所は、準備書の「資料 3-1 水質予測条件一覧及び予測地点集水域改変区域付近拡大図」に記載しておりますが、評価書においても同様に掲載することを予定しています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
39	工事中の排水	・準備書 2-62～2-63 ページ、沈砂池の構造が示されているが、貯留量が 45 m ³ で妥当なのか、豪雨時に貯留できるのか、貯留できる容量の妥当性を説明してほしい。そのうえで、環境影響評価を実施すべきである。	準備書の縦覧においてお示した沈砂池構造図は例であり、実際の容量については、今後許認可手続きを通じて、行政当局より指導を受けながら、適切な設計を検討してまいります。
40	切土、盛土等	発生した土砂は再利用されとのこと。 具体的に何処で何に使用しますか？ 最近近くでフレコンバッグに詰めて工事現場に置いてあるのを見ますが、フレコンバッグは数年で破れます。どうされますか？ 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	工事に伴い発生する掘削土等は、可能な限り対象事業実施区域内の盛土箇所等で再利用することを想定しています。それ以外については、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理します。
41	等切土、盛土	・評価書には変電所の規模が記入されず、どのような工事を行うのか不明である。当然整地作業のために、切盛り度が発生すれば、残土処分量が増加するので、明らかにしてほしい。	残土発生量は、変電所設置箇所の土地造成計画を踏まえて算出しております。
42	切土、盛土等	・準備書 2-56 ページ 工事用資材の運搬の方法及び規模について、変電所や送電線網の設置工事に関する残土等が発生するのであれば、残土搬出車両は増加するので、環境影響評価をやり直すべきである。また、示された経路で、65m の風車の回転翼を運搬できるのか、使用する車両を走行させて、確認したのか、明らかにしてほしい。	変電所及び構内送電線の工事に伴い発生する残土も含め、本事業による残土量を算出し、工事関係車両台数を整理しています。また輸送路の設定においては、ブレード及びタワーを輸送することを想定して検討しております。
43	切土、盛土等	5. さらに方法書に対する知事意見として“建設残土”については発生量、処分方法及び処分場所を具体的に準備書に記載することとしているのに無い！準備書としての体をなしていないのでは？以上 5 点、意見を申し述べます。	発生する残土は、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外において適正に処理する計画です。具体的な処理場所については、現在調整中であることから、掲載を差し控えさせていただきました。評価書において改めてお示しいたします。
44	基礎工事	・準備書 2-12 ページ 2-65 ページ 風力発電の基礎工事に関して、平面図は寸法が入っているが、立面図は基礎杭の長さが示されていない。基礎杭をどの深さまで、打設するのか、ボーリング調査をして検討したという記述がない。1 基ごとに工事の内容を示したうえで、発生する残土量等を見積もるべきである。	風力発電機の基礎工事に関しては、ボーリング調査を実施したうえで適切に工事計画に反映いたしますが、杭基礎により発生する残土量は土地造成土量に対し軽微であると考えております。引き続き、発生残土量の低減に努めてまいります。
45	基礎工事	工事終了後の残土漁について 工事に伴う残土の発生量として切土、盛土、残土量を示している。 気になるのは風車の基礎工事の説明の中で、アンカーの深さが示されていないことである。ボーリング調査をしなければ杭の深さが決らないと思われる。ボーリング調査によっては残土量の結果が大きく異なってくる可能性がある。 何故ボーリング調査の結果を示さないのか？ もろくて崩れやすい地質であることを考えると、相当深くなるとの不安がある。 きちんと答えてほしい。	風力発電機の基礎工事に関しては、ボーリング調査を実施したうえで適切に工事計画に反映いたしますが、杭基礎により発生する残土量は土地造成土量に対し軽微であると考えております。引き続き、発生残土量の低減に努めてまいります。
46	基礎工事	「風車を支える基礎構造について」 環境影響評価準備書の説明会資料 P-9、2(2) 風力発電機の大さの概要には、発電機出力、ブレード枚数、ローター径、ハブ高、ブレード上端、風力発電機概形が記載されていますが風車を支える地下杭の長さ、杭の数等については記載されておらず、説明もありませんでした。	風力発電機の基礎については、今後すべての風力発電機設置箇所でボーリング調査を行い、各風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されて決定されることとなります。 そのため、現時点では各風力発電機の具体的な基礎構造は決定しておりません。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		質問 1-風車を支える杭の長さとは本数はなぜ説明書に記載がなく、説明もされないのはなぜか？（準備書の段階で説明し、判断を仰ぐ必要がある） 質問 2-なお風車を建てるには、事前に地質調査（ボーリング調査）を行いコアサンプルを示し、住民の納得が必要と思うが如何か。 （意見）一風車を支える杭の長さとは本数は、145m から 150m の風車を支える大切なものであり、風車の倒壊、山崩れ、土砂災害、水源への影響、景観等に大きな影響を与え、また切土、盛り土、に加え、掘削土の量、埋め立て地、運搬量に大きく関係してくる問題である。	また、事前に地質調査結果のコアサンプルを示すことは考えておりません。
47	基礎工事	同程度の風車はすでに稼働しているとのこと（5/18 説明会にて） その風車の柱を支えるのに何 m 掘って支柱をたてたのですか？ 場所、状況で違うのはわかっています。 参考にしますので教えて下さい。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	同程度の機種の風力発電機はすでに稼働しており、当社設備では、いずれも地上から 4m～4.5m 程度の深さに基礎を埋設しました。ボーリング調査結果に基づき、杭は施工しておりません。
48	基礎工事	（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書に対する意見書 *風車の塔の基礎になる部分のコンクリートは何 m くらい掘り下げますか？	コンクリート基礎の掘削については、ボーリング調査を実施し、各種許認可手続きを踏まえ、適切な工事計画を検討いたします。
49	基礎工事	*コンクリート基礎を安定させるために、コンクリート以外では何を使いますか？ 使う物質を全部教えてください。	コンクリートの他に、砕石を使用する可能性はございます。但し、アルカリ成分や六価クロムの溶出が予見される再生砕石は使用せず、環境負荷の低減に努めてまいります。
50	基礎工事	*風車の基礎を設置することで、従来自然界にはなかった物質が地下水に溶け込む可能性はあるか？ ないか？ どちらかでお答え下さい。 *ある場合は、溶け込む可能性のある物質を全部教えてください。基準値内であっても地下水に浸透する可能性のある物質は全部教えてください。 *ない場合は、将来との比較のために、現在持っている地下水のデータ（採水地点・検査項目・各項目の感度）を全部教えてください。	風力発電機基礎の設置により、物質が地下水に溶け込む可能性は極めて低いと考えております。また、基礎底面の地盤を安定化させるために使用する砕石は、アルカリ成分や六価クロムの溶出が予見される再生砕石は使用せず、環境負荷の低減に努めてまいります。 対象事業実施区域及びその周囲の水源において調査を行っていますが、一部管理者の方から調査結果等の公表を控えていただきたいとご要望をいただいております。なお、水源調査結果については関係地区住民を対象とした説明会の中でご説明させていただきます。
51	基礎工事	*ない場合は、将来との比較のために、現在持っている地下水のデータ（採水地点・検査項目・各項目の感度）を全部教えてください。	対象事業実施区域及びその周囲の水源（湧水及び井戸）において調査を行っていますが、一部管理者の方から調査結果等の公表を控えていただきたいとご要望をいただいております。なお、水源調査結果については関係地区住民を対象とした説明会の中でご説明させていただきます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
52	基礎工事	撤去の際土台となったコンクリートの地盤は埋めてしまうのですか？ それでは現状と同じにはなりませんのでそれも撤去されるのでしょうか。どうやって掘りおこすのですか？ 掘りおこしたコンクリートの塊はどこへ、どうやって運び出すのですか？ 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	基礎撤去は専門の工事業者に委託するとともに、撤去した基礎は現地で破碎の上、運び出します。
53	基礎工事	撤去の際の土台となるコンクリートを撤去したら、大きな穴が風車の数だけ残ります。どうやってふさぎますか？ どこからか産業廃棄物を運んできたりしますか？ 具体的に①土砂、②コンクリート片（建造物を砕いたもの）③山の土④その他 くらいしかないと思いますが、どれになりますか？ ④の場合、具体的な中身も教えて下さい 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	本事業が終了した際には、原則基礎も撤去することを想定していますが、地権者や行政と協議の上、地盤安定性の観点で残置する場合もあります。 また、基礎撤去後の埋め戻しについては、地権者や行政からの指導を受けながら適切に対応致します。
54	撤去	20年後には、粗大な行き場のないゴミと課します。有害廃棄物となってしまいます。その後の処理はどうするのですか？ 一度破壊された森はもう戻りません。 緑豊かな日本をこわさないで下さい。 お願いします。	本事業が終了した際には、撤去工事を実施します。撤去にあたっては、地権者や行政当局と相談のうえ適切な原状回復を行います。発生した廃棄物は法令を遵守し、適切に処分いたします。
55	撤去	巨大な構造物が20年後、30年後に稼働不能となった時、どうするのかが大問題だと思います。 目先の利益のために、自然を破壊しないで下さい。	本事業が終了した際には、撤去工事を実施します。撤去にあたっては、行政当局と相談のうえ適切な原状回復を行います。発生した廃棄物は法令を遵守し、適切に処分いたします。
56	撤去	森をこわしてまで風力発電を作っても、こわした後から森を再生させるのはとても大変です。又、災害事故・健康被害・耐久年数過ぎた後の撤去など、明確にして下さい。	本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り低減に努めていくとともに、その他、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討いたします。本事業が終了した際には、撤去工事を実施します。撤去にあたっては、行政当局と相談のうえ適切な原状回復を行います。発生した廃棄物は法令を遵守し、適切に処分いたします。 また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
57	撤去	20年後 事業終了後、現地はもとどおりにして返すと伺いました。どうやって元どおりにするのですか？ 撤去するのに、またまた超々巨大トレーラーとクレーンを山頂まで運ぶのですか？ 以上のお答えを、私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	風力発電機の撤去については、クレーンを用いてブレード等を地上に降ろしますが、その後は現地で切断するなどし、運び出します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
58	撤去	貴社は、災害等への対応についても責任を持たれるようにお答えくださいましたが、もしも20年後に延長となるようならば、所有者が変わることも考えられます。そうなったら、貴社が責任を持って対応してくださることは不可能となり、地元が負うリスクについて補償も曖昧になっていくのではないのでしょうか。同じような事例が増えているこの頃ですので、しっかりとその責任について明らかにしていただきたいのです。 近年の気象の変化もあり、自然災害と人的な開発が結びついて、多くの災害が起きています。命に関わることはもちろん、市民生活にも長期間支障をきたすこととなります。人吉・球磨での水害の被災者は、未だ不自由な生活を余儀なくされています。	当社はこれまで発電事業を70年以上、風力発電事業は20年以上にわたり取り組んでまいりました。20年後も事業が延長となった場合には、当社が設備の保守・運営を行うことを考えております。
59	災害面・安全面	風車のブレードが折れてしまったら使いものになりませんが、実際に折れたらどうなさいますか？その手順を教えてください。 作った時と同様に超々巨大クレーンを再び山頂まで上げて、超々大型トレーラーにブレードを積んで、ゆっくりゆっくり運んでくるのですか？そしてまた超々大型クレーンやトレーラーをおろすのですか？大変だと思います。 しかし起き得ることですので教えてください。 以上のお答えを、私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	万一、風力発電機のブレードが折れた際には、補修可能か診断のうえ、補修が不可能な場合には、新たなブレードに交換することになります。その際は、建設工事と同様に輸送することとなります。
60	災害面・安全面	(5) 2021年7月3日熱海で土石流災害が発生し、28名の方が犠牲になりました。この土石流の起点となったのは違法に積み上げられた盛土でした。風力発電機設置のための道路工事により約200箇所の盛土がおこなわれるようです(準備書図2.2-5)。豪雨や地震による揺れにより盛土が土石流発生の起点になるのではないのでしょうか。また、「残土は専門処理業者に委託し適正に処理する計画」と準備書にあります。具体的にはどのようにされるのでしょうか。	風力発電機やその建設のための取り付け道路、風力発電機設置ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄機関の審査を受け、十分安全を確保できる施設にします。 なお、残土の処理については、現在調整中のため、具体的にお示しすることは出来ません。
61	災害面・安全面	盛土すると土砂災害にもつながるし、森林破壊工事により水質汚濁、水源枯渇も起こります。	土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。 水の濁りについて、周囲の河川において影響予測を行いました。現状に比べ著しく濁りの濃度が上がる結果とはなっておらず影響は小さいものと考えております。また水源についても、風力発電機位置及び改変区域と調査を行った水源とは一定程度の離隔距離と標高差を確保しており影響は小さいものと考えております。
62	災害面・安全面	私は水俣に住む一市民です。現在縦覧が終わりました。貴社の計画に対して大変心配をするものです。 豊かな水源を誇る水俣市の最も奥地の山頂付近にこの風力発電計画は、当然現今の自然環境を破壊することになり、その影響は当定予想出来ないと思っています。大規模に山頂付近の尾根を削るこの建設により、土砂がむき出しにされ流出する、あるいは樹木を伐採するために山本来持つはずの保水力の低下により、大雨時の洪水が増発する可能性が心配されています。何より、水俣市の大切な水源涵養地に開発	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対してもわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると、自然環境への影響は小さいものとなります。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化など

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		の手を入れることは、水俣市民の飲料水が枯渇悪化する事につながりかねません。 貴社におかれましては、右記に上げた問題に対し対応することとは思いますが、今までの貴社の住民に向けての説明が杜撰な事や説明するにあたっての貴社のとても丁寧とは言い難い態度から、その誠意を到底信頼できないのです。 このような理由から、貴社のこの計画を根本から再検討していただく様お願いいたします。 合掌	の万全な対策を講じることで、水源への影響の低減と、土砂災害の防止に努めてまいります。
63	面 災害面・安全	過疎になった村の山林の樹木を伐採して広々とメガソーラーをすえつけられているのを目にするが乾燥等環境に与える影響が心配です。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対してもわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発と比べると、自然環境への影響は小さいものとなります。
64	災害面・安全面	1. 風力発電機器の搬入のための山地、山野を削り、道路を設けることと設置する時の山地、山野の大規模な掘削により、予想を超える崩壊の恐れが強く、周辺に住む住民の宅地や住民の交通等に重大な支障の恐れがある。 廃土、砂の後始末も十分考慮されているとは思われない。	周辺に住む住民の皆様にご迷惑をかけることがないよう事業計画を検討してまいります。残土については、可能な限り対象事業実施区域内で再利用するほか、他事業での有効活用が行われるよう調整するとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理することとしています。
65	災害面・安全面	東側事業地 18 号、19 号から数百 m の所で果樹栽培している者です。（地番石坂川字前平 326-25） 2004 年から栽培を始め、20 年近く環境の変遷を肌で感じてきました。ここ数年、森林の伐採が激しくなり、保水力の低下による、土砂崩れが多発し、また、イノシシや、シカなどが急激に増え、農業被害は酷いものです。 風力先進地のヨーロッパでは、建設地は、人が居る所から数 km 離すなどの規制があるようです。 日本にはないからと言って、このまま造っていいものでしょうか？ 造ってからの被害には、責任ある行動をされるのでしょうか？ 石飛や、鬼岳地区の住民ではありませんが、農作業は年間通して行います。私はどういう立場の扱いなのでしょう？納得のいく説明をもとめます。	本事業による環境への影響に関しては、環境影響評価手続きにおいて審査を受けるとともに、審査結果を踏まえ適切な環境保全措置を講じてまいります。 なお、万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。ご不安・ご懸念される事項等について、ご理解いただけるよう努めてまいります。
66	災害面・安全面	建設中に土砂崩れが起きれば、間違いなく原因は建設によるおものだと思いますが、その時はどう対応されますか？ 「真摯に」ではなく具体的に何をされるのか教えて下さい。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	土砂災害を招くことがないよう今後の許認可手続き等を通じて、適切な事業計画を策定してまいります。万一、本事業に起因して土砂災害が発生した場合には、関係機関の指導のもと、適切に対応してまいります。
67	安全面・災害面	土砂災害、水量水質変化、健康被害、栽培被害に対する補償はありますか？風車が原因とは断定できないので補償しないということがおきませんか？	万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。
68	面 災害面・安全	私は現在水俣市湯出温泉街と出水市下平野に賃貸物件を有して居り、年金と、その収入によって暮らしておりますが、貴社の風力発電で実害が出たら暮らしてゆけません。その時は、生活の保障をして下さい。	万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
69	災害面・安全面	実害が出て我慢できない時は、引っ越しをします。その時は費用の全額保障をして下さい。	万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。
70	災害面・安全面	この肥薩ウインドファームの計画は西側は全て「土石流危険渓流」及び「崩壊土砂流出危険地区」です。また東側も予定地の下は「砂防指定地」「土石流危険渓流」となっております。一部大口市（現伊佐市）の3基のみはそこからはずされていますが、しかし住居が近い。説明会で山は保全が必要で我々は保全をし道路を作っていくと胸をはって言われました。果たして山をこわし切土盛土をしてコンクリートでかためていくことが山の保全でしょうか？この地に居住している住民のことは全く考えていないのではと思ってしまう。「土中環境」（高田宏臣）著「大地の再生実践マニュアル」（矢野智徳、大内正伸著）を読んで改めて理解したことです。土は水と空気が通らなければこわれてしまうということ。「開発」の名の元に保全していくのではなく、木を切れば植林し水と空気が通るように手を貸していくことだと考えます。山を開発しないでください。山も土地も人間もその他多くの生き物も空気と水がなければ命を維持することはできません。「あなた方の住んでいる山を我々が保全していきます」とあたかもとても良いことをしてあげますというふうに説明は聞きました。住んでいる人間に対して上から目線の思いあがった説明だと感じます。エネルギー問題を考える以前の問題だと思います。山の保全、土地の保全を真剣に考えていただきたい。	決して上から目線での説明、発言をしたわけではなく、そのように受け止められたのであれば、改めて謝罪致します。本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。説明会では、山は保全が必要と説明させていただきましたが、今回作らせて頂く道路を使って今まで手の届かなかった範囲の森林の施業が出来ることにより森林の保全に繋がるものと説明させていただきました。誤解を招いたのであれば、申し訳ございませんでした。
71	災害面・安全面	水俣川の河口に住んでいます。この世界的異常気象の中において、山をきりくずしてしまったら補水できなくなり海拔2mに住んでいる私の家は水害にあってしまうのではないかと心配しています。危険がないかの評価と保証について知りたいです。	伐採により保水力の低下が考えられる場合は、建設前後の雨水変化を極力少なくするよう、必要に応じて、調整池を設置する等を検討しており、本事業においても災害を発生させないように努めてまいります。また、建設前後の雨水変化に対する調整池等の対策の有無は、許認可当局により審査されることとなります。万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。
72	災害面・安全面	2. 伊佐は盆地で水源地があるが、伊佐で洪水が発生すると薩摩町、川内市では、もっと大きな水害が起こると言われている。森林開発をすることで、被害が生じた場合の費用は弁償してもらえるのか。	本事業を実施することにより、災害を誘発することがないように、適切な事業計画を策定し、工事施工と設備の保守管理を行ってまいります。なお、万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。
73	災害面・安全面	私は風力発電そのものを否定しているわけではありません。その大きさと設置場所に不安を覚えているのです。九州は九州山地を中心に、山がちな土地がほとんどです。造っても安全という場所はほぼありません。しかも160mの巨大さ 中尾山が330mですので、その半分の高さということです。それが何機も建つ様子は異様でしかありません。それを支えるのにどれ程深く掘らなければならないのか。この大きさの風力は既に稼働しているとのこと、健康被害、環境被害が出てくるのは今からでしょう。きかなかったことにしないで真摯に耳を傾けて下さい。そうなる前に私達は止めたいのです。	風況は地域によって大きく異なり、風力発電の適地は国内では特定の地域に限定されます。これに加えて、既設の送電線への接続、環境への負荷等を考慮すると、風力発電事業として適した地域はさらに限定されるのが現状です。環境に関しては、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	
74	災害面・安全面	大型風力発電を計画されている場所が地質的にも（下の方は）かなり脆弱な場所です。 こんな危険な場所に、電気が足りている水俣につくる必要は全くないと考えています。	風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべての風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。そのため、仮に軟弱な地盤であれば、その地盤にあった基礎形状のものと致します。 また、風力発電事業は、CO2を排出させないクリーンなエネルギーですが、地域の風力という資源を活用させていただく必要があり、どこでも出来る事業ではございません。計画についてご理解いただけるよう努めてまいります。
75	災害面・安全面	・土砂災害、水質汚染等のリスク メガ風車を建設するには巨大なブレード（羽根）を運び上げる作業道の建設が必要で、山を削り、盛土、切土を伴う工事がなされます。この森林破壊工事の影響で、水源枯渇や水質汚濁、土砂災害といった問題が発生します。 水俣の地質はもろくて崩れやすいです。 土砂災害が心配されます。	風力発電機ブレードを運搬する車両も進化しており、今回計画しているブレードを含む風力発電機は、直線部については路肩含めて5.0m、カーブ部でも6.0m程度で運搬可能となることから、改変面積も最小限とする計画としています。 また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害の発生防止と水質悪化の防止に努めてまいります。
76	災害面・安全面	・森林伐採によって川の汚りがひどくなっている。 川底が浅くなり、豪雨時の川の氾濫を常に心配している状態である。これ以上の森林伐採、特に本事業のように面積も広く、市民に必要でないものによる伐採には強い抵抗を禁じ得ない。辞退してもらいたい。	工事に伴い発生する土砂や濁った雨水等が直接沢筋や河川へ流れ、周辺地域の皆様にご迷惑が及ぶことがないように、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を行うことで考えております。ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
77	災害面・安全面	3 日本の地質学者、熊本県内の地質学者のほとんどが日本で一番、土砂崩壊地区危険地帯と警告している地区になぜ、風力発電なのか疑問に思う。この地域一帯が敵地とすすめた地質学者はどなたか公表して下さい、出水、芦北、水俣、伊佐地区の火山性土壌、それに伴う、土石流災害の発生件数、過去の土石流の原因調査がほとんどされていない。山の麓地区に住む住民は、レッドゾーンに住みその上に風力発電が建設されると大雨の時、台風の時、夜も眠れなくなる。年中心配の種が増える、それに伴い精神障害も発生する。 先日の説明会の時、管理道路、風力発電敷地からの排水は山に浸透と発表がありましたが、とんでもない事で、この地域の土石流が、山にしみこんだ林道からの排水の垂れ流しに起因する事の原因分析が少しもわかっていない。 管理道路や敷地からの原因で発生した土石流による、生命、財産が失われる事への5年、10年、30年50年と永遠に責任と保障を行う覚悟があるの危惧する。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。 また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
78	災害面・安全面	大規模な森林伐採がされると、土砂災害のリスクが高くなります。気候変動の影響も大きく、洪水の恐れが増大することになります。地元にとってメリットがないばかりか被害を受けることになります。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。 また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
79	災害面・安全面	私は1980年から20数年出水市に暮らしました。子供達も小学校、中学校、高校生活を送り、私もこの町で楽しく暮らしました。私も子供達も武家屋敷、麓の山、紫尾山、広瀬川の川遊びと楽しく過ごしたこの町の自然を大切に思っています。そして海、山、自然の大切なことを、私は隣町の水俣市から多く学びました。経済優先の生活の怖さを自分の目と耳で学びました。 水俣では経済優先の社会がたくさんの生命を奪い、多くの人々の日常を奪いました。出水市でも水俣市とともに同じく苦しみました。子供達も大人もたくさんのことを学びました。そして忘れられない「針原の災害」大雨のために山かつてに触ったら「ダメ」と学びました。「クマタカ」の住む山、すずなりの蜜柑の山、季節になると「鮎」をむかえる広瀬川、鶴のふるさと出水市、紫尾の山々、出水の自然を私は大切に思っています。ラムサール条約の締結された出水市の皆さんの想いも同じだと思います。 私はこの度の(仮称)肥薩ウインドファームの計画にとっても心配をしています。私は自然の大切な事を述べて、水俣市の苦しみの日々をしっかりと思い、出水市の針原の災害を思い出し、自然破壊につながる計画はやめてほしいと、「出水市への想い」を意見書としました。	地球温暖化対策の一つとして、化石燃料の大幅な消費量削減が必要であることが認識され、再生可能エネルギーの導入拡大が求められており、導入の拡大が必要と考えております。風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030年における導入見込み量においても、2,000万kWと、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。 ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境への影響に配慮し、よりよい事業にしていきたいと考えております。また、災害や安全面に対しても、法令等を遵守し、皆様の安全・安心に努めてまいります。 今後とも、ご地元と丁寧な説明、コミュニケーションを取りながら、ご理解いただける事業としていきたいと考えております。
80	災害面・安全面	5 高速道路長野トンネルで異常出水と軟弱地盤が多かったと国土交通省が発表した通り4地区一帯の山は同じで危険性が高いと公開しています。地域の山は全体に大きな安山岩に覆われて200万年ほど前の溶岩に覆われていた事を示して、その下部にシラスや軟弱地盤が広がっている事を地質学者は危険であると口をそろえて発言します。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。 また、引続き専門家等の意見も伺いながら、調査のうえで、計画に反映したいと考えております。
81	災害面・安全面	大規模な森林伐採が行なわれ、土砂災害のリスクが高くなります。気候変動が続くなか、洪水を招くことにならないか心配です。 住民説明会は質疑応答が尽くされたとは言えません。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
82	災害面・安全面	山が削られることで、近年の異常気象による豪雨での土砂災害、河川への山からの流水がきちんとできるのかなどが不安	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。 また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
83	災害面・安全面	酸素の吸収源である森林伐採をするのは本末転倒です。私たちの呼吸源である森林を守ってほしいです。水俣の地質はもろく、大雨豪雨で過去亡くなったかたも大勢います。今回の計画で土砂災害に拍車がかからないか、非常に心配しています。水俣の大切な自然をこれ以上破壊しないでほしいです。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。 また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
84	災害面・安全面	●土砂災害、水質汚染等のリスクが多岐である。 メガ風車を建設するためには、巨大なブレードを運ぶ作業道の建設が必須となる。その為、山を削り、盛土、切土を伴う工事がなされます。この森林破壊工事の影響で、水源の枯渇・水質汚濁、土砂災害等の問題が発生することは懸念される重大事項です。現計画地の一部鬼岳周辺は崩れやすく、2009年の風力発電計画は水俣市の指図もあり計画は撤回されている。そのような危険な所に設置すべきではない。	風力発電機ブレードを運搬する車両も進化しており、今回計画しているブレードを含む風力発電機は、直線部については路肩含めて5.0m、カーブ部でも6.0m程度で運搬可能となることから、改変面積も最小限とする計画としています。 また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることと考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。
85	災害面・安全面	水俣の地質はもろくて崩れやすいです。2003年の宝川内の土石流は忘れられません。 なぜ、地質の検査をしないのですか？ 住民説明会は質疑応答が尽くされたとは言えません。	風力発電機の基礎については、今後すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、各風力発電機毎に設計します。 住民の皆様のご懸念やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
86	災害面・安全面	水俣の地質はもろくて崩れやすいです。 2003年の宝川内の土石流は忘れられません。 なぜ地質の調査を、されないのですか？	風力発電機の基礎については、今後すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、各風力発電機毎に設計します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
87	災害面・安全面	この住民たちの不安をなくすためには、ひとつしかないのです。 あなたがたが、この地にこないこと、てったいすること、くるから、風車をたてるから、問題があるのです。ありあまる、電気は、売電、送電線をつかい、九電にうるそうですが、しょうらいは、関西電力にもそのまま持っていこうとするのですね。まさしく、地元の利益はなく、何かの災害で、山はくずれ、地元だけが、損失をうける。 そのことについても、住民は不満です。 山がくずれ、土砂がながれて、下に住む家屋、住民に被害がおよんだ。田畑で、作物がとれない（水の枯れにより）生活に、えいきょうがでます。私たちの命をおびやかす存在には、ならないで下さい。 私たちの不安を解消する説明会にはなっていません。 安全、安心をおやくそくするのなら、一番いいのは、みなさまがここにこの地にこないことなのです。きけばきくほど、不安になります。	風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であると考えており、2030 年における導入見込み量においても、2,000 万 kW と、発電種別で太陽光発電に次ぐ導入量が見込まれています。 また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
88	災害面・安全面	風力発電機が設置されようとしている場所や取り付け道路による土地改変は土石流や斜面崩壊などの素因になります。この点について準備書では検討された形跡がありません。この点で準備書は評価できません。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。 本内容については、準備書第 2 章に記載させていただきました。
89	災害面・安全面	国道 268 号線の山林の荒地はかなりひどいです。久木野から山越えて 268 号線に出たり、無田地域に行く時も山林伐採の場所が多くあり、そのまま荒地のままです。中尾山から湯出に降りる道路も伐採されたまま湯出部落が見える様な状況です。近林の山に 64 基もの巨大風車が建設されるとなるとどれだけの山林がなくなるのでしょうか。重機や建材を運ぶ為の道路も作られる。 これ以上近くの山が山肌が広がるのは困ります。恐いです！ 地産地消の身の丈にあった発電を望みます。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。 現在の制度上、発電した電気については九州電力送配電（株）へ売電する計画としております。 なお、本事業における設置する風力発電機の基数は 30 基となります。
90	災害面・安全面	降雨について ついこの間も鹿児島県奄美地方では線状降水帯が発生し、土砂災害、冠水等多くの災害が発生している。昨今のこの降水量は止めることはできない。我々が防災意識を持つことしかできない。ならば山を切ったり盛ったりすることはあえて災害を起こすことになりかねないと思う。 先日の熱海の土石流も山の上の開発が問題となっている。すぐに忘れ去られてしまうが、この予定地はほとんど危険地域。予測できない降水量だった場合の災害は予測できる。出水は針原の土石流で人名が多く奪われた。また米ノ津川がはんらんし、市役所等市街地が水害にもなった経験もある。山を開発することでこの予測できない降水量があった場どんな災害が起こるのか？想像できない方がおかしいと思う。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。 また、先日の熱海の土石流被害を受けて新しい法律も出ており、本事業についても同法律に基づく審査を経ることとなるものと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
91	災害面・安全面	周辺住民の影響について 国道 447 沿には相当な数の集落がある。都会に住む人間にとっては取るに足らない数かも知れない。しかし特に射場元集落から上の馬流集落に「正現」という棚田を保存しているところがある。2, 3 年前からの大雨線状降水帯等でその田の横の川が壊れ、何回も補修している。また馬流沿いの道路もかなり痛んでいる上に大きな岩が落ちてきている。その山の上に何基もの風車を建設すれば大雨により流れは急速に下へ落ちると簡単に想像できる。その為に「保全」として写真を見せられたが、元々土砂災害危険地域なのだから山に手を入れることは何かを誘発するであろうことは容易に想像できる。地域住民が大切にしている物を「保全」します、「手を貸します」という根拠のない言葉で説明してほしくない。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、地元で保存されている棚田に影響を与えないように致します。 また、本工事により破損した道路については、当社にて補修致します。
92	災害面・安全面	土砂災害の危険性があると思います。 川の水が少なくなると思う	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、流域についても開発前後で変更することが出来ませんので、本事業により川の水が少なくなることはないものと考えております。
93	災害面・安全面	2 準備書 p101「地形及び地質の状況」では、「対象事業実施区域の地質は更新世の安山岩が多くを占め・・・」、「大起伏火山地」「中起伏火山地」及び「小起伏火山地」が大部分を占めていると記載されています。 柱状節理や板状節理の多い安山岩地質の傾斜地に風車を建設するという事は、土砂崩れを誘発するリスクが大きくなることが推察されます。 このような地質・地形に風車を建設することは避けていただきたいです。 住民説明会では、市民からの質問に対し「事業終了後は風車の基礎部分は杭も含めて全て撤去する」と回答されていました。風車の巨大な基礎が事業終了後に残置された場合、将来の地震の際に基礎と周辺土質との質量差により、地震モーメントによる応力が働き周辺での土砂崩れの要因となり得るので、基礎撤去は当然ですが、基礎撤去をきちんと明文化するとともに、撤去に要する工事費用を事業収益から積み立てることを徹底していただきたいです。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、地質にあった法面对策を行います。また、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべてボーリング調査を行い、各風力発電機について設計します。 なお、本事業は撤去費を含めて事業設計しているため、万一事業期間中に会社として事業継続が困難となった場合にも、責任を持って撤去等の対応を行います。
94	災害面・安全面	毎年、夏を中心に大雨による大きな災害が起きている。 工事用の道路をつくる時点ですでに危険なのではないか。 住民、工事現場の方まで災害にまきこまれてしまうのは明白である。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
95	災害面・安全面	自分は水俣川の河口で25年程前からカヌーを漕いでいます。昔は多少の大雨でも濁流になることがなかった水俣川ですがここ数年は1日雨が降り続いただけで濁流になります。これは水俣の山で（太陽光等）森林を切った影響だと思います。これ以上、水俣の山の森林を削るのは止めてほしい。山の保水がなくなり大きな土砂災害が起きるのは目に見えている。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。
96	災害面・安全面	大規模な森林伐採がされます。土砂災害のリスクが高くなります。気候変動が続きます。洪水を招くことにならないか。心配です。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。
97	災害面・安全面	18年程前、水俣では大きな土砂災害がありました。水俣はとても地盤がゆるい地域です。そこにわざわざ巨大な建造物をいくつも建てることは大変危険と思います。 災害のあった地域に同じ災害をおこす可能性もある工事をすることに不安はありませんか？ また大きな災害があったことをどう思われますか？	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、同じ災害を繰り返し起こさないよう設計に反映したいと考えております。
98	災害面・安全面	ウィンドファーム建設に反対です。 風車を設置するために削る土はどう処理するのでしょうか。谷に放って埋めてしまうと熱海の土砂流れのような惨事が起きます。予定地のすぐ近くまで家があります。風車を尾根に打ち込むと環境は必ずバランスを失い脆くなります。惨事が起きない工事法など考えているのでしょうか。たかだか20年の寿命の事業で大惨事が起こった時の責任がとれるのでしょうか。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じます。 なお、工事に伴い発生する掘削土等は、可能な限り対象事業実施区域内の盛土箇所等で再利用することを想定しています。それ以外については、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理します。なお、先日の熱海の土石流被害を受けて新しい法律も出ており、本事業についても同法律に基づく審査を得ることとなるものと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
99	災害面・安全面	また（今回は紀伊半島で）大きな災害がありましたね。 このように気象は異常な早さでおかしくなっています。激しすぎる雨、強すぎる風、そんな中で山肌を削る風車の建設ができますか？完成する前に災害が起きるかもしれません。 もともと九州は雨の多いところですが、ますます激しく雨が降ると思われます。完成してからでもですが、建設中の災害も恐しいです。 「原因は CO2 なので削減のために建設」ではなくて「CO2 を出さない生活」にしていかななくてはならないと思います。何故雨の多い九州のくずれやすい山の上に建設するのですか？ 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、各地点に保守事務所を設けて日々保守管理業務を行っており、完成後しっかりメンテナンスを行うことで考えております。 なお、ご指摘いただいたとおり「CO2 を出さない生活」へのシフトも重要と考えますが、温暖化対策が急がれる中、再生可能エネルギーの導入と「CO2 を出さない生活」へのシフトを並行して取り組むことが重要と考えます。
100	災害面・安全面	計画地付近の地域は「急傾斜地特別警戒区域」崩れやすい地形 当然ですがこの地域では家の新築も新たな開発も原則禁止です。それどころか、移転促進の施策が進められています。最高 300 万円の助成金が支給される制度です。 風車は建物ではないので建築基準法による規制には当たらないようです。しかし、これには大いに疑問があります。 法的にそうであっても、実際には巨大な開発であります。民家の新築などの比ではありません。 「自分たちは只でさえ危険なところで暮らしている。大規模な開発工事はとんでもない」この怖れをどう受け止めますか？いかなる理由であろうと、この地域での開発行為はすることは許されません。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、完成後しっかりメンテナンスを行うことで考えております。
101	災害面・安全面	三重大学の教授が、今年はスーパーエルニーニョが発生し、研究者も予想できないくらいの大雨が降るといっています。 今後の気象状況は大変なことになり、大型スーパー台風の発生が増えてゆくとのこと。 今までのスーパー台風でも風力発電のプロペラが落ちたり、倒れたりしています。台風の被害が出た時には、どう処理し、補償はどうなるのでしょうか？そうではなくても土砂災害が起きてからでは遅いのです。そんな恐ろしい物を 30 機も山の上に建てるなど納得できません。 計画を中止して下さい。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、完成後しっかりメンテナンスを行うことで考えております。
102	災害面・安全面	・山が削られる事で土砂災害や大雨の時、洪水になるので不安である。 ・自然がこわれ、川の水などが汚染されそうで不安。 ・風力発電の音で体調をくずしそうで不安 ・温泉、田んぼ、畑に大切な水脈がなくなりそう。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると環境への影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、環境に関しては、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			検討するとともに、ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。 なお、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限定的と考えております。
103	災害面・安全面	4 日本国内で風車火災事故が7件が発生しているようです。 2002年の青森県の事例では、試運転中の風車から出火、ブレードが火を噴きながら回転。ナセルが全焼し、ブレード2枚が落下したそうです。 今回計画されている風車のナセルで火災を生じた場合、地上85mの高さになるそうなので、消防隊が放水しようとしても放水が届かないと思われ、風車が燃え尽きるまで警戒することしか出来ないようです。風車の周りが森林の場合、山火事に広がることの無いよう、ナセル内に自動消火装置を設置することを義務付けることが必要ではないでしょうか。	過去に風力発電機の火災は発生しておりますが、今回設置予定の風力発電機のナセルには、自動消火装置が備え付けられているものを使用致します。また、事故を発生させないためにも日々の保守・点検が必要と考えており、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めてまいります。
104	災害面・安全面	今回の風力発電の建設は、デメリットや不安に対して十分なメリットや安全性の話が挙がっている様には思えず、将来の暮らしまで考えると現段階では不要だと考えます。 具体的には、以下の3点です。 ①風力発電を建設しても、約20年の寿命しかなく、また自然災害等が発生した場合、もっと短い時間しか稼働できない一方で、森林を伐採して植樹などしたとしても、山、川、海の生態形すべて20年では元に戻らないこと。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。 また、20年後も引続きご理解頂けるのであれば、建替えを実施させていただきたいと考えております。 なお、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、完成後しっかりメンテナンスを行うことで考えております。
105	災害面・安全面	②森林は自然のダムや浄化槽の役割を果たしており、過去に水俣市山間部にメガソーラーを設置した際にも、雨が降る度に下流に泥水が流れたり、大雨の際に鉄砲水の様な現象が起きたりと、市内の中心部を川が流れる水俣市の地形を考えてもリスクが高いこと。	風力発電機やその建設のための取り付け道路、風力発電機設置ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄機関の審査を受け、十分安全を確保できる施設にします。また、事故を発生させないためにも日々の保守・点検が必要と考えており、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めてまいります。
106	災害面・安全面	事故、災害の対応について 転ばぬ先の杖を準備書には、万が一の事故、災害が発生したときの対応が全く記されていない。 どんなに万全を期しても、必ず起こるのが事故や災害である。その場合「備えて待つ」の対策が必要である。 地震・台風・雷、大雨等がもたらす大規模災害は年々激しくなっている。場合によっては命に関わる事態もあり得る。 現状では、何が起きても住民は被害者であるにも関わらず、どうしたらよいかわからない。 因果関係なども証明するのは出来ないことである。 御社と地域常民及び水俣市との補償に関する協定を結ぶことを強く要求する。	万が一の事故・災害に関しては、環境影響評価の対象とはなっていないため、準備書へは記載しておりません。仰るとおり、事故・災害の備えは必要と考えており、事故や災害が起きないように保守事務所を設けて日々保守管理業務を行うとともに、万が一の事故・災害に備えて関係自治体と協議をさせていただきます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
107	災害面・安全面	工事中や稼働後の災害・事故、健康被害についての対応が心配です。水俣市及び地元住民との協定を結んでほしいです。	評価書に向け、可能な限り工事関係車両の台数低減を図れるよう引き続き検討を進めます。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。 事業実施に際しては、環境監視を実施し施設稼働後の騒音及び超低周波音の状況について調査する計画としています。施設の稼働後に地元住民の方から騒音及び超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。 供用後は、事故を発生させないためにも日々の保守・点検が重要と考えており、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行うとともに、万が一の事故・災害に備えて関係自治体と協議をさせていただきま
108	災害面・安全面	企画、立案、設計、施工、運転、保守レベルにおいて、特有のリスクがあります。 発電量、自然災害による故障、事故、性能です。 ビジネスとしてのメリットが下がります。 過剰にリスクを評価すると、対応すべきことが多くなりビジネスとしてのメリットが低下してしまいます。 安全性を求めている住民がほとんどです。安全性を追求すれば、ビジネスとしての利益はあがりません。 環境影響評価がおくれ、はじめに考えていた売電価格にならないリスクもあります。 20年たって、元の形にもどします。風力発電の風車をてっぺんまでいって、かかわりある会社（Jパワー？）が、20年後に存在しているのかもギモンです。	当社はこれまで発電事業を70年以上、風力発電事業は20年以上にわたり取り組んでまいりました。運転開始後の保守や故障時の対応については、これまでの知見を踏まえ、適切な体制を構築してまいります。
109	災害面・安全面	こんにちは。インターネットで検索してください。 「風力発電の事故写真」を 今回風力発電を建設することに関わるすべての方々に見ていただきたいです。見てください。 こうなる前に、ぜひ、計画を中止してください。 よろしくお願いします。 見てどう思ったのかを、教えてください。	事故を発生させないためにも日々の保守・点検が重要と考えており、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めてまいります。また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
110	災害面・安全面	経済産業省の下記の発表を読み、風力発電の事故が、こんなにあるのか！！と驚きました。 風力発電所の耐用年数は約20年で（たったの・・・）20年経過すると風車を撤去し、更地に戻すか、建て替えなければいけません。 もう、この建設経計画は「勇気ある撤退」を、考えていただきたいです。よろしくお願いします。 【【風力発電など、新エネルギー発電設備の事故原因究明や再発防止策を検討する経済産業省のワーキンググループ（新エネルギー発電設備事故対応・構造強度WG）は2022年1月12日、8年間に起きた38件の集計結果を報告した。WGの審議の対象となった事故は、ほとんどが風力発電に関するものだ。事故の形態は、ブレードの折損・飛散22件、火災7件、ナセル等落下5件、タワーの倒壊・座屈4件。落雷や台風、	事故を発生させないためにも日々の保守・点検が重要と考えており、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めてまいります。また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		想定以上の強風で起きた事故が多いが、保守管理の不備に起因するものも少なくない。兵庫県淡路市で発電停止中の風車が2018年に倒壊した事故(下記一覧の24)は、電源の供給が途絶えていたことが原因だ。これによって風車が制御不能となり、台風によって倒壊した。2020年に鳥取県琴浦町の東伯風力発電所で起きたブレード破損・飛散(33)は、点検で補修が必要と判定していたものの運転を継続し、強風によって事故に至った。2021年に山形県酒田市のJRE酒田風力発電所で起きた火災(37)は、長期間運転するなかで塩分・粉塵が端子台と周辺に蓄積し、脆化によるひび割れも発生。複数の微少な地絡電流をきっかけに、電源】】	
111	面 災害面・安全	大型鉄建造物である風力発電は20年ほどで劣化するときいています。自然環境を破壊する山間部風力発電の被害は、三重県など多数発生しています。持続可能な小水力発電などに計画変更して下さい。	事故を発生させないためにも日々の保守・点検が重要と考えており、保守事務所を設けて日々保守管理業務を行い、事故・故障が発生しないように努めてまいります。また、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
112	面 災害面・安全	巨体な風車を回すためには、外部電源が必要となります。回すために火力発電の電気を使ったり、重油を使用します。報道されてませんが重油を使用しているドイツでは公害がひどくなったと聞きました。建ててしまったら取り返しがつきません。	本事業が原因で公害が発生しないよう、発電所の適切な保守管理に努めます。
113	災害面・安全面	水俣の市内はせまく、山が近い、風力発電の工事や道を造ることにより大雨時や台風時の被害も大きくなり、民家が近いと体への被害もでると思うので、反対します。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。
114	地形・地質	●地形・地質について 貴社は「地形及び地質の状況」について、いくつかの調査結果をもちだし、「対象実施区域及びその周辺には、おける重要な地形・地質は存在しない」として「環境影響評価の項目として選定しない」としているが、地元に住む複数の専門家は、過去の土石流跡の調査をはじめ水俣川流域、湯出川流域斜面での100か所以上で斜面崩壊が起こっていること等々、持続的な調査を踏まえて、「急傾斜地崩壊危険箇所での風力発電装置設置は、土砂災害のリスクが大きくなること」を具体的に指摘しています。貴社はこうした専門家の意見をどのように受け止めているのか。何の根拠もなく、重要な問題はないと決めつけているように思える。問題ないとしている根拠を示してください。	準備書第8章に記載したとおり、本環境影響評価においては、発電所アセスの手引きに則り、学術上の観点から重要な地形及び地質を対象としております。準備書第3章に記載したとおり、既存資料調査により、対象事業実施区域において重要な地形及び地質が存在しないため、地形・地質について調査は実施しておりません。 なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所でもボーリング調査を行い、各風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
115	地形・地質	(3) 今年は水俣での梅雨前線豪雨による土砂災害(2003年7月20日発生)から20年になります。矢城山を源流とする集川右岸の尾根の一部が風化して礫状になった安山岩溶岩に大量の雨水が浸透したことにより、斜面が不安定となり集川に土石が崩落し、土石流が発生し集地区で15名の方が亡くなりました。また、鹿児島県出水市針原地区では1997年7月10日、やはり梅雨前線豪雨により矢筈岳を源流とする針原川に面した斜面の一部が崩壊し土石流が発生し、21名の方が亡くなりました。ここでも斜面をつくる風化した安山岩礫の堆積物が土石流発生の素因になったと考えられています。宝川内や針原ではたまたま斜面の崩壊が発生したために安山岩溶岩の風化の状況や風化礫の堆積物の存在が分かりました。計画地の尾根付近も安山岩溶岩が広く分布していますが、溶岩の風化や溶岩下位の地質状況によっては宝川内や針原同様、豪雨によって計画地が土石流発生の源になる恐れがあります。より詳細な地質調査が求められます。	準備書第8章に記載したとおり、本環境影響評価においては、発電所アセスの手引きに則り、学術上の観点から重要な地形及び地質を対象としております。準備書第3章に記載したとおり、既存資料調査により、対象事業実施区域において重要な地形及び地質が存在しないため、地形・地質について調査は実施しておりません。なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、各風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。 また、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 同じ災害を繰り返さないよう設計に反映いたします。
116	地形・地質	準備書では、調査を行わない項目として以下に記述されています。 ・地形及び地質：対象事業実施区域に（学術的に）重要な地形及び地質がないため。これはひどいと思います。（学術的に）とはいかなる意味があるのですか？伺います。 我々市民が異口同音に訴えているのは水俣特有の地質構造にあります。崩れやすい、深層崩壊が起きやすい。2003年の宝川内の土石流災害が典型例です。この災害をどのように評価されていますか？教えてください。 学術的などとは関係なく、市民の命と財産に関わる問題、それが特有の地質構造なのです。市民との合意形成をめざすならば、地質の調査は必須です。	準備書第8章に記載したとおり、本環境影響評価においては、発電所アセスの手引きに則り、学術上の観点から重要な地形及び地質を対象としております。準備書第3章に記載したとおり、既存資料調査により、対象事業実施区域において重要な地形及び地質が存在しないため、地形・地質について調査は実施しておりません。なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、各風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。 また、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 同じ災害を繰り返さないよう設計に反映いたします。
117	地形・地質	水俣の地質はもろくて崩れやすいです。2003年の宝川内土石流は忘れられません。なぜ、地質の調査をされないのですか？	準備書第8章に記載したとおり、本環境影響評価においては、発電所アセスの手引きに則り、学術上の観点から重要な地形及び地質を対象としております。準備書第3章に記載したとおり、既存資料調査により、対象事業実施区域において重要な地形及び地質が存在しないため、地形・地質について調査は実施しておりません。 なお、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
118	地形・地質	2 風車立地の地質について ○この地域山地の大規模な開発は認められない。 (理由)出水・水俣地区の山地地質は基底岩として四十累層群であるが、その上位に約 200 万年前の肥薩火山岩類が覆っている。論文に依ると、時期や成分により複数の層からなりそれぞれの風化の度合いも異なっている。 また、この地域には出水断層群と日奈久断層群の延長の断層群が分布している。地震調査研究推進本部の主要活断層帯の長期評価や九州活構造研究会編の九州の活構造には現在判明した活断層は明記されているが、一般に地下にある活断層が判明することは難しく、その 3 倍以上の活断層が隠れているという。日本最大の断層である中央構造線の九州地区での延長が日奈久から八代海と伸び、フィリピンプレート沈み込み運動の影響で人吉地区に人吉南部断層がある。これらの断層の間に位置する出水・水俣地区には、まだ発見されていない断層が多数あると推定される。 1997 年 7 月 10 日、矢筈岳西部の針原地区で土石流災害が発生し 21 名の尊い人命が失われた。この原因は降り続いた大量の降雨により断層の上部層が水で飽和し、断層面が滑り面となって滑落したしとことによると考えられている。 2003 年 7 月 20 日、熊本県水俣市の宝川内で土石流が発生し、19 名の尊い人命が失われた。この原因はこの地特有の地質が関係している。2 層の肥薩安山岩があり、下層部は水を通しにくい層で上層部は水を通しやすい風化した安山岩層であり、大量の降雨によりこれら 2 層の重なり部に水に飽和した上部層が滑落したことにより土石流が発生したとされている。 準備書を見ると、図 3.2-14 (1) (2) に対象地区の砂防指定地区等がある。この図を見ると、風力発電機立地力所およびその周辺は殆どが指定されている。一部に指定から免れている箇所もあるが、後に述べる自然災害情報室による斜面上方を造成するに当たり、その下方の地域で土石流が発生し易くなる。これらの災害を未然に防ぐためにも、この地域に於ける大規模な山地開発は認められない。 (参考) ※国立研究開発法人・防災科学技術研究所の「自然災害情報室」(Web)や地質ポータルサイト(Web) ①「斜面角 30° 以上や尾根・山稜などでは崩壊が起り易い」 ②「斜面上方を造成すると崩壊し易くなる」 ③「地層が斜面側に傾いているところでは地層境界ですべりやすい」	すべての風力発電機設置箇所でボーリング調査を行い、各風力発電機毎に基礎形状を設計します。設計した基礎形状について、国の厳格な審査を経て承認された上で、風力発電機の建設を行います。 なお、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。
119	地震	日本は地震の活動期に入っていて、各地で地震が発生しています。西側計画地の芭蕉から招川内付近には活断層である出水断層帯があります。このような場所に高さ 150m もある巨大な構造物をつくることは危険極まりないと思います。この点で準備書は評価できません。	風力発電機の構造等については、電気事業法及び発電用風力設備に関する技術基準に定める省令等の技術基準に基づき、地震や台風等の強風に対して安全性に関する審査を経たものいたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
120	地震	計画地には出水断層帯の中にあります。今後 30 年間に M7.0 程度の地震の可能性が活断層の中では、高いグループのようです。矢筈岳のような活断層上の地域で、地震時の様々な安全が本当に担保されるのですか？	風力発電機の構造等については、電気事業法及び発電用風力設備に関する技術基準に定める省令等の技術基準に基づき、地震や台風等の強風に対して安全性に関する審査を経たものといえます。
121	地震	全国で地震が起きています。水俣はすぐ近くに日奈久断層があり、かなりの高い確率で地震がおきると気象庁も言っています。 そんなところに大きな風車を建てて大丈夫ですか？大丈夫な場合、その根拠を教えてください。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	風力発電機の構造等については、電気事業法及び発電用風力設備に関する技術基準に定める省令等の技術基準に基づき、地震や台風等の強風に対して安全性に関する審査を経たものといえます。
122	地震	2. 雨の量も増大しているし、地震も発生しています。どうされるのでしょうか。	風力発電機やその建設のための取り付け道路、風力発電機設置ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄機関の審査を受け、十分安全を確保できる施設にします。 また、風力発電機の構造等については、電気事業法及び発電用風力設備に関する技術基準に定める省令等の技術基準に基づき、地震や台風等の強風に対して安全性に関する審査を経たものといえます。
123	地震	ちょっと待った！水俣風力発電の会 ●●●●様 謹啓 梅雨の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。 知人の水俣病裁判の傍聴（最高裁で勝訴判決）などで、水俣へ行くと、私は、水俣病患者の友人と、鹿児島県の長島町の食堂で食事をします。この食堂に行く途中に、風力発電が建っていますが、私は、それを見ると、不気味さを覚えるのです。なぜならば、あまりにも自然と不釣り合いであったからです。それに、地震によって倒れるのではないかと、不安感を持ちました。 このようなことから、ちょっと待った！水俣風力発電会のみなさまには、ぜひとも頑張ってください。群馬から、応援しております。 謹言	風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ですべてボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。地震についても同審査において厳格に審査されます。 なお、現在の耐震基準に基づき設置された風力発電機については、東日本大震災においても倒壊などは生じておりません。 また、景観に対するご不安については、今後もご地元の方々の疑問等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、いただいたご意見については、必要に応じて事業計画に反映させるとともに本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
124	水源	「水環境に対する、意見・質問」 貴社の住民説明会資料(P21)4 (1)調査・予測・評価項目で、水環境について、水質、底質で水の濁り、有害物質を造成時の一時的な影響のみを行うとなっている。そこで以下の質問・意見を述べる。 質問・意見 1, 水俣市から方法書段階で調査項目として水脈等への影響、湧水量、水質、地下水への影響等について環境影響項目として選定下さい。と要望が出されていたが、貴社は水俣市からの要望を検討されたのか。いかなる理由で選定されなかったのか明らかにしてもらいたい。 質問・意見 2, 同上の質問・意見とも関連するが、工事用資材運搬時、建設機械の稼働、地形改変及び施設の使用による影響が考えられるところであり、調査・予測・評価項目に追加すべきである。 質問・意見 3, 住民説明資料(P-21)の下段に地形及び地質は、対象事業実施区域に(学術的に)重要な地	いただきました4つの質問・意見について回答します。 質問・意見 1 について、本事業における環境影響評価では、事前に水俣市様及び出水市様にヒアリング等させていただいたうえで、対象事業実施区域及びその周辺に位置する水源に対し、流量及び浮遊物質量の調査と水質分析を行っています。 事業を検討するにあたり、風力発電機設置位置や改変区域と、調査を行った水源との間で、一定の離隔距離や標高差を確保した他、環境保全措置として、改変面積は可能な限り最小とすること、沈砂池での濁水滞留による土壌浸透を促すこと、早期緑化により濁水の発生を低減することにより、水源への影響は小さいものと考えております。 質問・意見 2 について、工事用資材運搬や建設機械の稼働、地形改変に伴う造成によって生じる水の濁りを想定されたご意見として受け取らせていただきました。本事業により生じる水の濁りに

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		形及び地質がないため調査を行わないとしている。近くに温泉、断層があり、滑りやすい地質等から調査が必要である。 質問・意見 4、住民説明資料(P-45)、準備書「要約書」(P-32、35、36)に水源の位置は秘匿すべき情報であることから公開していないとして公開しておらず、また墨消しを行っている。 なぜ水源地の位置が墨消しされなければいけないのか？むしろ水源地の位置は明らかにして周辺環境の維持につとめるべきで公開し、明らかにすべきであり、他事業所は公開している。貴社は非公開のため水源地に与える影響等もわからず、住民は影響を検討することができない。公開すべきである。	について、工事用資材運搬や建設機械の稼働によって直接的に水の濁りが発生することは無く、水の濁りは土地の造成によって発生することから、環境影響評価では、造成等の施工による一時的な影響として選定しています。 質問・意見 3 について、風力発電機の基礎については、すべての風力発電機設置箇所ではボーリング調査を行い、風力発電機毎に設計します。また、設計した基礎形状については、国の厳格な審査を経て承認されます。 質問・意見 4 について、水源は地域の方の生活に直結しており、位置の情報等を公開することで、地域の方の生活へのリスクが生じる恐れが想定されたため非公開としています。なお、関係地区住民を対象とした説明会の中では水源位置や調査結果についてご説明させていただくことを予定しています。
125	水源	鬼岳周辺の保安林は市民の大切な水瓶です。簡易水道も多数あります。影響はないのでしょうか。水源、水脈の調査をして下さい!! 住民説明会は質疑応答が尽くされたとは言えません。	水源においても調査をさせていただきましたが、水源と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しております。 なお、本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。そのため、水脈への影響はほとんどないものと考えております。
126	水源	(6) 計画地を含む周辺森林は大部分水源涵養保安林に指定されています(準備書図 3.2-13)。準備書図 3.2-6 では給水区域及び水源等の状況が示されています。また、石飛地区では井戸水によって生活用水をまかっています。森林伐採や風力発電機の基礎工事が水みちや水源等に影響(水量や水質等)を与えないか調査をするべきではないですか。	水源においても調査をさせていただきましたが、水源と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しております。 なお、本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。そのため、水脈への影響はほとんどないものと考えております。
127	水源	数年前に九州新幹線の工事があった際に、となりの津奈木町の水源地を破壊し、水俣市から生活用水をもらうという事態になりました。心配しております。 もしもの時は、生活用水の保障をして下さい。	環境影響評価にあたっては、水源の位置等も把握した上で、調査、予測及び評価を行いました。 風力発電事業は、風力発電機設置ヤードとそれを結ぶ管理用道路を造成する事業であり、その造成面積は大きいものではありません。各水源地の集水面積を比較しても十分に小さく、予測の結果、水の濁りの程度も現況から大きく変化することはないと、流量についても大きく変化することはないと考えます。 また、一部の風力発電機は杭基礎による施工を行いますが、面的に地下を遮断することはないと、また、コンクリートを充填することから、湧水等にも大きな影響が生じることはないものと考えております。 ただし、特に湧水等の地下水については、地中の地質構造により影響が生じる可能性は否定できないことから、今後、地域の方とご相談しながら、必要に応じて適切に対応してまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
128	水源	予防原則について。適用すべきであると考ええる。 2022年に「遊佐・採石規制条例」が最高裁によって合憲とされた。 予防原則の正当性が認められた。裁判長は、立法により必要かつ合理的な範囲で経済活動を規制することについて、合憲とした1972年の最高裁判決を挙げ「条例が違憲でないのは明らかだ」と述べ、5人の裁判官全員の意見が一致した。 採石事業で危うくなった町の貴重な水源が守られた。 水俣病第一次訴訟においても予防原則の考え方が認められている(1審で確定)。 では、現計画ではどうか？アセス法をクリアすることに汲々で、水源・水脈、地質・地形の調査をしようとしてもこの進め方は問題がある。 我々の求める、災害発生の虞から計画の白紙撤回を求める意見について、反論するデーターさえ示すことが出来ていない。争点は水源、水脈と地質、地形である。 十分な議論が必要である。「建ってみないとわからない」これは絶対に許されない。 この問題はアセス法をすべてクリアした先にあると考える。	環境影響評価にあたっては、水源の位置等も把握した上で、調査、予測及び評価を行いました。 また、地質・地形に関しても文献等で確認を行っております。今後の設計に際しては、より詳細に地質調査（ボーリング調査）を実施し必要な対策を講じてまいります。
129	水源	・水源への影響回避としているが、墨塗されており、どの水源にどういう配慮をしたのか、不明である。配慮の内容と根拠を示したうえで、環境影響評価に生かすべきである。	水源地調査を行うにあたっては、管理者の方に許可をいただき調査を実施しています。水源は地域の方の生活に直結するものであり、不特定多数の方に位置を公表することが、地域の方の生活へのリスクになる可能性があると思定されることから、水源位置を非公開としています。また、調査結果についても一部管理者の方から公表を控えていただきたいとご要望をいただいております、非公開としています。 なお、調査を進めるにあたり基準値に適合していない結果が確認された際には、その都度管理者の方に連絡をしています。また調査結果については関係地区住民を対象とした説明会の中でご説明させていただきます。
130	水源	・準備書 10.1.2-10～10-11 ページ及び準備書 10.1.2-16～2-19 ページで、水源地の水質の現況調査結果が墨消しされており、評価が正しいか、検証できないので、墨消しを外し、公開すべきである。 ・準備書 10.1.2-47 ページの記述が墨消しされており、水源地への濁水の影響や、講じる対策等が評価できないので、公開すべきである。	水源地調査を行うにあたっては、管理者の方に許可をいただき調査を実施しています。水源は地域の方の生活に直結するものであり、不特定多数の方に位置を公表することが、地域の方の生活へのリスクになる可能性があると思定されることから、水源位置を非公開としています。また、調査結果についても一部管理者の方から公表を控えていただきたいとご要望をいただいております、非公開としています。 なお、調査を進めるにあたり基準値に適合していない結果が確認された際には、その都度管理者の方に連絡をしています。また調査結果については関係地区住民を対象とした説明会の中でご説明させていただきます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
131	水源	・準備書 2 ページ 水道水源地、及び動物・植物の種の保護の観点から、公開版として、一部情報を墨消ししたとあるが、環境影響評価の妥当性を検証できないので、可能な範囲で、公表すべきである。また、水道水源地については、飲用している地域住民には影響の有無を説明すべきであるので、墨消しせず、公表したうえで、環境影響評価準備書を公開すべきである。	水源地調査を行うにあたっては、管理者の方に許可をいただき調査を実施しています。水源は地域の方の生活に直結するものであり、不特定多数の方に位置を公表することが、地域の方の生活へのリスクになる可能性があると思定されることから、水源位置を非公開としています。また、調査結果についても一部管理者の方から公表を控えていただきたいとご要望をいただいております、非公開としています。 なお、調査を進めるにあたり基準値に適合していない結果が確認された際には、その都度管理者の方に連絡をしています。また調査結果については関係地区住民を対象とした説明会の中でご説明させていただきます。
132	水源	建設予定地区内に、周囲の集落の水源はいくつありますか？正確に教えて下さい。多分、相当数のモレがあると思います。個人の水源もありますので。住民の飲み水という最も大切なものを犠牲にしても、都会の電力を作らねばならない理由を教えてください。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	水源に関する調査を行うにあたっては、水源の位置等に関して文献調査を行うとともに、各自治体へヒアリングを行いました。調査を行った水源と風力発電機設置位置及び改変区域は一定の離隔距離や標高差を確保しており、水源への影響は小さいものと考えております。また、事業を実施するにあたっては、沈砂池の設置による濁水の滞留や、法面の早期緑化による土壌浸透と濁水の発生低減を図り、水の濁りへの影響も小さいものと考えております。
133	水源	地中に打ちこむ杭の長さ、太さが不明。水脈への影響が必ず出る。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。なお、杭基礎の設置要否や設置が必要な場合の長さ等については、今後実施する地質調査の結果を踏まえて設計してまいります。
134	水源	・頭石の山の湧水を水道として、引っぱっており水道に影響が出ないか、心配です。	水源において調査をさせていただきましたが、水源と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しており、水源への影響は小さいものと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
135	水源	原子力や火力に頼らない発電が必要だとしても、どこに何を建設してもいいことにはならないと考えます。 熊本城天守閣の 5 倍の高さの風車を支えるには、地中深くまで杭を打つ筈ですが、それでも「地盤崩壊しない」「洪水や土石流は起きない」という科学的根拠を問います。建設時の道路工事も含め、上記の事象が発生した際の環境修復策と責任の取り方についても具体的にお示しください。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。 また、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。また、伐採により保水力の低下が考えられる場合は、建設前後の雨水変化を極力少なくするよう、必要に応じて、調整池を設置する等を検討しており、本事業においても災害を発生させないように努めてまいります。また、建設前後の雨水変化に対する調整池等の対策の有無は、許認可当局により審査されることとなります。 万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。
136	水源	巨大な風力発電所を、重要な保水力をもつ森林に建てる計画のようですが、私は絶対反対です。熊本城の 5 倍位の大きさの風力発電を支えるには 1m や 2m の深さでは支えられません。重要な保水力をもつ森林をそれこそ熊本城位の深さ掘ることになるのではないかと、その時水脈を切ってしまうのではないかと、心配します。環境破カイが起こることは目に見えています。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。 本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることにより、ご地元の方々に極力影響を与えないように致します。
137	水源	水俣は、工場が排出したメチル水銀によって今も様々な苦難に直面し続けています。水俣の川や伏流水は貴重な水道源でもあり、巨大風車群の建設が水源を危険に晒すことを危惧します。 都市部へ送る電気のために新たな環境負荷を水俣にかけるならば、日本国憲法 14 条「法の下での平等」25 条「健康で文化的な最低限度の生活」を、水俣市民に対して損なうことになりませんか。この点につき、見解をお示しください。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。 今後とも、ご地元と丁寧に説明、コミュニケーションを取りながら、ご理解いただける事業としていきたいと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
138	水源	長く山村に住んでいますと、林道を作ったら水が出なくなったという話をよくききます。水俣の山村では湧き水を水道水として使っている集落がほとんどです。 大きな道（ブレード、機材等、運ぶ道）を作り、風車を建てて水俣の水は大丈夫でしょうか？ 出なくなってからでは遅いのです。出なくなる前に建設を止めて下さい。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。
139	水源	ウィンドファーム建設に反対です。 山は大きなポンプです、稜の岩から水がしみ込みやがて平地に水を供給します。又平地から水を吸い上げてバランスを保ちます。屋根に風車を打ち込めば、ポンプの機能は崩れて大きな環境がバランスを欠いた脆い大地に変わります。それを引き起す責任をどう受け留めているのでしょうか。たった 20 年しか保たない企てで環境を崩すのは止めて下さい。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。
140	水源	鬼岳周辺の保安林は市民の大切な水瓶です。簡易水道も多数あります。影響はないのでしょうか。水源、水脈の調査をして下さい。	水源においても調査をさせていただきましたが、水源と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しております。 なお、本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。そのため、水脈への影響はほとんどないものと考えております。
141	水源	温泉や田んぼ、畑に大切な水路や水脈などへの不安 〈準備書 P671～721〉 〈要約書 P31～38〉	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。さらに、湯の鶴温泉と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しています。そのため、水脈及び泉源への影響はほとんどないものと考えております。
142	水源	水俣の特徴的な環境、地形及び地質の調査をしてください。 水俣の水は全て自前で賄われています。水俣の山々に降った雨で生活、農業、工業用水が賄われます。更に、対岸の御所浦島に海底パイプで日夜送水されています。 豊かな水は独特の地質と保安林（水源かん養保安林）によって生まれています。 大きな水瓶があります。水を通しやすい安山岩と、その下にある水を通しにくい凝灰角礫岩の間に水が蓄えられています。 豊かな水ですが、諸刃の剣でもあります。2003 年に水俣市の宝川内地区で大規模な土石流被害が発生し 19 名の犠牲者が出ました。山の尾根部に亀裂が生じ深層崩壊を起こしたからです。「水の収支」という調査結果から導かれた論文です。土石流の原因は、その時の降水量だけでは半分しか説明がつかない。残り	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。また、伐採により保水力の低下が考えられる場合は、建設前後の雨水変化を極力少なくするよう、必要に応じて、調整池を設置する等を検討しており、本事業においても災害を発生させないように努めてまいります。また、建設前後の雨水変化に対する調整池等の対策の有無は、許認可当局により審査されることとなります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		の 50%は水瓶に蓄えられた水量が一気に流れ出たことによるものとされています。 尾根部の亀裂は命取りです。御社の計画はその尾根部に巨大な構造物を建てることになります。私は尾根に 30 もの楔を累々と打ち込むように思われます。	
143	水源	風力発電所建設による、土地への降雨浸透、地下水脈への影響の調査が不十分ではないのか。充分であるという根拠をより詳細に示して下さい。 1～数年の調査のみで、生息野生生物や該当稜線を渡る鳥類等への影響の把握が充分とは思われない。特にバードストライクについてより詳しい予測データを示して下さい。	水源において調査をさせていただきました。調査を行うにあたっては、文献調査を行い各自治体様へヒアリングを行っております。調査、予測評価の結果、水源と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しており影響は小さいものと考えております。なお、本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。 渡り鳥を含む動植物の調査にあたっては、専門家等の助言を踏まえ、調査時期や回数を設定しております。調査、予測結果についてご提示し、その内容についてご了承いただいております。調査、予測評価の結果は準備書第 10 章でお示しさせていただきました。
144	水源	「三本松の水道」水源地の近くで工事があり、水がなくなるのでは	湯出地区に近い水源では、湯出流合水源、湯出総合水源、頭石中村水源、頭石手小田水源にて調査を行っています。事業計画を検討するにあたり、調査を行った水源と、風力発電機及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しており、影響は小さいものと考えております。
145	保安林	保安林について P226 に国有林・保安林のことがある。全ての建設予定地が水源かん養保安林となっている。そして国有林となっている。つまり、ここは大切な水源の国有林ということだと思う。そんな山を切土して盛土し巨大な建造物を建築するとはなんとはい知らずなのか？人間を始め全ての生ある物は水なしには生きていけない。その大切な水の源である山に手を入れ、何の問題もないと説明するその姿勢がすでに山を水をおろそかに考えていると感じる。私たちと守り育んでくれている大切な山、水、空気をどうして手にするのか？電気のため？本当にそうか？私たちの生命の源である山、木、水に手をつけないでほしい。	保安林は、今後の環境影響評価の結果及び法令等を踏まえ、保安林の機能への影響の最小限化の観点から関係機関と協議を行い、環境影響の回避または低減を図ります。
146	保安林	・水源涵養保安林である山々、動物、植物そして人間の生命にとって大切な水のこと 生活人のこと考えていただいているのか大変疑問に思う	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、改変面積も、各水源地を含む集水域面積に対してもわずかであるため、太陽光発電等の面的な開発や、山の中腹部に造られた道路等と比べると、森林への影響は小さいものとなります。 また、法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで、水源や動物、植物への影響の低減や、土砂災害の防止に努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
147	保安林	保安林を広域にわたって伐採することはあってはならないことです。水資源に大きな影響が出ると考えられます。土砂災害のリスクも高まります。計画予定地付近は「土砂災害特別警戒区域」に指定されています。ただでさえ危険な状態です。	伐採により保水力の低下が考えられる場合は、建設前後の雨水変化を極力少なくするよう、必要に応じて、調整池を設置する等を検討しており、本事業においても災害を発生させないように努めてまいります。また、建設前後の雨水変化に対する調整池等の対策の有無は、許認可当局により審査されることとなります。 引き続き関係機関と相談・協議しながら、周辺森林・保安林機能への影響が最小限となるような事業計画としてまいります。
148	文化財	1 予定されている場所に、石器時代、縄文時代、弥生時代の遺跡、が多数点在して、まだ多くの箇所が調査されていない、風力発電の工事よりも遺跡の調査が文化財保護法により優先されるべきではないのか、おそらく古代の調査で10数年は要するし、湯の鶴地区は、出水市上場地区と連携して遺跡が連なり、熊本県民、鹿児島県民の財産である。 如何にして県民の財産を守り、語り継ぐ事が出来るのか疑問である。	埋蔵文化財関係については、準備書3章に記載したとおり、対象事業実施区域内にも存在することから、文化財保護法等の関係法令等を遵守するとともに、関係機関等とも協議し事業計画を進めてまいります。
149	文化財	『準備書』の内容：埋蔵文化財に関する扱いについて、これまでの「風力発電機設置想定範囲」が『方法書』、『準備書』では、いくぶん変更になったことは理解しました。 そして、遺跡調査に対する事業者の見解は、合法的であることが示してあります。納得します。さきにも記しましたが、熊本県と鹿児島県（出水市長から鹿児島県知事への意見、396ページ以降）における対応がほぼ同じようなものだと思えます。 意見、質問：文化財保護法のもとにおける埋蔵文化財に対する対処としては、一般的なこととしては納得できます。しかしながら、この40年間ほどにおける南九州（熊本県、鹿児島県、宮崎県）における旧石器時代遺跡の調査結果（成果）を見ますと、遺跡の保護の観点（記録保存の場合でも）からは、より実際に即した対応が求められるのです。 すなわち、旧石器時代の遺跡における遺物の分布から導かれる遺跡範囲の確定は、容易なものではありません。平面分布にみられる遺物の濃淡は、同心円的でありながら明確な密集を示しえないことが判明しているのです。つまり、縄文時代の後半期以降、さらに集落を形成する弥生時代、古墳時代、歴史時代などの遺跡の在りかたとはかなり異なることが明らかになっているのです。 なので、微細な、細片的な遺物しか出土しない旧石器時代の遺跡では、包含層が地表面に近く（深くない）工事中発見の報告という対処では重要な遺跡を失ってしまうこととなります（文化財保護法の違反行為にちかいです）。熊本県、鹿児島県ともに、工事予定範囲については、遺跡の有無確認を含めて、事前の詳細な調査を計画すべきなのです。工事予定地の全面発掘を予測して、それぞれの文化財保護の行政主体への早めの協議が必要とされます。工事中発見では遅いのです。	埋蔵文化財関係については、準備書3章に記載したとおり、対象事業実施区域内にも存在することから、文化財保護法等の関係法令等を遵守するとともに、関係機関等とも協議し事業計画を進めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
150	文化財	(8) 計画地の周辺では石飛遺跡、上場遺跡など旧石器～縄文時代の遺跡が存在します。東側事業地の風力発電機 18 号及び 19 号の北側既設道路の路肩には石器の材料である黒曜石の剥片がありました。この付近にも旧石器や縄文時代の遺跡がある可能性があります。	埋蔵文化財関係については、準備書 3 章に記載したとおり、対象事業実施区域内にも存在することから、文化財保護法等の関係法令等を遵守するとともに、関係機関等とも協議し事業計画を進めてまいります。
151	文化財	意見、質問：文化財保護法のもとにおける埋蔵文化財に対する対処としては、一般的なこととしては納得できます。しかしながら、この 40 年間ほどにおける南九州（熊本県、鹿児島県、宮崎県）における旧石器時代遺跡の調査結果（成果）を見ますと、遺跡の保護の観点（記録保存の場合でも）からは、より実際に即した対応が求められるのです。 すなわち、旧石器時代の遺跡における遺物の分布から導かれる遺跡範囲の確定は、容易なものではありません。平面分布にみられる遺物の濃淡は、同心円的でありながら明確な密集を示しえないことが判明しているのです。つまり、縄文時代の後半期以降、さらに集落を形成する弥生時代、古墳時代、歴史時代などの遺跡の在りかたとはかなり異なることが明らかになっているのです。 なので、微細な、細片的な遺物しか出土しない旧石器時代の遺跡では、包含層が地表面に近く（深くない）工事中発見の報告という対処では重要な遺跡を失ってしまうこととなります（文化財保護法の違反行為にちかひ）。熊本県、鹿児島県ともに、工事予定範囲については、遺跡の有無確認を含めて、事前の詳細な調査を計画すべきなのです。工事予定地の全面発掘を予測して、それぞれの文化財保護の行政主体への早めの協議が必要とされます。工事中発見では遅いのです。	埋蔵文化財関係については、準備書 3 章に記載したとおり、対象事業実施区域内にも存在することから、文化財保護法等の関係法令等を遵守するとともに、関係機関等とも協議し事業計画を進めてまいります。
152	文化財	参考のために前回の私の意見を以下に要約しておきます。 今回の「風力発電機設置想定範囲」をみますと、標高 500 メートルよりも高いところの平坦面を多く含む区域になっています。この鹿児島県出水市域、伊佐市域、熊本県水俣市域の大部分の範囲は、戦後開拓の農地になることがなく樹林地だったところです。なので、昭和 40 年代には踏査ができなかったエリアであり、以後現在まで、遺跡の有無に関しては鹿児島県教育委員会、熊本県教育委員会による踏査、所在確認調査が未着手な区域かと思われます。地図から遺跡の立地を予測すると、上場遺跡、郷田遺跡、日東遺跡、石飛遺跡などに類似、匹敵する良好なところが推定されます。	遺跡関係については、準備書第 3 章に記載したとおり、対象事業実施区域内にも存在することから、文化財保護法等の関係法令等を遵守するとともに、関係機関等とも協議し事業計画を進めてまいります。
153	温室効果ガス	・風車を作るためにどれだけの木々を伐採するのかこれで二酸化炭素削減といえるのか ・山を削ると災害の発生が心配 ・残土の処理どうするのか。トラックの搬送の道路が不明 ・交通量の増加による交通事故への対応は ・工事用資材の搬出入に関して取付け道路の造成について既存道路を回収する部分、新設する部分の工事内容が不明 ・最近あちこちで地震が多発している地震が心配	準備書第 2 章において、CO2 削減効果については、工事の実施並びに樹木の伐採による CO2 排出量の増加に対し、本事業の供用後の CO2 排出削減効果の方が上回ると考えられる旨記載いたしました。 本事業の実施が原因となり土砂災害を招くことがないよう今後の許認可手続き等を通じて行政の指導を受けながら、適切な事業計画を策定し、適切な工事施工と設備の保守管理を行ってまいります。 発生する残土は、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外において適正に処理す

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			る計画であり、工事関係車両の通行ルートは、準備書にお示ししたとおりですが、交通量の増加に伴い、必要な箇所への交通整理員の配置、安全運転の徹底などを指導しながら、交通事故の未然防止に努めてまいります。 地震については、第三者機関及び国による審査を受けることになります。
154	温室効果ガス	(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見を下記に記します。 ・CO2 吸収源である山林を伐採するのは本末転倒。二酸化炭素を減らすべくしている事業には思えません。	本事業による二酸化炭素排出量について試算を行ったところ、樹木伐採や建設機械の稼働に伴い二酸化炭素の排出が生じ、また樹木伐採に伴い二酸化炭素吸収量の減少が生じますが、これらの量に比べ本事業による二酸化炭素排出削減効果が、供用後 1 年で上回る結果となっています。
155	温室効果ガス	●発電所を作るために自然を排除することに反対です。人間は自然を破壊して目先の自分だけの利益を追いすぎていると思います。生物多様性が人間にとって必要だと、やっと言い始めていますが、すべての生き物を尊重し、思いやって暮らす姿勢をもっと身につけるべきです。電気を使いたいのは人間なのだから、他の生物の居場所を奪うのではなく、自分たちの居場所である建物や都会の駐車場などにソーラーをつけ、蓄電池で調節すべきです。直接地面にソーラーを設置することが認められるのは農地のソーラーシェアリングまでで、メガソーラーなどはもっての外です。 今回の風車も、人も動物植物も住めない荒地や海に作るのではなく、今ある樹木を切らねば作れないので反対です。CO2 排出抑制のために樹木を切るなど本末転倒です。CO2 を O2 にかえて、排出抑制ではなく積極的に削減してくれる緑の樹木は、1 本でも大切にすべきです。すでにソーラーという技術があるのだから、環境破壊する風力や原発に使う費用を、より効率的で害のない作り方や処理方法の出来るソーラーや蓄電池の研究に使うべきです。 ●原子力発電に反対です。時期尚早。放射線廃棄物が無害化する研究が成功してからやってください。今のところは環境汚染で SDG s に反する方法です。 ●発電所を作るために自然を排除することに反対です。人間は自然を破壊して目先の自分だけの利益を追いすぎていると思います。生物多様性が人間にとって必要だと、やっと言い始めていますが、すべての生き物を尊重し、思いやって暮らす姿勢をもっと身につけるべきです。電気を使いたいのは人間なのだから、他の生物の居場所を奪うのではなく、自分たちの居場所である建物や都会の駐車場などにソーラーをつけ、蓄電池で調節すべきです。直接地面にソーラーを設置することが認められるのは農地のソーラーシェアリングまでで、メガソーラーなどもっての外です。今回の風車も、人も動植物も住めない荒地や海に作るのではなく、今ある樹木を切らねば作れないので反対です。CO2 排出抑制のために樹木を切るなど本末転倒です。CO2 を O2 にかえて、排出抑制でなく積極的に削減してくれる緑の樹木は、1 本でも大切にすべきです。すでにソーラーという技術があるのだから、環境破壊する風力や原発に使う費用を、より効率	本事業による二酸化炭素排出量について試算を行ったところ、樹木伐採や建設機械の稼働に伴い二酸化炭素の排出が生じ、また樹木伐採に伴い二酸化炭素吸収量の減少が生じますが、これらの量に比べ本事業による二酸化炭素排出削減効果が、供用後 1 年で上回る結果となっています。 風力発電は、再生可能エネルギーの中で最も発電効率がよく、かつ、発電電力量あたりの必要面積も小さいため、自然環境への負荷の面からも優れた発電方式であり、本地域は、限られた風力発電事業に適した地域として考えておりますが、環境への影響も懸念されることから、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り環境への影響を低減させるよう検討するとともに、ご地元の方々よりご意見をいただき、必要に応じて事業計画に反映します。ご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		的で害のない作り方や処理方法の出来るソーラーや蓄電池の研究に使うべきです。 原子力発電に反対です。時期尚早。放射性廃棄物が無害化する研究が成功してからやってください。今のところは環境汚染でSDGsに反する方法です。	
156	温室効果ガス	5月31日、NHKBS プレミアム「ヒューマにエンス」で放映されていました。 木がCO2を吸収する量が従来の定説の2.5倍であることが判明したということです。 御社も風車と森林の効果を比較して風車に軍配を上げていますが、怪しくなってきました。 先ず、樹木伐採について（約42.8haを想定）とされていますが、これをCO2の吸収量から換算すると $42.8 \times 2.5 = 107$ 。つまり107haもの森林を伐採することと見なされます。 20年後は復元して木を植えると言う説明もありましたが、その木が40年になるまでの60年間、107haの森は失われたままです。CO2の計算をして下さい。 風車にどれほどの優位性がありますか？	本事業による二酸化炭素排出量について試算を行ったところ、樹木伐採や建設機械の稼働に伴い二酸化炭素の排出が生じ、また樹木伐採に伴い二酸化炭素吸収量の減少が生じますが、供用後1年でこれらの量に比べ本事業による二酸化炭素排出削減効果が上回る結果となっています。 評価書段階では、可能な限り最新の文献資料を用いて試算を行います。
157	温室効果ガス	CO2削減のための風力です。つまり環境のための風力なのですが、山肌削って道を造る時点で、すでに環境破壊になっています。 どれだけCO2削減効果があっても（それほどあるとも思えません）山の伐採、巨大な林道、山頂での建設、支柱の深い穴掘りなど、どうみても作るだけで環境にもマイナスにしか思えません。 CO2削減以外に造る理由がありますか？それだけでは理由に足りないと思います。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	本事業によるCO2削減効果は、82,300t-CO2/年を想定しています。これは、約76,000世帯分に該当します。 また、CO2削減以外にも、風力発電所の建設及び維持管理に地元業者の活用や新設した（一級）林道を森林施業へ活用することでご地元にも一定のメリットがあると考えております。
158	環境全般	以前出水市の住民でした。 この度貴社の風力発電計画を知りました。 風力は原子力に替わる電力として期待しておりますが、出水地方の風力発電は大型でありまして住宅に近い所に計画されているとのこと、私は次の様な考えで計画に反対します。 ・水源涵養保安林を削るということは災害の発生が起ころ心配があります。かつて大きな山くずれが発生したこともあります。 ・又野鳥の宝庫でもあるとのこと ・風車の低周波被害もあるときく 近隣住民の意見をよくきき、住民が納得しない限り、建設すべきでないと考えます。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
159	環境全般	風車との距離について 1km以内に多くの住民がいる。説明会では2km離して欲しいと希望したが、考えてみると2km位離れた位で何の影響もないとは言えないのではないかと。山間部では2kmというのはそう遠い距離ではない。鳥がさえずり、雲が流れ日が昇り日が沈むこの風景の中で生活する者にとって巨大な建造物ができること自体恐怖を感じる。SDGsと言いながら多くの木を切り土地を切り開く、そして地形をかえていく。それでどんな問題が起ころのか？騒音もそうだが巨大な羽根の風切り音、点滅するあかり、せめて5kmははなしてほしい。人間が住む地域から遠くはなれたとこ	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		ろで建設してほしい。問題ないと簡単に言わないで欲しい。それなら今試験中のこの大きさの風車の 1km 以内に 1 年住んでから説明してほしい。	
160	環境全般	私は、石飛地区に住んでいる●●と言います。風車からは約 1.1km の所になります。ここで生まれ 65 年間ここで暮らして、農業も営んできました。私の家の前を小さな川が流れています。普段は小川ですが、梅雨時の大雨の時は川は増水し、前の道路は冠水し、家の前の●も川のように流れて、近くの分校跡に何度も避難した事もあります。この様の状況で、風車建設による森林の伐採や土の掘削が行われると土砂くずれや川の氾濫により多大の被害が予想されます。又、騒音被害や低周波被害を予想されています。ここには住めなくなります。私はここでずっとゆっくり、のんびり暮らしたいと思っています。この地区の人みなさん同じ気持ちだと思います。どうか私たちの願いを聞いて下さい。風車の計画を中止して下さい。どうか、どうかお願いします。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
161	環境全般	市民からは、騒音・低周波音の問題、クマタカ猛禽類の行方、土石流など災害誘発の是非、保安林解除の影響などが指摘されており、市民生活にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。住民の暮らしや健康、自然環境が損なわれてしまってからでは遅いです。回復不可能な影響を及ぼすおそれがある事態に対しては、未然に防止することを基本とするのが予防原則です。御社の事業計画準備書からは予防原則に則るといった基本的な姿勢が読み取れません。この事業計画は住民にとってどんな益があるとお考えでしょうか。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
162	環境全般	この計画を中止してください。気候危機まったなしのこの状況で、やることは節電と再生可能エネルギーですが、御社がやっていることはとにかく電気を作ることだけとしか思えません。火石も原発もやめてください。地産地消でいけるよう、風力をやめて、小水力を 30 ヶ所、伊佐に設置してください！伊佐に良い協力をおねがいします。 自然を人間は作れません。自然に還らないようなものを設置しないでください。自然、人間、動植物が 1 つでも傷つくような工事をやるまえに、ストップさせる勇気を！！ 近くには牛がいっぱいいます。田舎の人たちの営みがあるのです。たててしまえば、御社もずーっと苦しまなければいけませんよ。止めてくれれば、たくさんの方のなやみがなくなるのです。 昨年、伊佐の巨大風力に反対する署名 3217 筆を伊佐市長に提出しました。市長は林業の会社などのこともあり、あいまいにしています。 犠牲の上になりたつ利益をとるのではなく、本当の日本の人たちの利益になるような誰一人苦しめない電気の作り方、使い方を示す会社になってください。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
163	環境全般	石飛地区に配置する 18 号、19 号は抹消する事自宅に近すぎる 配慮書の時も意見を言いました。本社東京電源開発、地方に来て、なりふり構わず電力施設を作る事は腹立たしい 自社の屋上にも大型風力発電機を作るべきだ 風がないから、人が多いからは理由にならない 地元には、何んのメリットもないし、保証もない 人体に悪い影響を受けるだけ、自社だけ無痛は許せない。 世の中の秩序、道義が崩れてしまう へんてこな事件が起きる世の中、このようにしてはいけない よって中止する事。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
164	環境全般	5 月 18 日の説明会に参加した者です。 風力で作られた電気は九州電力に全量売電されるとの説明がありました。風況に左右される不安定な風力発電は、現在の日本の技術では実際の CO2 削減に大きく貢献していない。というのが現実です。貴担当者からは、今後の蓄電池の開発、また送電網の整備など、風力の安定電源化に希望を抱いています。とのコメントがありました。しかしながら、再生可能エネルギーの大規模導入を進める前提としての系統安全性の課題は多く残っており、今後 20 年以内に解決されるという確実な道筋は示されていません。 そんな中、現状では電気が足りている九州管内で、更なる風車の増設のためにここ予防原則の高い水俣の地を選択し、そして更なる不安とリスクを住民に押しつけ果たして本事業はそうまでして進めるべきなのか、大きな疑問を感じています。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
165	環境全般	毎日のお仕事お疲れ様です。前回に引き続き 2 回目の貴社の説明会に出席させていただきました。ありがとうございます。大変詳しい説明書により、地元への影響はあまりないとのことでしたが、やはり伊佐市民の一人として多くの不安を抱えております。 近隣には長島の風力発電が稼働しておりますが、山の上に設置されているにもかかわらず、釣りをしている風車の風切り音が聞こえてくるとの知人の話もあります。規模を比べてみたとき、伊佐市へ貴社が建設を計画しておられる風車は、長島の風車よりはるかに大きく、高さも発電量も倍強となっているようです。低周波による健康被害は皆無でなく、個人によっては不眠他身体の不調もあるようです。また、山の上に設置するためには、多くの山林を伐採しなければなりません。原則的には 20 年後には解体の時期を迎えるため、設備の撤去と山林の再造林も求められると理解しております。再生可能エネルギーのメリットについては否定するものではございませんが、20 年の稼働期間前後の準備期間及び解体と再造林にかかるデメリット部分の説明について十分に説明がなされているとは言い難く、地元住民としての不安に対する回答としましては、正直なところ多くの疑問が残ります。詳しく申し上げれば、大きな建設資材を造るために電力や資材を使い、遠路トレーラーで運ぶ。地元の山林に入るにも山林を伐り、道路拡張を行い、建設地を掘って大量の土砂を運び出さなくてはなりません。また、20 年間発電した後、施設撤去に入ればコンクリートを取り除き、埋め戻し、再植林していく。その間、土砂災害などが起これば復旧工事もしなければならないでしょう。このように全工程を考えていくならば、日本の国土へ与える影響も大	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		きいし、そこで暮らす人々の命にもかかわります。地元の産業にも影響が現れます。	
166	環境全般	肥薩ウィンドファームの大規模風力発電所建設計画に反対です。 大規模風力発電を設置した場合、水源や森林への影響が想定されます。海、川、山の環境は相互に連系しており、環境・生態系の破壊は広く本地域の住民の生活に様々な面から影響を与えます。水俣では2003年に大規模な土砂災害が起きており地質の問題があります。この点からも森林の破壊は甚大な被害をもたらします。本計画ではごく近隣に民家や畑地がある場所に風車が建設されますが、風力発電では周辺住民の騒音被害や低周波音波の被害が報告されています。これらの問題が環境アセスメントで払しょくされたとは思えません。 自然環境や住民生活への影響は、その地域の自然と共に暮らしてきた人々こそが生活を通じて最も鋭敏に察知し予見することができると思います。そうした住民の意見や不安をおさなりにした結論ありきの調査では不十分です。環境保全の観点からも真に悪影響を予測し予防するためには、何より広い範囲での住民との丁寧な話し合いと合意形成こそが必要不可欠です。それらが尽くされたとは到底思えません。最後に、地方の自然環境や住民の思いを犠牲にして、都市で大量消費する電気を発電すること自体に問題があると思います。環境保全の観点からも、エネルギー消費の削減や域内生産・消費的なより小規模の発電方式に取り組むべきです。大型の発電施設は建設後に取り返しのつくものではありません。計画の見直しを求めます。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
167	環境全般	この風車を作るためにどれだけの木々を伐採するのか盛土するのか。環境こわして建設するのは問題です。掘削後の土は420千㎡とあるがこれは四トントラック14000台分にもなる。この残土の処理はどうするのか。トラック搬時の道路振動、騒音、交通量の増加に伴う交通事故も心配。野鳥の宝庫であるこの地に風車が建つとバードストライクが心配。 風車の低周波による健康被害、住宅地の近いところにつくられることで不安がある。出水市街地からの景観をこわさないでいただきたい。 工事用資材の搬出入に関して取り付け道路の造成について、既存道路の回収、新設の工事内容が不明。造成による環境への影響も懸念される。 住民への説明責任をはたしてほしい	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
168	環境全般	●この事業は水俣にとって「必要な事業ではありません」貴社は「本事業により発電した電気は全量九州電力に売電する」としています。貴社の営利目的のために、私たちが計り知れないリスクを負ってまで受け入れる事業でないことは明らかです。水俣市は、エネルギーの地産地消をめざしています。大規模風力発電所計画と水俣市のまちづくりの方向性との整合性は取れないのです。水俣市は第3次水俣市環境基本計画で【基本目標】水俣病の経験を教訓として、引き続き、環境に配慮した様々な施策に取り組むとともに、環境型社会の形成、低炭素社会の実現を目指しています。チッソ株式会社の木庭代表取締役は、「再生エネルギーである水力発電の有効活用によるカー	本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価や、各種許認可手続き、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ、引き続き、適切な事業計画の検討を進めるとともに、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたくと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		ボンニュートラルの推進をはかる」(2023.5.1 水俣病犠牲者慰霊式で)と発言しています。また、2020年7月28日のいわゆる3者協定では、「水俣市、JFEエンジニアリング、JNCは水力発電など再生エネルギーの地産地消を推進し、持続可能な社会の実現でSDGsを推進～、水俣市施設で『CO2排出係数ゼロ』の電力調達を開始すること」をめざしています。貴社の事業は、こうした水俣のまちづくりの政策・計画にそぐわないと考えます。この事業は潔く中止していただきたい。	
169	環境全般	県内各地で風力発電計画があり、地域住民の不安は日々増大しています。 今、地球上の環境問題は様々な状況であり、深刻です。洋上、巨大風力発電が計画されている吹上浜沖では健康、漁業被害等に対する不安で反対運動が大きくなっています。出水山系に建設予定の巨大風力発電も、住民や多様な生物、野鳥にとっては最大の危機です。 今、全国各地で自然が破壊され、人や動物が住みにくい環境になっています。 今、又、巨大風力発電設置によって、破壊される自然は再び元に戻ることはできない。 将来子や孫達に自然を残し、引継ぐことこそ最大の使命です。巨大風力発電には絶対反対します。	本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価や、各種許認可手続き、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ、引き続き、適切な事業計画の検討を進めるとともに、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
170	環境全般	ジョージ・アダムスキーや彼の宇宙の友人たち(異星人)は無動の宇宙空間の宇宙船内で浮いたりしない普通に歩く船内に独自の重力場を発生させている。異星人の宇宙船は、その推進力や重力克服のために、自然に存在する宇宙の自由電磁エネルギーを利用、その自然エネルギーの利用は、地球の人々も利用可能で、熱、電気その他の形でこれまでわれわれが日々消費していたすべてのエネルギーを、それによって完全に補える。そしてそれはわれわれが呼吸してる空気と同様、無尽蔵に存在し、お金もかからない。UFOに関する真実の公式な承認は、自由エネルギーの承認という結果になり、それは両替商たちが作ったこの社会の経済機工を変える方向になる。権力者たちがUFO問題の真相を認めようとしらない理由が、ここにあるのだ。しかし、そんな事言ってもらえない地球の自然も、世界の国々も日本の自然もひどく破壊されまくっていつ天変地異がおこり、人間が淘汰されてしまってからでは遅い。自然を破壊しない事がこれからの時代は大事です。本物の知恵を皆で出しあい助けあって生きていこうぜ、明るい未来を築こう	今後ともご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
171	環境全般	世界中で同じような被害を受けているという、「ストロボ効果」(回っている羽の影が生物に悪影響を及ぼす)とか、スカイフレックス現象(天候=雲や霧=で音波が異常に伝わる)で生物(魚まで)に悪影響等風力発電キ症候群と呼ばれるいろいろな健康被害は、多くあります。 せまい地域での風力発電は人間の生活をこわすし、人によって影響の大小が違うので解決がひどく難しいものになっています。	ご指摘をいただきました点、当方では具体的な知見などは有しておりません。 なお当社では、牧場(牛)や養鶏場の近隣や、或いはその中に立地している風力発電所がいくつもあります。これまで20年に亘る運転の実績のなかで、家畜に悪影響を及ぼすといった事例は確認されておりません。 事業実施にあたっては、ご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
172	環境全般	伊佐に巨大風力がなぜ必要なのでしょうか どこの電気なのですか 騒音の問題はどうなのでしょう 人間が住めなくなるのでは メンテナンス等、どこが？ これだけ地球に悪いものを増やすのは人間だけ 本当に辞めてほしいと思います。	本事業による発電電力は、全量を九州電力送配電(株)へ売電いたします。 また、本事業においては環境保全措置の実施とともに、施設稼働後の環境監視を実施し、超低周波音の状況について調査を実施することとしています。なお、施設の稼働後に地元住民から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。 なお、メンテナンスについては当社及び当社関連会社が責任を持って行います。
173	環境全般	・SDG'sの「陸の環境も守ろう」に反する!!	SDGsの「陸の豊かさを守ろう」においても、森林の管理について言及されており、風力発電機の輸送に伴い設置した一級林道を用いた森林施業が有効だと考えております。
174	環境全般	自然を壊して作る風力発電が自然エネルギーと言えるのか不思議に思う。SDGSは？	風力発電は、SDGsの目標のひとつである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を達成する上で重要な事業のひとつです。本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り回避・低減に努めてまいります。
175	環境全般	・文化財保護法・希少性動植物の保護法違反では？	各法令については、関係機関のご指導をいただきながら、関係法令を遵守し、事業計画を進めております。
176	環境全般	自然を破壊し、二度ともどらない 環境に心が痛みます 獣害の増加が目に見え、騒音の被害も おこることでしょう 経済面だけを考えず、大切な地球を 守りましょう	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
177	環境全般	(1) 水俣の中山間地では鹿や猪による農作物の被害が年々ひどくなり、農家は獣害対策のための出費が多く、頭を悩ませています。森林内の下草は鹿によって食い荒らされ、鹿が食わない有毒植物しか残っていません。この事業によって新しく道路を開いたり、既存の林道の開削をしたりして、盛土や切土をしたところに環境保全のため種子の吹付をされるそうですが、見かけ上、草を生やしても、鹿の餌場になり、鹿を増やすだけになりはしないでしょうか。絶滅危惧種の調査だけでなく、本事業による鹿や猪などの大型の哺乳類との関係を調査し、農作物の被害の増加がないか、あらためて調査する必要があります。	当社がこれまで建設した風力発電施設においても、当初同様のご懸念ご指摘を受けたことがありますが、結果として鳥獣被害が顕在化したという事例は確認されていません。本事業の実施により、鳥獣被害が悪化する可能性は小さいものと考えておりますが、今後さらに被害が増すようであれば、獣害被害の軽減への対策についても住民の皆様のご意向も踏まえ、検討したいと考えております。
178	環境全般	水俣は公害を経験したまちです。災害の恐れのある、健康被害の恐れのある本事業には不安が大きく、未然に防ぐことが、大事だと考えます。再生可能エネルギーは必要な電力ですが、大きなリスクを抱えてまで、水俣で受け入れるわけにはいきません。水俣の山々は崩れやすい地質であると、専門家も指摘しています。これまでの災害も、そのことを物語っています。 また、絶滅危惧種のクマタカも存在しています。守っていくのが役目です。自然を大きく壊してまで、進める計画ではありません。 事業計画の中止を求めます。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面对策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることと考えており、土砂災害が発生しないように努めてまいります。 また、クマタカについては、専門家等の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行いました。なお、必要に応じて、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しましたが、今後はこれらの

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めてまいります。
179	環境全般	地球規模の気候変動に対処するため、化石燃料によるエネルギーから自然エネルギーへ転換していくのは必要です。 その中で最近申請の話をよく聞くのが太陽光発電と風力発電であります。エネルギー変換効率でいえば、太陽光発電が15%から20%なのに対し、風力発電は30%から40%と高いと言われています。エネルギーを選択する際、用地取得の問題や工事費に対する費用対効果などいろいろあると思うが、それらを勘案して貴社は風力発電を選択したのでしょうか。 私は、気候変動に対する対策として自然エネルギーへの転換は必要と考えますが、そのために土壌汚染や水質汚濁などの環境汚染を引き起こすことや生物多様性のバランスを崩す生態系の破壊はやってはいけないと思います。 一時(いつとき)の少数の人間の利益を得るために、自然環境が破壊され、後戻りができないのであれば、社会的においても損失は計り知れないものであると思います。そのため、このような環境アセスメントの制度が考案されたものであり、申請者は、制度の手続きを理解し、順守するのはもちろんですが、制度の基準値に漫然と照らし合わせるのではなく、その地域の特性を考慮し、広い視点と細心の注意を以って、慎重に判断していただきたいと考えます。	ご意見をいただきましたさまざまなご懸念については、十分認識しており、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を講じるとともに、住民の皆様等への丁寧なご説明に努めてまいります。
180	環境全般	私は大阪に生まれて、現在も同地に暮らしています。そのような者でも、熊本県水俣市の一企業が引き起こした水俣病の被害・苦痛について、ある程度は学習しております。人々の暮らしを破壊してはいけません。企業には社会的責任がある。 そういう教訓を産み出し、掴みとった水俣に、人々が知らぬ間に巨大風車の建設とはどういうことですか。そんなことをすると山が崩れます。山林も生態系も悪影響を受けます。電磁波で人体に悪い作用も充分考えられます。 一旦、計画を中止して、住民の意見を聞くことから始めることをお願いします。	ご懸念については、十分に承知させていただいております。本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り低減に努めていくとともに、その他、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討いたします。また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきますと考えております。
181	環境全般	水俣病を経験したこの地域には、自然環境を大切に、暮らしている人や、その人々の哲学、姿勢に魅力を感じて、移住や訪問する人が少ない。その人々にとって、当事業を認めることは、「都市、電力、経済のために、限りある自然を犠牲にしてしまう」ことになる。その負の象徴として、水俣の山に巨大な風車が回っていることが、大変な精神的ストレスになる、水俣へ希望を持って訪れる人を大きく失望させることになる。 目に見える景観のことだけではなく、「心の風景」としての価値について、水俣の歴史やアイデンティティの観点から本当に必要な事業なのか、しっかりと住民、自治体と議論して欲しい。 説明会の様子では、議論が不十分であることは明白。	ご懸念については、十分に承知させていただいております。本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り低減に努めていくとともに、その他、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討いたします。また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきますと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
182	環境全般	今回の計画は、水俣市において今すぐ必要なものではなく、メリットよりもデメリットがとても大きいと感じる。 必ず必要なものであるなら、森林を伐採するなどの今ある自然、生態系を壊すことは多少なりとも許容されると思うが、今回の計画を見る限り、水俣に今すぐ必要なことだとは思えず、森林を伐採することによる自然災害の多発、風車建設による生態系の破壊は許容できるものではない。 水俣市は、土石流災害を経験しており、今回の開発によって、また同じような災害が起こることも予測される。 起こってしまってからでは遅く、起こる前に予防することが重要であり、この観点からも今回の計画は中止することが妥当と考える。 水俣病、土石流災害などを経験した市として、また同じような過ちは、起こしてはならないと考える。	ご懸念については、十分に承知させていただいております。本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り低減に努めていくとともに、その他、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討いたします。 また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
183	環境全般	水俣の山々を初めて見たとき、これまで見てきたのとは違う、神々しさを感じました。そして何て美しい山々なのかと感動しました。 水俣は水が豊富で、緑豊かで、希少動物が住む、自然豊かな地です。 山々を伐採して、ハゲ山にして多数の巨大風車を建設するのは考えなおして下さい。お願いします。	本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。 また、改変区域のうち、供用後に保守管理用地として必要な区域を除く切土、盛土法面等は、用地管理者等と協議の上、可能な限り在来種を用いた種子吹付けまたは植樹による緑化を行い、植生の早期回復に努めます。
184	環境全般	低周波や騒音、シャドーフリッカーによる健康被害「不眠、頭痛」などについての不安 風力発電機、大規模工事による今ある景色、自然破壊への不安	関係地区住民を対象とした説明会の中で改めて環境影響評価結果について説明させていただき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めてまいります。
185	健康影響	・低周波や騒音、シャドーフリッカーによる健康被害「不眠・頭痛・不妊」などについての不安	関係地区住民を対象とした説明会の中で改めて環境影響評価結果について説明させていただき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めてまいります。
186	環境全般	・ただでさえ高速道路・しんかんせん水俣の山々は崩され、傷つき、生き物たちは、逃げまどっているのにさらに破かいを進めるのか？	引き続き関係機関と相談・協議しながら、周辺森林・保安林機能への影響が最小限となるような事業計画としてまいります。
187	環境全般	工事での廃棄物処理や交通量の増加による事故、道路整備への不安〈準備書 P539～671、1561～1564〉〈要約書 P75〉	風力発電機等の大型機器は可能な限り工場組立とし、梱包材等の廃棄物の発生量を低減するとともに、その有効活用に努めます。また、工事の実施による産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき建設資材の再資源化等に努め、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理します。さらに、工事に伴い発生する掘削土等は、可能な限り対象事業実施区域内の盛土箇所等で再利用することを想定していますが、それ以外については、他事業での有効活用が行われるよう調整を進めるとともに、専門の処理業者に委託し、対象事業実施区域外で適正に処理します。 評価書に向け、可能な限り工事関係車両の台数低減を図れるよう引き続き検討を進めます。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。 管理用道路については、対象事業実施区域内を通

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			る既設林道をできる限り活用することにより改変区域の低減に努めます。
188	環境全般	日本に（もちろん九州も）僅かに残っている自然林（森）を伐採して巨大な風車を作るなど本末転倒、言語道断な所業に他なりません。景観も恐ろしく異様なものになってしまいます。絶対に造らせてはなりません。	自然度の高い林（植生自然度9）については、改変区域に含めないようにしております。景観については、風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、景観に対する影響低減を図りました。また、本事業の実施に際しては環境保全措置として、風力発電機の塗装をRAL7035（ドイツ品質規格、グレー系）とし、更なる影響の低減を図ってまいります。
189	環境全般	わずかに残された自然林に希少動植物が細々と生息しています。それらに対する回避策はあり得ないと思います。この事業は罪作りだと思います。進めてほしくないです。	自然度の高い林（植生自然度9）については、改変区域に含めないようにしております。動植物については、調査、予測結果を専門家等に提示し、その内容についてご了承を得るとともに、専門家等の助言を踏まえ環境保全措置を検討しております。準備書で検討した環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に努めてまいります。
190	環境全般	石飛地区は市内で有数の高原茶、無農薬、減農薬茶の生産地です。生活の糧の茶畑は、近いところで風車から200m～300mです。生産農家は春先の茶摘みから草刈り、肥料やりで冬季を除いて年中畑に出ています。私の畑・山林も自宅周辺に約2.5haあります。風車被害の住民によると、風車近くの屋外仕事はとてもできる状態ではありません。 騒音、低周波音ではありません。巨大風車による水源涵養保安林の伐採や掘削によって水脈変化、泥水を恐れます。石飛地区は全戸が飲料水を井戸に頼っています。私も約40m掘った井戸を使っています。井戸が枯れたら、どうやって因果関係を証明したらいいのでしょうか。無理なことを承知で計画を進めているとしか思えません。	事業を検討するにあたり、風力発電機設置位置や改変区域と、調査を行った水源との間で、一定の離隔距離や標高差を確保した他、環境保全措置として、改変面積は可能な限り最小とすること、沈砂池での濁水滞留による土壌浸透を促すこと、早期緑化により濁水の発生を低減することにより。水源への影響は小さいものと考えております。水源涵養保安林を含む保安林については、今後の環境影響評価の結果及び法令等を踏まえ、保安林の機能への影響の最小限化の観点から関係機関と協議を行い、環境影響の回避または低減を図ります。
191	環境全般	キレイ峠に19機 出水の上場に11機もの大型風力発電機が建てられたら石飛周辺の住民には、被害は及ばないのでしょうか。 又、工事で山に道路を創った事による土砂くずれ等は起きないのでしょうか 水俣の山は崩れやすい地層だと聞きました。不安です。	騒音による影響について、「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」報告（環境省）では、人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる、と記載されています。同報告書を踏まえ定められた「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省）を基に、本事業による風力発電機が全基定格運転時から生じる騒音に対し評価を行ったところ、いずれの地点においても評価の基準とされる数値を下回った予測結果となっています。ただし、ご懸念のとおり騒音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されます。そのため、事業の実施に際しては、自主的な環境監視として供用後の騒音レベルの測定を行い、また地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じたいと考えております。今後も本事業についてご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。 また、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
192	環境全般	5. 自然を破壊する行為は止めて欲しい。 伊佐のこの自然が私達には四季のうつろいのすばらしさ、生きる力を与えている。 原発の送電線の鉄塔でさえも、自然の景観や、自然を壊している。鉄塔の足元はところによっては地面がくずれ、それが道をふさぎその下へとくずれて、道路の破壊だけでなく谷底へと土砂が流れている。これらの現象は風力発電を作ることでも生じる可能性大。 自然を壊さないで!! 東京の赤坂でお住まいの方々には分からない!! 私も帰省して、自然が破壊されるのを目の前にして伐採の怖さが理解できた。温暖化でさらに増強される、自然を壊さないで!!お願いします。	風力発電機やその建設のための管理用道路、風力発電機設置ヤード等の建設に際しては、関係法令に則るとともに、管轄機関の審査を受け、十分安全を確保できる施設にします。 動物・植物・生態系や景観、生活環境への影響については、準備書に予測・評価結果を記載しているとおりです。なお、バットストライクやバードストライク等、一部の項目の予測・評価結果については不確実性が伴いますが、事後調査を実施し、必要に応じてさらなる環境保全措置を検討します。 本地域は、限られた風力発電事業に適した地域であり、環境・安全に配慮した施設となるよう、計画を検討するとともにご地元の方々にご理解いただけるよう努めてまいります。
193	環境全般	①私は水俣にて漁業を営んでいます。 近年私たちの漁業を取りまく環境は年々厳しさを増しています。 漁獲物の減少、魚価の低迷、赤潮などの多発等々枚挙にいとまがありません。 これは乱獲などもありますが、温暖化や埋立などによる環境の変化など原因はいろいろ考えられます。ただ私が近年特に感じているのが海水の質とでもいいますでしょうか。海の生き物の命を育む栄養分そのものが年々貧弱になってきているのではないかとことです。 この数十年の間に近辺の海辺や港のフナムシやカキ・ピナなどの貝類、ひじきやワカメなどの藻類はいずれも激減しています。 漁師を悩ます船底の汚れ（フジツボやカキ、藻 etc）もかなり少なくなりました。 また外海からやってくるイワシなどの小魚もめっきり少なくなりましたし、それをエサにするタイやアジ、イカなどもすっかり減ってしまいました。 ②これはそれらが生息する自然な海岸が埋立などで減っていることもありますが、河川を通じて流れ込む水そのものが貧弱になっていることが大きいと私は考えています。 先ごろ球磨川下流の県営荒瀬ダムが撤去された後、河口周辺の海域の岩のりや漁獲が増えたと聞いています。これはそれまでダムで止められていた栄養分が流れてきたことが大きいと考えられています。 このように河川を通じて流れ込む水そのものが海を育んでいるといっても過言ではないと思います。 近年大規模開発などで森林の抜採が進み、そのせいで山から流れてくる水の質が悪くなっていることが各地で指摘されています。 全国各地で漁業者も加わった植林活動が行われています。 水俣漁協でもかつて植林をしたことがありますが、そういうことをはるかに越える森林の荒廃が進んでいます。	本事業においては、風力発電機設置ヤードに沈砂池を設け濁水を滞留させるほか、供用後に保守管理用地として必要な区域を除く、切土盛土法面等は緑化を行うことにより濁水の土壌浸透を促し、河川へ流入する濁水を低減します。このことにより、下流の海域への濁水の影響についても低減を図ります。 なお、風力発電機の輸送に伴い設置した一級林道を森林施業にご活用いただき、森林を適切に管理することで、流域の生態系の保全にもつながると考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
194	環境全般	③海と山の関係は切っても切れないものですし、山が海を育てているいいと思います。 ところが貴社の準備書では、水環境の項目で問題にしているのは濁度とか浮遊物の濃度とかの数値についてです。 私はそうではなく山から海へと流れこんでくる水の質そのものの変化が問題なのだと思います。 山と海は密接につながっています。もうこれ以上の大きな開発はしないほしいのです。 電力は余っています。ましてや今後急激な人口の減少でますます電力需要は減っていくという試算があるとも聞いています。 「植林による緑化」などとも書かれていますが、一度壊された森林が元通りになるのは困難ですし、もしできたとしても膨大な年月がかかります。どうかこのような開発は考え直していただきたいと切に願います。	本事業を計画するにおいては、既存林道の活用などにより改変面積を最小化するとともに、供用後においては法面の早期緑化を図ります。 また、本対象事業実施区域の一部は国有林や保安林に指定されていますが、林地開発においては林野庁等関係する許認可権者と協議を進めており、今後も適切に対応を進めてまいります。
195	環境全般	3. 洪水、土石流の発生、清流の汚染について 13 基の発電風車と 1 基の変電所はいずれも山の尾根を削って建てられるものと思いますが、当初の雨水は水俣市側と伊佐市側に分かれて流出することになります。水俣市側はよく知りませんが、伊佐市側は川内川の支流、羽月川のさらに上流の井立田川（又は猩々川）となっており天然のニジマスが釣れる清流です。被害が懸念されます。 以上、1. 2. 3 の理由により今回の貴社による発電風車群の建設計画を中止されるよう意見申し上げます。	本対象事業実施区域周辺の河川を対象に、水の濁りに対する調査、予測、評価を実施しましたが、著しく濁りの濃度が上昇する結果とはなっており、魚類への影響は小さいものと考えております。 なお、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると影響は小さいものと考えております。また、土地改変に伴う法面対策として植生基材吹付、吹付法枠、モルタル吹付などの対策や、濁水対策として十分な安全率を考慮した排水設備等の設置、一定間隔での横断側溝の設置や緑化などの万全な対策を講じることで、魚類への影響の低減を図るとともに、土砂災害が発生しないように努めてまいります。
196	環境全般	貴社の準備書を見ると、詳しく調査してあります。しかし、調査後の影響予測に関しては、例えば騒音、大気汚染について、環境基準を下回ると予測したとしても、観測地点の選定によっては実情に合っていない数値を提示していることも有りうる、地域住民にとっては数値にかかわらず、環境の変化による苦痛は想像以上のものであると思われます。 生物、水環境の項目では、多くの項目で消失、減少の可能性があるとしながらも、工事の方法を変える、樹木伐採等必要最小限にとどめるといったことで影響を小さくできるというような表記が目立ちます。またその規模、方法等は詳細に記載されていません。 このような場合、実際の工事管理は机上計画どおりにできるのか、樹木伐採を最小限にとどめるのは誰が管理するのか、それが守られない場合、だれが責任を取るのかなど、この準備書は思慮が浅いと言わざるを得ません。 被害が小さいのでこの項目はクリアされたというだけではなく、被害ゼロでないといけな項目もあるのではないかと思います。 各項目の予測に対する評価は、わずか 1 ページから 2 ページ。このように中身が荒いことから、この準備書は信用性がないのではないかと皆が思っており、数多くの意見が出ているのだと思います。 想像するに、貴社は場所の選定の時点で、思慮を欠	本準備書は、環境影響評価法に基づいて作成したもので、法に基づき、公告・縦覧及び住民説明会を実施し、一般の方々からの意見をいただくとともに、県等の意見も踏まえ、国による審査が行われます。こうした一連の手続きによって、透明性の確保と内容の妥当性が担保され得るものと考えております。 一方で、今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、いただいたご意見については、必要に応じて事業計画に反映させるとともに本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		いていたのではないかと思います。 安易に人里離れた場所であればお金をかけて環境アセスを行えば、早期に事業に着手できると思われたのではないのでしょうか。 風力発電は、その構造の大きさや風害、低周波の発生など、人間を含む生物の生息環境には適さないものと思います。生物の生態系への影響が少ない、砂漠や不毛の地域に設置するものではないかと思います。一般市民はそう考えますが、専門家は思うのでしょうか。市民感覚とずれがあるが故にこの場所を選定したのではないのでしょうか。 貴社の準備書では、水俣市、出水市、伊佐市の総合計画、環境基本計画で、「再生可能エネルギーの導入促進を進め、温室効果ガス排出量削減を目指す」ことや、導入目標が掲げられていると記載していますが、これは、環境が守られることを前提とした目標であることを深く認識する必要があります。 近年の企業進出やスポーツ交流などは、地域貢献を重視されます。貴社もこのことを御一考できないのでしょうか。 貴社も調査に相当の費用がかかっていると思います。それを回収するために事業を進めようとする気持ちも分からなくはないです。ただ、賢明な事業者であれば、ここで撤退することも検討するのではないのでしょうか。 私は、この計画は環境に与える影響が大きく、建設には反対です。冷静な判断をお願いします。	
197	環境全般	京都市から湯の鶴温泉街に移住して5年目のわたしには、水俣建設予定の風力発電の計画に対する住民への理解は、十分得られているようにはどうしても思えませんでした。その理由は、説明期間や意見書の縦覧期間が足りないこと、そして内容や公開の仕方が大変不親切であるからです。説明の期間は数十年かけて行うべき。準備書などで、予測不可能な影響について、設置後に様子を観察するといった曖昧かつ無責任な記述を控えるべきです。 アメリカの現象学的地理学者イーファー・トゥアンは「場所愛（トポフィリア）」という概念で、そこに住む人たちにとって身体と場所は切り分けがたい、つまり住環境は身体の一部のようなものだと言っています。身体と場所との情緒的なつながりから生まれる愛着によって、水俣の現在の景観が保たれています。その場所に手を加えるということが、御社にとって「正しい」ことであろうとも、そこに住む一人ひとりの存在と向き合うことなしに進めることは圧倒的に非対称であり、住民と向き合っているとは言えません。 フランスの芸術家クリスト&ジャンヌ＝クロードは、人々の暮らす公共空間に巨大なオブジェや大量の傘などを出現させる作品で知られています。その作品の規模は非常に大きいため、設置許可の問題や、住民による反対運動も巻き起こします。実現のために住民への協力の呼びかけを数十年かけて取り組みます。中には約60年という長い道のりをかけたものもあります。作品の設置にかかる時間よりも、そこに住む人たちへの説明や話し合いにかかる時間に重きをおいていると言っても過言ではありません（実際に、彼らのプロジェクトはプロセス全体を芸術作品	本準備書は、環境影響評価法に基づいて作成したもので、法に基づき、公告・縦覧及び住民説明会を実施し、一般の方々からの意見をいただくとともに、県等の意見も踏まえ、国による審査が行われます。こうした一連の手続きによって、透明性の確保と内容の妥当性が担保され得るものと考えております。 一方で、今後もしも地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、いただいたご意見については、必要に応じて事業計画に反映させるとともに本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		とみなしています)。御社には、それ以上の姿勢をもって計画に望むことを強く要求します。 湯の鶴に住む人のなかには、「自分はここに生まれて長く住んできたけれど、今回の風力発電が実際に作られるのなら、もう住みたいとは思えないから出ていきたい。企業は保証してくれるのだろうか?」という人がいます。わたしは温泉宿で働いていますが、何度も足を運んで来てくれる常連さんは「風力発電によって景観が変わるから(湯の鶴には)もう泊まりたいとは思えなくなった」と言いました。また、工事をすることによって地下水脈が変わるということが100%ないとは言いきれていないのに、進めようとしている御社に対して、不安感や不信感を持つ人たちが周りに増え続けています。 SDGs「誰ひとり取り残さない」という目標掲げている現代において、いまの時点で住民の声を締め切っているいいはずがありません。 水俣には、湯治客や水俣病学習などで、未だに多くの方が足を運んで来てくれます。しかし、「風力を建てようとしている電源開発は百戦錬磨のやり手で、今回石飛区域を予定地に選んだ理由には、住民が結束して反対運動を起こさないような石飛の地域性に着目したから」といったような、企業のイメージを著しく落とす噂話まで飛び交っています。このままで本当によいとお考えなのでしょうか? だとするのなら、わたしはこの風力発電建設事業が余計に不安でたまりません。	
198	環境全般	湯の鶴温泉、湯出七滝、石飛のお茶は水俣にとっては重要な観光・産業資源です。泉源に影響がないか?あしかりがわの水は大丈夫か?風車の下茶園で変わらなく仕事ができるのか?お茶摘みの時期、頻繁に工事車両が行きかえれば、茶工場へ急ぐお茶農家の車を妨害することにならないか?	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源を含む流域面積に対して限定的です。さらに、湯の鶴温泉と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しています。そのため、泉源への影響はほとんどないものと考えております。 同様に、芦刈川の集水域に対し改変区域の面積は広くないことから、水量に対する影響も小さいものと考えております。 また、石飛地区を通行する工事関係車両の台数は1日あたり28台の計画であることから、工事関係車両の通行による影響は小さいものと考えております。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。
199	環境全般	湯の鶴温泉、湯出七滝、石飛のお茶は水俣にとっては重要な観光・産業資源です。泉源に影響が無いのか?芦刈川の水は大丈夫か?風車の下茶園で変わらなく仕事出来るのか?しっかりと応えて下さい。	本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源を含む流域面積に対して限定的です。さらに、湯の鶴温泉と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しています。そのため、泉源への影響はほとんどないものと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			同様に、芦刈川の集水域に対し改変区域の面積は広くないことから、水量に対する影響も小さいものと考えております。 また、石飛地区を通行する工事関係車両の台数は1日あたり28台の計画であることから、工事関係車両の通行による影響は小さいものと考えております。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。
200	その他	故郷の山々が変わってしまう。代え難い喪失感があります。どのように応えられますか？鬼岳は信仰の山です。亀嶺峠は水俣の宝です。	準備書段階における対象事業実施区域の検討にあたっては、希少猛禽類の高利用域や特定植物群落、県立自然公園、周辺住宅への騒音影響、水源への影響を回避するため、東側事業地の北西側（鬼岳を含む区域）を方法書段階で設定した対象事業実施区域から削除しました。同様に、亀嶺峠等からの景観や周辺住宅への騒音影響、水源への影響を回避・低減するため、東側事業地の北側の区域を対象事業実施区域から削除しております。 さらに、管理用道路については、対象事業実施区域内を通る既存林道をできる限り活用することにより、改変区域の低減に努めております。
201	その他	地元にとってメリットはあるか？ 御社の経済活動計画と、地元民の暮らしとのすり合わせがアセス法の下で行われている。 すり合わせと言っても一方的である。法は御社に味方するだけのことである。 せめて、水俣市にとって受入れるだけのメリットはあるのか？ 税収は風車にかかる減価償却税のみ。しかし増収分は地方行成が減額されて、実質的な増収は僅かになってしまう。風車1基あたり3億円と仮定して試算してみた。年間40万円前後となる。それが18基であるから毎年720万円。20年で1億4400万円。水俣市民の一部には毎年1基あたり1億円のお金が入ってくると思い込んでいる。 御社の試算では年間発電量×設備利用率×買い取り価格(1KMあたり20円？)＝45億円である。全て順調にいくと20年で900億円となる。 宿泊施設は地元で。工事期間は地元業者を活用。地域のイベントなどに協力。これがメリットと言えるか？おまけに肝心の地元での雇用は無し。 デメリットが多すぎる。こんな割りの悪い取引は無い。計画は白紙撤回しかない。	本事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価や、各種許認可手続き、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ、引き続き、適切な事業計画の検討を進めるとともに、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていききたいと考えております。
202	その他	予定地の抱える問題について無視している。「何故、水俣に」「適地だから」そこまでは入り口としてあるかと思うが、そこから先が問題。御社にとっては適地であっても、そこに住む住民にとっては如何なものか？考慮されているのか疑問である。 水俣では長きにわたって、水俣病に苦しんできた。未だ解決途上にある。市民の間には対立が生まれ、町を二分して、根深い社会現象となっている。 住民説明会の会場が「もやい館」の名称であることに気づかれただか？これは二度と対立を生むことなく住民同士の「もやい-手を繋ごう！」を誓った言葉である。 風力発電は新たな対立を持ち込んでいる。これ以上の争いは困る。耐えがたい苦痛を感じる。 計画の撤回を訴える地元の事情、歴史がある。アセス	今後もしも地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		法では捉えきれない大きな問題について向き合ってほしい。賛成、反対以前のことである。	
203	その他	多くの都市は開発という言葉で自然を破壊し人工物でとりまく環境を作り、莫大な電気を必要として生きています。 その電気を賄う為に地方の自然をさらに破壊して無駄（ロス）な発電を計画されています。いや、させられているのではないですか？ 真実はご存知だと思います。 鹿児島や地方の環境を保全して下さい。地方が死ねば都市も死にます。あなたも私も死にます。それより前に動植物や微生物たちが死にます。既に、十分、自然界に対して犯罪を犯している人類が敢えて今なお「開発」を続けても良いという理由はありません。ゆっくり考えてさっさと事業計画を止めて下さい。	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
204	その他	私は今熊本で働いている。近い将来石飛に帰ってキャンプ場を造りたい。あの環境、水、素晴らしい景観、誰もが魅了する高原である。 だが話は伝わって来てる。風車が建つ計画。石飛になぜ風車。風車も色々見てきたが問題は多い。騒音、振動、低周波、台風による羽根の破損、健康被害だ。良い事は一切ない。住民を恐怖に落とし入れる道具にすぎない。断固反対する。私の計画も頓挫する。キャンプに来る人が居なくなるだろう。反対！！(LINEによる代筆)	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
205	その他	今回の風力発電計画を知り建設反対の声を上げるため意見書を出しました。 私の実家は水俣市石飛地区にあり18歳まで実家に暮らしていました。 子どもの頃は通学するにも遠く、買い物や出かけるにしても不便なところでなぜこんな山奥に生まれ育ったのだろうかと思っていました。しかし38歳となった今思うことはこんなに自然に囲まれ、静かで・穏やかで安らぎの場所となるところは他にありません。春にはウグイスやたくさんの鳥の声・新茶の香り・眩しいくらいの新緑、夏には絵にかいたような青い空や入道雲、お盆にはヒグラシが鳴き夏の終わりを感じさせ、秋には紅葉や自然の味覚（アケビや柿・栗など）を味わえ、冬には満点の星空と雪の日には一面銀世界を見ることができ、水俣市民でもほとんど知らない自然の素晴らしさを感じることが出来ます。私の家は3兄弟で実家を離れ、所帯もっていますが、正月・お盆には必ず実家に集まり、BBQや、正月を一緒に迎えます。 また、子供達には都会にはない自然の素晴らしさ感じてもらい、心の豊かさを育む場所となっています。私たち家族にとって実家は心のよりどころなのです。自然に囲まれ育ってきた私たち家族の居場所を失いたくありません。風力発電計画に絶対反対し、故郷を守ります。 小さな集落ですが、そこには一人一人の家族や生活があることを忘れないで下さい。 石飛地区は自然と共生し、生きてきました。風力発電という人工物を入れてしまうことはもう自然と人の共生はできません。どうかこのことを忘れないでください	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
206	その他	その場所に愛着を持って生まれてきた人々の暮らしが、変わってしまう 仕事や健康、人生そのもの、命さえも脅かすことになるかもしれない 事業者のみなさんは、そのことをどれだけ理解し、心に感じているのでしょうか。自分の生き方として、この事業を推進することに関わることをゆるすのか、人として考えていただきたいと思います	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
207	その他	・私たちの地方に住む者たちの生存権というはあるのか	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
208	その他	今、5月中旬。市街地は30度以上の真夏日になっている。地球温暖化、人の住む限度を超えている。7月8月はどうなっているだろう。標高500m山間地、市内とは5度の差がある避暑地である。下界から逃げる場所、簡単な建物を建て住み、テレワークで仕事ができる時代、こんな所まで、風力発電が出来、異様な威圧感、頭がクラクラする風車、現場を見てきた。金属音、嫌らしい限界を超える。やめてほしい。自然は、あなたたちの物ばかりではない (LINE代筆)	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
209	その他	石飛に生まれ、18才までこの地で育ち、毎日のように朝日を拝み山菜をとったり、山を冒険したり山が遊び相手でした。昔ながらの生活が石飛の良さと、正月休みには、子供達と一緒に帰省し、子供も従兄弟達と一緒に山と遊んでいる。今の石飛がみんな好きで、今まで通りの生活を望んでいます。壊さないでほしい、私達の故郷を!! 遊び相手を!!	今後もご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
210	その他	風力発電のプロペラは自衛隊のレーダーサイトのレーダー電波を乱反射してしまいます。	自衛隊のレーダについては、事前に関係機関へ照会を行い、本事業による風力発電機建設に伴い影響が生じないことを確認しております。
211	その他	地域の産業、経済に及ぼす影響について 対象事業実施区域内外には水俣市にとって重要な産業がある。区域内では石飛のお茶がある。標高500メートルを超える地域で、なだらかな広がりを持つ地帯である。標高の高さが幸いして、病害虫が発生しにくい環境となっている。この地の利を活かして有機栽培を始めとして、無農薬栽培などの生産が進んでいる。また、紅茶の生産は有名で、世界的な紅茶の品評会で沢山の受賞をしている。特徴的なのは後継者に若者が多く、お互いに競い合って「水俣茶、水俣紅茶」のブランド化に励んでいることである。問題は風車(18、19、20号)の真下で仕事をしなければならないことにある。風車が出来たらお茶をやめようと考えている人達がいる。命に関わるから。区域外の真下には湯の鶴温泉がある。昔から名湯として近在に知られ、愛されてきた。宿泊客の減少などで厳しい状況が続いているが、地域振興のために地元の旅館組合を始め、若者達も集い新たな展開を見せている。ひなびた温泉街は山と川が命。姿こそ見えない(準備書によれば)ようだが、風車の存在はマイナス効果と考える。健康被害などの虞も高い。御社はお茶と温泉街に及ぼす影響についても評価すべきである。何故地元の産業とそこで働く人々に寄り添うことをしないの	当社では、農地の近傍に立地している風力発電所もいくつかありますが、これまで20年に亘る運転の実績のなかで、農作物に悪影響を及ぼすといった事例は確認されておりません。そういったご不安については、今後真摯に受け止め、お答えをさせていただきたいと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		か？ この計画は地元にとっては「迷惑」以外の何物でもない。	
212	その他	自然環境を次の世代に引き継いでいくためには、今もっと慎重に考えるべきです。伊佐市民の一人として、この愛すべき故郷を守りたい。厳しい自然環境の中で、力を合わせて米を作ってきた先人のご苦勞を尊く思ってきました。伊佐市のみならず、我が国は、弥生時代から森の恵みに守られて稲作を続けてきました。その森を伐っていくことは、稲作そのものに影響が出てくることになります。便利さを追う見返りとして食の生産に支障をきたしてはならないと思います。	当社では、農地の近傍に立地している風力発電所もいくつかありますが、これまで 20 年に亘る運転の実績のなかで、農作物に悪影響を及ぼすといった事例は確認されておりません。そういったご不安については、今後も真摯に受け止め、お答えをさせていただきたいと考えております。
213	その他	2. 風車台頂上の夜間、曇天時の光の点滅について 夜外に出て見る星空は現在地にある我が家ならではのものです。 肝腎の北極星や北斗七星、カシオペアなどの方向に余計な光が点滅するのは困ります。また、45 年間、当地への入植以来続けてきた乳牛（ホルスタイン・ジャージー）の夜間放牧に影響はでないでしょうか？	当社では、牧場（牛）の近隣、或いはその中に立地している風力発電所がいくつもございますが、これまで 20 年に亘る運転の実績のなかで、航空障害灯が原因となる被害は確認されておりません。ただ、そういったご不安の声については、今後も真摯に受け止め、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
214	その他	全ての生物に対する影響について 私の住む上場集落は第一次産業に従事している方が多い。酪農、畜産、養鶏、稲作、園芸、お茶等、養豚などやっておられう。しかも次世代の後継者がいる。高齢者集落、開拓集落ではあるが活気があり皆さん仕事にはげんでおられる。環境影響評価は住居や人や鳥類、植物動物等のことは実施してあっても家畜に対する評価が一切なされていない。この大切な産業に従事している方々に対して失礼だ。きちんと環境影響評価をやり直してほしい。	当社では、牧場（牛）や養鶏場の近隣や、或いはその中に立地している風力発電所がいくつもありますが、これまで 20 年に亘る運転の実績のなかで、家畜に悪影響を及ぼすといった事例は確認されておりません。そういったご不安については、今後も真摯に受け止め、お答えをさせていただきたいと考えております。
215	その他	今の国の補助金で建つのだろうか。今までだと各地補助金で建てて、あまりに故障が多く、業者はそれまでで儲けたから、手を引くだけですむが、住民には土砂崩れ環境の（景観含）悪さが残るだけのように	本事業による風力発電所の建設に際して、国の補助金は使用しません。また、建設後も当社及び当社関連会社が責任を持って発電所の保守管理を行います。

2.2 環境影響評価

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
216	工事影響	工事関係車両の運行ルートについて準備書にも記載されているが、工事関係車両のルートには問題がある。特に「矢筈岳山頂・九州国有林の散歩道矢筈岳コース」が問題。 水俣市市街地である、平町を通る道は極端に狭い。日常でも渋滞が多い道路。大型車両同士だと離合は困難。 湯山の温泉街を大型車両が通ることは言語道断。著しい営業妨害となる。大型車両の通過に伴い振動や騒音は大きな障害となるが、付近の住民にとって心理的な圧迫感が高まるものとなる。また健康な人ばかりではない、子どもや高齢者、病人などにかかる負荷は更に高まる。病院や学校、施設、寺院なども隣接している。 直ちに関係する地区住民には詳しい説明会を開くよう要求する。地域の納得、合意が得られぬまま進めてはならない。ルートは他にもあると思っている。	評価書に向け、可能な限り工事関係車両の通行による影響を低減できるよう引き続き検討を進めます。また、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。 引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきますと考えております。
217	工事影響	(2) 工事用資材等の搬出入ルートは対象事業実施区域付近では示されていますが、湯の鶴の温泉街や水俣市内の平町などの住宅密集区域での工事用トラック等の大型車の通行量が示されていません。日常的にこれらの道路を利用している住民にとって事故や騒音等が大変心配されます。	工事関係車両が集中すると想定される対象事業実施区域及びその周囲の経路を示しています。工事関係車両の通行においては、適正走行を工事関係者に周知徹底するほか、地元住民の通勤、通学のピーク時間に配慮し、また、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。
218	工事影響	R-5、6/21 熊本日日新聞に電源開発大規模風力発電所工事のために湯出地区で 308 台、石飛地区で 28 台の交通量と出ていましたが、まず、湯出地区は生活者と観光客の交通は各々の自由にされており何らかの規制（例えば一方通行等）は、不便なのでお断りします。 交通の中には幼稚園、中学校、デイ・サービス、人工透析の人たちのクルマがあり、その人達の立場はどうなるのでしょうか？ また、温泉街の中は、なだらかな坂が続いており、電動セニア・カーを移動の足として使う人もおります。 すぐに交通事故がおこると思います。	工事関係車両の通行により一般車両の規制を行うことは想定していません。 評価書に向け、可能な限り工事関係車両の台数低減を図れるよう引き続き検討を進めます。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。
219	工事影響	工事車両が平町から湯の鶴温泉に抜ける県道を 1 日 308 台通過します。周辺住民にとっては受け入れ難いと思います。どのように対処されますか。	評価書に向け、可能な限り工事関係車両の台数低減を図れるよう引き続き検討を進めます。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
220	工事影響	先日、水俣市議会で（仮称）肥薩ウィンドファームに関わる工事で水俣市湯出道路を 1 日 308 台もの車両が通ると聞きました。湯出に住んでいる知人にバイクで走っていると、工事車両が通るたびに砂埃等が巻き上がって、目が痛くなるんだと聞きました。私自身も風力発電工事ではないですが、高速道路工事でたまに夜大きな騒音が自宅に響いて、なかなか寝れないことがありました。そういった様々な被害状態を 1 つ 1 つしっかりと丁寧に検証進めたいので、事業を行ってほしいです。今の説明段階では、とても納得できません。	評価書に向け、可能な限り工事関係車両の台数低減を図れるよう引き続き検討を進めます。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。
221	工事影響	大型の風力発電の風車を建設するにあたってトラックが 1 日 308 台も湯出・平の町を通ると市役所で聞きました。 今現在でも狭く、車がすれ違うのに注意をしなければなりません。歩行者もドキドキしながら通っている道です。 交通事故の責任はどこうとるのでしょうか？振動だけの問題ではありません。排気ガスの問題等私達水俣市民の生活を無視するようなことは止めて下さい。安心して湯の鶴温泉にも行けなくなります。水俣の観光にも影響を与えます。	評価書に向け、可能な限り工事関係車両の台数低減を図れるよう引き続き検討を進めます。なお、工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員等の配置を検討します。
222	工事影響	又、騒音・振動を計測した地点は少なすぎる。わずかであっても人は住んでいる。無視しているとは思えない。搬出入の車の数は相当なものだと思う。近隣に住む住民を無視しているように思える。騒音、振動もだが、交通事故、既存の道路の変形等も危惧される。人間その他の生物への影響をもっと深く調査してほしい。	調査地点は、対象事業実施区域の周囲に位置する住宅や、工事関係車両の走行ルートを踏まえ設定しています。規制速度の遵守など交通安全を徹底するよう工事関係者への周知徹底に努めるとともに、万が一、本工事により道路を破損した場合は、当社の責で補修します。
223	工事影響	2. TN1 の騒音測定等は、伐採木材を搬出するルートとしているのか？湯出の温泉街を抜けて市街地で搬出を予定しているか？	TN1 の騒音調査地点は、伐採木の搬出を含む工事関係車両の走行ルートに対する調査地点として設定しております。湯出の温泉街を抜けるルートを想定しておりますが、準備書に記載のルート以外については現在検討中です。
224	騒音・超低周波音	私は石飛地区と別の地区で 6.5 ヘクタールの茶の栽培をしております。後継者もいます。石飛地区は標高 500m～600m で寒暖の差があり減農薬、無農薬の茶を栽培しております。今回計画されてる風車 19 号から自宅まで 900m 又茶畑が一番近い所で 200m しかありません。風車の羽根は直径 120m あるとか。こんな巨大風車が回れば騒音や低周波音で仕事ができなくなります。5 月の準備書説明会で騒音や低周波音は指針値を下回っていますとありますが予測地点は 4.5km はなれた水俣市石坂川、葛渡であります。石飛地区の予測地点は記載してありません。風車が立てば私たちの生活を奪い石飛地区の小さい集落を脅かすしかありません。私が風車に反対する理由です。	石飛地区においても騒音及び超低周波音に対する調査・予測地点を設けております（準備書に掲載の地点では、WN4-2 の地点になります）。 騒音について予測を行ったところ、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）により定められた指針値に適合しています。 また超低周波音について予測を行ったところ、ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB を下回っています。 風力発電機稼働後は、環境監視計画によって騒音及び超低周波音の状況について調査を行う計画としています。また、風力発電機の稼働後に地元住民の方から騒音や超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
225	騒音・超低周波音	・準備書 10.1.1-59 騒音の予測において、ハブ高さとはハブ高さの風速で、騒音パワーレベルを示しているが、ローター径による騒音パワーレベルに変化はないのか、ローター径 130m と 120m の騒音パワーレベルの差異について、根拠を示すべきである。4300kw の風力発電機の実機で測定した騒音パワーレベルから評価すべきではないか。根拠を十分に示しておらず、過小評価しているのではないか。	騒音予測を行うにあたっては、メーカーから提供のあった情報を基に安全側での予測となるよう条件設定を行っています。予測に用いた騒音パワーレベルや音響特性については準備書に掲載していますが、評価書においても同様に掲載します。
226	騒音・超低周波音	3 超低周波音の健康に及ぼす影響について ○低周波音の健康被害から風力発電施設と住民との距離は 5km 以上必要である。 (理由) WHO は 1999 年に低周波音について「A 特性騒音レベルによる評価は不適切である」と知見を出したとされている。 A 特性とは、人間の聴覚可能な範囲の周波数に重み付けをしたものである。実際には人間が聴覚できない周波数の音圧が存在しており、これら純粋な音圧レベルを測定した Z 特性がある。この Z 特性による音圧が物理的音圧であり、本来ならば風車などの風切りによる音の測定に使われるべきである。人間の可聴範囲に合わせた重み付けによる A 特性は不適切である。 風力発電等による低周波音・騒音の長期的健康影響に関する疫学的研究に久留米大学医学部石竹達也教授の報告がある。これは鹿児島県出水郡の長島町にある 2400kwx 21 基の風力発電に関して調査したものである。調査項目に「自宅に居るとき、風力発電施設からの音が聞こえますか」「自宅で、風力発電施設からの音に悩まされたり、うるさく感じる場合がありますか」「風車までの距離と睡眠障害」他のアンケートを取っている。 「音が聞こえますか」に関しては、1000m 以内では 62%が聞こえると答えており距離が大きくなるとその割合は低下し 2000～5000m でも 7.4%が聞こえると答えている。「音に悩まされたり、うるさく感じる」は高度に感じる人の割合が 1000m 以内で 45%、2000～5000m で 3%と低下している。「睡眠障害」は 1000m 以内で、41%が異常を持っており 2000～5000m で 22%に低下している。ただ、5000m 以上で 30%と増えているのは別の要素があると考えべきである。 石竹教授はこれらの調査と測定した風車騒音の周波数特性から超低周波音 (20Hz 以下)は閾値以下であることから「健康への影響は考えにくい」としているが、測定値が A 特性であることを考えるとこの結論はおかしい。” 北海道大学大学院工学研究院の松井利仁教授は、北海道石狩湾に計画中の風力発電事業に関して次のように報告している。 デンマークの風力発電や高速道路周辺の低周波音の影響で健康被害が発生しており、これは音で感じるのではなく「内耳の前庭で空気の振動を検知することによる障害である」としている。H 特性音圧レベルから住民の症状発生率を算出し、500m 以内で発病率 10～20%、1000m 以内では 5%以上、5000m でも 1～2%に影響があるとしている。 2021. 9. 26 (日)に放映された健康カプセル!ゲン	騒音影響を予測する際は A 特性の補正を用いており、超低周波音の予測においては G 特性を用いています。 超低周波音の影響について、風力発電機から 3km 以内に位置する集落を対象に地点を設定し、調査、予測、評価を行ったところすべての地点において ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の超低周波音の状況について、環境監視計画により調査を行う計画としています。 また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせがあった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を有する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		キの時間「天気痛外来」で天気と痛みの関係を解明した次のような報告があった、「気圧が下がると古傷が痛む」「雨だからテンションが上がらず家事をやりたくない」。 これらの現象は気圧の変動により症状が出る。ポイントは内耳で気圧の変化を感知することに関係があり、内耳が関知し脳に信号を送ることにより脳へのストレスになり、交感神経が興奮し古傷の痛みを発生させ、頭痛・めまい・関節痛などの様々な症状を引き起こしている。これらはヨーロッパの研究で耳鼻咽喉科で言われる「チュリオ現象」そのものである。 石竹教授や松井教授の報告や天気痛から考えると、人家からの距離が最低 5000m 以上ないと低周波による障害が避けられないと考える。住民に健康障害が発生してから対処するよりも、事前に安全策を採る方が事業者としても無難である。 自然環境を破壊して、災害をひき起こさなければいいが、余りに乱暴すぎないか! 大切なものは、失ってから気づく!!起きてからは遅い。災害を前もっておきとは、誰 1 人思っていない。 人の作った物は絶対という物はない!!	
227	騒音・超低周波音	巨大な風車が回転することで、付近の住民にとっては睡眠障害や低周波音の被害の存在が各地で報告されています。とても心配です。	風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、騒音については、1 地点において冬季夜間のみ環境省の示す指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値を下回っています。また超低周波音についてはすべての地点で、ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。 住民の皆様のご懸念やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
228	騒音・超低周波音	・準備書 10. 1. 1-118 低周波騒音の予測において、音源については、表 10. 1. 1-25 風力発電機の音響諸元の根拠が、メーカー提供の値とされているが、ハブ高さ 85m だけでは、G 特性パワーレベルの根拠が不明であるので、根拠を示すべきである。G 特性パワーレベルが大きければ、評価は変更される。また、4300kw の風車の実機で測定した低周波騒音の音圧レベルから評価すべきではないか。根拠を十分に示しておらず、過小評価しているのではないか。 さらに、ローター径 130m と 120m では G 特性音圧レベルに差は生じないのか、検討すべきではないか。	超低周波音予測を行うにあたっては、メーカーから提供のあった情報を基に安全側での予測となるよう条件設定を行っています。予測に用いた音源の周波数特性（1/3 オクターブバンド（平坦特性））を記載していますが、評価書では、G 特性の 1/3 オクターブバンドレベルの値についても記載するようにします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
229	騒音・超低周波音	大きさについて 高さ 150m～180m になる巨大な風車計画。貴社のものでもの大きさのものは一基試運転していると説明されました。ならばその試運転している一基のことについて何らかの報告がないのか。あくまで机上の計算のみで報告されている。実際に稼働している風車についての正確な報告が欲しい。現在私の住む所で一番近いところでは長島の風車があるが、音や落雷のことなど良い話は全く聞いたことがない。また環境省が「低周波は問題ない」と本当に指導されているのか？アノイアンスのひとつではぐらかされているように思う。長島の久留米大学の報告書で「ねむれない」という質問については、距離には関係ないと言われている。調査の方法がずさんで建設されることを前提として「問題ない」と片づけられているよう思える。今ある同等の大きさの報告をしてほしい。	騒音及び超低周波音の影響予測を行うにあたっては、メーカーより提供のあった音響諸元を用いて予測を行っています。 風力発電機稼働後は、環境監視計画によって騒音及び超低周波音の状況について調査を行う計画としています。また、風力発電機の稼働後に地元住民の方から騒音や超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
230	騒音・超低周波音	・風車の音や低周波が健康被害や、温泉街のお客様に影響が出ないか、心配です。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、『風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる』と記載されています。本事業においては、風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、湯の鶴温泉街も対象とし地点を設け調査、予測、評価を行いました（準備書では WN1-3 の地点となります）。 結果、騒音については「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）により定められた指針値に適合しています。また超低周波音については ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB を下回っています。 事業実施に際しては風力発電機のメンテナンスを適切に実施し、騒音の原因となる異常音の発生を抑制するといった影響低減のための環境保全措置を講じるとともに、環境監視を実施し施設稼働後の騒音及び超低周波音の状況について調査する計画としています。 また、施設の稼働後に地元住民の方から騒音及び超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
231	騒音・超低周波音	湯出地区には春と秋に、山の神祭り、川の神祭りがあります。伝説では河童が川を渡って海に行く、とか、またその逆で山に返るとか言い伝えられています。実際、正体不明の「ケーン!! ケーン!!」という音（声）が聞こえる事があります。 水俣市での説明会の時に質問者の言う様な騒音・低周波等の被害の論文はありませんという答えが、貴社・担当者よりありましたが、一概に言えるものでしょうか？ それぞれの地域による特性もあるのではないですか？ 専門家にしては乱暴な意見です。	これまでに国内外で得られた科学的知見を踏まえると、風力発電機から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられています。 万が一稼働後において、健康への影響または気になる事項がある場合には、速やかに住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
232	騒音・超低周波音	低周波の影響で猪、鹿等の野生の動物が凶暴化するという話をききました。今、大変増えているところを御存じでしたか？ 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	ご指摘をいただきました点、当社では具体的な知見などは有しておりません。 一方で、当社が牧場内において風力発電所を運営している地点において、牛が狂暴化するといった事例等はございません。
233	騒音・超低周波音	・風力発電によって発せられる低周波は人体にも野生動物にも悪影響です。	施設の稼働に伴う超低周波音について、調査、予測、評価を行いました。ISO-7196 に記載される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。また、牧場内において風力発電所を運営している地点もありますが、畜産動物への影響は確認されていません。
234	騒音・超低周波音	5 月 18 日の説明会で「風車のある風景を美しいと思う人もいる。感じ方は人それぞれ」という発言が会社側からありました。「感じ方は人それぞれ」は低周波においても同じです。低周波の感じ方も人それぞれと認めたと思ってよいですか？ 否の場合はその理由も私達が納得できるよう具体的に御説明ください。 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	超低周波音の感受性は人によって異なると考えておりますが、ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB と予測結果を比較すると、結果は 100dB を大きく下回っており影響は小さいものと考えております。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
235	騒音・超低周波音	低周波は冷蔵庫や洗濯機からも出ているとの発言が説明会（5/18）でありましたが、我家の冷蔵庫はたかさ 2m、洗濯機はたかさ 1m です。 風車は 160m ですが、その影響は 80 倍、160 倍ではすみませんよね。→すみません、まちがえました幅も奥行きもありますので $80^2 \times 160^2$ あるいは 3 乗以上になりますか？専門家の立場から具体的に何倍になるのか教えて下さい この数字を知った上でなお問題ないという根拠を教えてください。 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	低周波音の影響について、発生源から生じる音の大きさのほか、発生源と受音点との離隔距離も大きく関わってくることから、風力発電機と冷蔵庫や洗濯機との影響について一概に比較することはできません。 風力発電機の稼働による超低周波音の影響については、調査、予測、評価を行ったところ ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回る結果となり、影響は小さいものと考えております。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
236	騒音・超低周波音	対象実施区域図 2.2-1 (4) によると私の住宅、乳牛舎北側に No18～No30 の発電風車 13 基と変電所 1 基の建設が予定されていて、最も近い風車は 750m の距離との事です。人畜に対する環境悪化が想定されるため意見を申し上げます。 1. 騒音、人には聞こえない音（低周波音波）について 13 基の風車のほとんどが真北の方向となり、特に冬期の北よりの風のとき、影響が強く出る恐れがあります。	風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、出水市上場地区においては 2 地点を設け調査、予測、評価を行っています（準備書では WN6-3 及び WN6-4 の地点となります）。結果、騒音についてはいずれの地点においても「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）により定められた指針値に適合しています。また超低周波音については ISO-7196 に示される「超低周波音を感じる最小音圧レベル」である 100dB を下回っています。 事業実施に際しては、環境監視を実施し施設稼働後の騒音及び超低周波音の状況について調査する計画としています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			また、施設の稼働後に地元住民の方から騒音及び超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
237	騒音・超低周波音	巨大な風車が回転することで、付近の住人にとっては睡眠障害や低周波音被害の存在が各地で報告されています。とても心配です。 住民説明会は質疑応答が尽くされたとは言えません。	風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、騒音については、1地点において冬季夜間のみ環境省の示す指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値を下回っています。また超低周波音についてはすべての地点で、ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。 住民の皆様のご懸念やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
238	騒音・超低周波音	石飛に嫁いで 40 数年、ようやく他事も卒業し、新鮮な空気をいっぱい、森林浴など散歩を楽しみ、自然にどっぷり浸かった日々を満喫しています。 子供達も各々に独立し、生活しています。子供や孫達にとって、古里であるこの地は、季節ごとに集まり、無事を確め合い、笑顔をもち寄る場、心のよりどころになっているようで、年に 3、4 回の帰省は欠かした事はありません。又、2 人暮らしの私達親にとっても元気をもらえる時間でもあります。それがこの地に風力!! しかもすぐ近くに。1 年中欠かさ事なく回り続ける風車の音と振動、健康被害など、想像しただけでも恐ろしいです。このような古里になる事に、子供達も当然望んでおらず、この地に住み続ける私達の事もとても心配しております。朝も夜も季節も関係なく回り続ける風車、ただただ恐ろしいのです。なぜ静かに穏やかに暮らしている生活を脅かされなくてはならないのでしょうか。 自然でも安全でもクリーンでもない、自然エネルギー?! むなしく響きます。 住民だけが犠牲になる風力、私達は望んでいません。人災です。やめて下さい。 この地に風力はおりません! 風力発電計画、ぜったい反対です! おりません!	予測評価の結果を踏まえて、より環境負荷の少ない事業計画となるよう引き続き検討し、地域住民の皆様にご理解を賜れるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
239	騒音・超低周波音	騒音について 説明会で「音には慣れる」的な発言があった気がします。川の音や風の音には慣れてしまっているのではないかの発言があった気がするのですが、自然の音と風車の人工的な音は違うと思うのですが、同じなのですか？ 以上のお答えを、私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音などへの対応について」では、風力発電施設は、他の施設から発生する騒音と比較して、より低い周波数の騒音が発生していると一般に思われている。しかし、20Hz以下の音（超低周波音）に関しては、音圧レベルが聴覚閾値を超えるものは確認されていない。また、風車騒音と他のさまざまな騒音（一般環境騒音や交通騒音、乗物の中の騒音、種々の騒音）の実測値と比較しても、風力発電機から発生する騒音で特に低い周波数成分の騒音の卓越が見られるわけではない、と記載されています。
240	騒音・超低周波音	3 準備書 p250 表 4.3-2 では、風力発電機接地想定尾根からの距離 1km 以内に 72 棟、2km 以内に 409 棟の住宅等があるとされています。 このデータを見ると、風車に起因する低周波振動による不定愁訴等の症状が、地域住民に生じることが懸念されます。 地域住民に健康被害を生じた場合には、「1/3 オクターブバンド周波数分析」などにより分析したうえで、必要に応じ夕食時から朝までの間は、健康被害の原因と想定される風車を停止するなどの対応策について明記していただきたいです。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、超低周波音については、人間の感覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音卓越は見られない。（中略）また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない』と記載されています。 ただし、本事業においては、風力発電機稼働後の環境監視により、騒音及び超低周波音の状況について調査を実施する計画としています。そのうえで、地域住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。
241	騒音・超低周波音	5月18日の説明会に参加した者です。 参加者からは、低周波に関する強い懸念が示されました。隣の長島町では、2km以内に暮らす住民の約3割が、何らかの健康被害を訴えていることが述べられました。貴担当者からは、低周波の値はあくまでも法律で許容されている範囲なので問題ない。との返答がありました。更に、その方たちの先入観もあるかもしれません。とのコメントさえありました。 人間は、その精神や気持ちは複雑なものであり、決して一辺倒のデータで片付けられるものではありません。風車から出る低周波は、日常生活に存在しているそれと違い、「風車」という存在自体が、住民の気持ちの心労に拍車をかけている前提条件もあります。“苦しんでいる”という人たちが実際に存在しているという「現実」は、何よりも私たちを不安にします。 想像されてみてください。もし貴方たちのご家族で、例えば、大切に思われている親、小さな子ども、祖父母たち、その彼らが暮らす住宅の2km以内に風車が建設されることになったら、それでも「全く」不安が無いと言い切れるのでしょうか。人間の精神に単純な絶対はありません。どうか、私たちの「恐れる」気持ちを汲み取っていただきたいです。 このまま事業を進められることに、深い懸念を抱きます。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、『風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、あきらかな関連を示す知見は確認できない』と記載されています。 本事業においては、風力発電機の稼働による超低周波音について、調査、予測、評価を実施しましたが、いずれの地点においても ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
242	騒音・超低周波音	低周波音の影響。特に近隣の民家や畜産への影響を可聴域の通常の騒音レベルだけで推し測るのはいささか乱暴ではないでしょうか。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、『風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、あきらかな関連を示す知見は確認できない』と記載されています。 本事業においては、風力発電機の稼働による超低周波音について、調査、予測、評価を実施しましたが、いずれの地点においても ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。 なお当社では、牧場（牛）や養鶏場の近隣や、或いはその中に立地している風力発電所がいくつもありますが、これまで 20 年に亘る運転の実績のなかで、家畜に悪影響を及ぼすといった事例は確認されておりません。そういったご不安については、今後も真摯に受け止め、お答えをさせていただきたいと考えております。
243	騒音・超低周波音	●低周波騒音被害の問題 施設の稼働に伴う騒音・低周波音の調査について、調査地点を湯出、長崎、葛渡、石坂川などに設置し、調査結果が示されているが、残留騒音とハブ高さ風速との相関グラフでは、数値が、「低周波の心身に係る苦情に関する参照値」である 40dB を超えている地点がかなりの地点で存在しています。これでは低周波音による睡眠障害を起し健康被害が発生することになりかねないのではないのでしょうか。睡眠障害が 1 か月以上続くと、糖尿病・うつ病等発症し、死に至ることもあるといわれています。こうしたことから、この計画は絶対に容認できません。ただちに中止をしてください。	環境省の低周波音問題対応のための「評価指針」に「低周波音による心身に係る苦情に関する参照値」が示されていますが、低周波音問題対応のための「評価指針」は、環境アセスメントの環境保全目標値として策定したものではないことが、留意事項として示されており、本事業では ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB との比較を行っています。
244	騒音・超低周波音	御自分のこととしてお考え下さい。 我家には高令（80 代、90 代）の両親と体調の良い娘がいます。頭の上に大きな風車が建つ、ひょっとしたら低周波でますます体調が悪くなるかも知れないという場合、風車の建設に賛成されますか？反対されますか？ 個人のことでお答えできないという返答はなしでお願いします。結局決めるのは個人の意志（そして、それが集まったもの）なのですから。 以上のお答えをお願いします。私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値や日程などをあげて御説明下さい。	施設の稼働に伴う超低周波音について、調査、予測、評価を行いました。ISO-7196 に記載される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。事業実施に際しては風力発電機のメンテナンスを適切に実施し、騒音の原因となる異常音の発生を抑制するといった影響低減のための環境保全措置を講じるとともに、環境監視を実施し施設稼働後の騒音及び超低周波音の状況について調査する計画としています。 また、施設の稼働後に地元住民の方から騒音及び超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
245	騒音・超低周波音	5. 低周波による健康問題で、海外は、風車より 15km 以上離れないと公衆衛生上の安全性は担保できないと警告しているが、どうとらえているのか。	超低周波音の影響について、風力発電機から 3km 以内に位置する集落を対象に地点を設定し、調査、予測、評価を行ったところすべての地点において ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の超低周波音の状況について、環境監視計画により調査を行う計画としています。 また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせがあった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を有する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。
246	騒音・超低周波音	大型風力発電の風車による健康への影響(騒音や低周波など)がない事がまだ十分証明されていないと思います。 風力発電の規模・建設の場所など再考する必要があると強く考えます。	風力発電機の稼働による騒音影響について調査・予測を行ったところ、1 地点において冬季夜間のみ環境省の示す指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値に適合しています。 事業実施に際しては風力発電機のメンテナンスを適切に実施し、騒音の原因となる異常音の発生を抑制するといった影響低減のための環境保全措置を講じるとともに、環境監視を実施し施設稼働後の騒音の状況について調査を実施する計画としています。 なお、施設の稼働後に地元住民から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
247	騒音・超低周波音	風車騒音で不眠症のリスクが上昇する地域に約 1300 人が居住していると聞いています。健康被害が出てからでは遅すぎます。今すぐ計画を撤回して下さい。	風力発電機の稼働による騒音影響について調査・予測を行ったところ、1 地点において冬季夜間のみ環境省の示す指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値に適合しています。 事業実施に際しては風力発電機のメンテナンスを適切に実施し、騒音の原因となる異常音の発生を抑制するといった影響低減のための環境保全措置を講じるとともに、環境監視を実施し施設稼働後の騒音の状況について調査を実施する計画としています。 なお、施設の稼働後に地元住民から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
248	騒音・超低周波音	巨大風力が建設された場合、騒音 35 dBを超える地域に約 4000 人が居住することになると聞いています。地域住民の健康と幸せな暮らしを奪わないで下さい	風力発電機の稼働による騒音影響について調査・予測を行ったところ、1 地点において冬季夜間のみ環境省の示す指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値に適合しています。 事業実施に際しては風力発電機のメンテナンスを適切に実施し、騒音の原因となる異常音の発生を抑制するといった影響低減のための環境保全措置を講じるとともに、環境監視を実施し施設稼働後の騒音の状況について調査を実施する計画としています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			なお、施設の稼働後に地元住民から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
249	騒音・超低周波音	・工事時の騒音、超低周波音は昼間のみで多少は我慢出来るかもしれないが、発電が稼働すると夜間も稼働することもあり心身への影響が心配である。	風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、騒音については、1 地点において冬季夜間のみ「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年）により定められた指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値を下回っています。また超低周波音についてはすべての地点で、ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。 施設の稼働後に地元住民の方から騒音や超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。
250	騒音・超低周波音	説明会で騒音は放射状に出て谷に流れることはないとの発言がありました。私達がよく知っている具体的なものとして「こだま」「やまびこ」があります。音は正面のものに反射して還ってきます。また空気中と土中でも伝わり方は違います。放射状に発生しても地域の形状で伝わり方が違い、影響の大きいところまでてきます。専門家であるあなた方がご存じないわけがありません。何故、谷あいには流れることはないという発言がでてくるのですか？ 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、御説明下さい。	風力発電機から生じた音は同心円状に拡散します。その拡散過程において、谷地形に沿って反射しながら音が伝搬する可能性はありますが、環境中にはさまざまな音が発生しているおり、風によって空気の流れも刻々と変化する中で、谷地形での反射によって、ある特定の場所に集音し、音が大きくなる可能性は極めて低いと考えております。 なお、本事業においては環境監視を実施し施設稼働後の騒音及び超低周波音の状況について調査する計画としています。
251	騒音・超低周波音	3. 騒音被害や低周波振動が付近の住民や動植物に予想を上回る被害を与える可能性が強い。	風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。施設の稼働後に地元住民の方から騒音や超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。
252	騒音・超低周波音	水俣から近い長島町の風力発電近くに住む方に、5 回ほど話を聞きに行きましたが羽がまわる騒音など健康への被害もお聞きしました。貴会社の説明には納得がいきません。	風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。施設の稼働後に地元住民の方から騒音や超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
253	騒音・超低周波音	住民に健康被害が発生したとき、生活上大きな不安が発生したときにどのような対処策があるのか、示されていません。明示するべきです。	施設の稼働後に地元住民の方から騒音及び超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
254	騒音・超低周波音	低周波音や騒音、シャドーフリッカーによる健康被害「不眠・頭痛・不妊」などについての不安〈準備書 P546～、600～、732～〉〈要約書 P13～30、P39〉	風力発電機の稼働による騒音及び超低周波音について、騒音については、1 地点において冬季夜間のみ環境省の示す指針値を超過しているものの、その他の地点では指針値を下回っています。また超低周波音についてはすべての地点で、ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。また、風車の影については 1 地区において、海外のガイドラインに示される指針値を超過する住宅がございいますが、その他の地区については指針値を下回っています。なお、風力発電機稼働後の騒音、超低周波音及び風車の影の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から騒音や超低周波音、風車の影に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて対策を講じます。住民の皆様のご懸念やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
255	騒音・超低周波音	こんにちは。風力発電所周辺に人体への影響として心血管系、血圧や心拍数の変化、集中力の欠如、めまい、倦怠感、睡眠障害、鼓膜の圧迫感、振動感などの体調不良を訴える住民が各国で報告されてきました。（アメリカ、カナダ、オランダ、ニュージーランド等）もちろん日本国内でも報告されています。静岡県、三重県、和歌山県、愛知県等々・・・の住民や医師が訴えています。今回、建設予定の風力発電所では、上記の事が人の体に起きますか。起きませんか。どちらか、答えてください。よろしくお願いします。	これまでに国内外で得られた科学的知見を踏まえると、風力発電機から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられています。万が一稼働後において、健康への影響または気になる事項がある場合には、速やかに住民の方からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を講じます。
256	騒音・超低周波音	睡眠障害、低周波音被害について 住民説明会にて、御社の既設風力発電所では睡眠障害や低周波被害の訴えは一件もないとの説明がありました。どのような調査方法で、どれ位の規模で行われたのか説明はありませんでした。これでは何の説得力もありません。 私は水俣に最も近い、鹿児島県長島町（海を挟んで対岸に位置する。風車が見える）の風力発電に近い地域の住民の方々に戸別訪問で実情を調査しました。風車からの距離が 1 キロ以内から 2 キロ範囲内です。 風向きによって音の大きさが違う。突然音が聞こえ出す。波浪注意報の時はほとんど眠れない。あまりにも音がうるさかったので何回も業者と交渉した。その結果羽を中国製から日本製に変えてもらった。幾分か良くなった気がする。一人の婦人は「音が聞	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、『風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、あきらかな関連を示す知見は確認できない』と記載されています。 本事業においては、風力発電機の稼働による超低周波音について、調査、予測、評価を実施しましたが、いずれの地点においても ISO-7196 に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである 100dB を下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		こえ出すと頭が痛くなる。目眩がする。鼻血が出ることがある。主人は何にも感じないという。音が消えると普通の状態になる」これが超低周波音被害かと思い、ショックを受けました。風車は高さが110メートルほどです。ただし、住民が被害の訴えを起しにくい社会状況もわかってきました。事業者は謙虚に住民の声を聞くべきです。御社はその点でも誠意に欠けています。	速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
257	騒音・超低周波音	今まで健康被害等の苦情はなかったとの発言(5/18説明会)がありましたが、どのような方法で意見をきいているのですか？会社に直接持ち込まれたもののみですか。アンケートを取っておられるのですか？アンケートの場合に年に何回か全地域なのか教えて下さい。 以上のお答えを私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	当社は、これまで全国各地で20年以上に渡り風力発電事業を行ってきた中で、各地点の周辺住民の方々や関係自治体と日々のコミュニケーションを取らせていただく中で、風力発電機に起因する健康被害の苦情を受けた事例はございません。
258	騒音・超低周波音	本計画は私たち周辺住民の命と生活を脅かし、故郷の自然を壊すと危惧しています。稼働中の国内陸上ではまだ巨大風車となります。騒音、低周波音で直接命を脅かされかねません。私は計画の撤回を強く求めます。 私の自宅は亀嶺高原・石飛地区にあります。集落は15世帯で、幼児から高校生までの児童生徒もいる市内では比較的均衡のとれた集落です。自宅は鬼岳(標高735m)東側の風車19号から約1km、伊佐市上場高原の風車29号からは約1.6kmです。集落の住宅で風車から最も近いところは約900m。集落全体は鬼岳周辺から東・南にのびる風車18号から風車30号までの13基に近接しています。計画が実現するとどうなるかは、風車先進地の被害調査が示しています。水俣市に近い鹿児島県長島町の九電風車21基(2,400kW/基、ローター直径92m、2008年10月稼働)について環境省助成金で久留米大医学部が2013年度から調査した結果、2km以内の住民約3割が睡眠被害を訴えました。	風力発電機の稼働による騒音影響について調査・予測を行ったところ、石飛地区においては「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年)により定められた指針値に適合しています。 事業実施に際しては風力発電機のメンテナンスを適切に実施し、騒音の原因となる異常音の発生を抑制するといった影響低減のための環境保全措置を講じるとともに、環境監視を実施し施設稼働後の騒音の状況について調査を実施する計画としています。 なお、施設の稼働後に地元住民の方から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
259	騒音・超低周波音	3. 風がない限り風力発電が稼働することでの、光、音、低周波による身体への影響が心配。経年で身体症状が出るとのこと。身体及び精神に対する障がいはどうのように考えられているのか。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、『風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、あきらかな関連を示す知見は確認できない』と記載されています。 本事業においては、風力発電機の稼働による超低周波音について、調査、予測、評価を実施しましたが、いずれの地点においてもISO-7196に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである100dBを下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
260	騒音・超低周波音	・健康被害は訴えても究明されず（いちばんの被害者は近くに住む住人です。不眠による2次被害を多くきいています） 殺人行為ともなるのではないかと。	環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」では、『風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、あきらかな関連を示す知見は確認できない』と記載されています。 本事業においては、風力発電機の稼働による超低周波音について、調査、予測、評価を実施しましたが、いずれの地点においてもISO-7196に示される超低周波音を感じる最小音圧レベルである100dBを下回っています。 なお、風力発電機稼働後の騒音及び超低周波音の状況は、環境監視によって調査する計画としています。また、施設の稼働後に地元住民の方から超低周波音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じます。
261	水環境	4. 新設する管理道路などについて、森林時と道路新設により河川に流れ込む時間が短縮され氾濫が増すと思うが、どの河川に流れるのか、調整池等を設けて河川へ影響する時間を遅らせることは考えられないか？	濁水が流入する可能性のある河川においては、水質の予測地点を設けており、その地点は準備書に掲載しています。本事業においては、風力発電機設置ヤードに沈砂池を設け濁水を滞留させるほか、供用後に保守管理用地として必要な区域を除く、切土盛土法面等は緑化を行うことにより濁水の土壌浸透を促し、河川へ流入する濁水の低減を図ります。
262	水環境	・土砂流入のせいでカヌー練習ができなくなり市民の生活や健康に影響が生じると思う	本対象事業実施区域周辺の河川を対象に、水の濁りに対する調査、予測、評価を実施しましたが、現状と比べ著しく濁りの濃度が上昇する結果とはなっており、土砂流出量は小さいものと考えられることから、影響は小さいものと考えております。
263	水環境	4. 下流の広瀬川（米ノ津川）や羽月川等に悪影響を及ぼす。	濁水対策として、排水箇所にはフトンゴ等を設置し、洗掘等による濁水の発生の低減に努めること、造成工事終了箇所については早期緑化を行うなどの環境保全措置を講じることにより、下流の河川への影響の低減に努めてまいります。
264	水環境	・工事による湯出川のにごりがすごく心配です。 ・ツルの渡りの時 サシバの渡りの時、他猛禽類のバードストライクがないとは言えないのでは。	本事業においては、風力発電機設置ヤードに沈砂池を設け濁水を滞留させるほか、供用後に保守管理用地として必要な区域を除く、切土盛土法面等は緑化を行うことにより濁水の土壌浸透を促し、河川へ流入する濁水の低減を図ります。 なお、ツル類については対象事業実施区域及びその周囲で確認はされているものの、そのほとんどが谷部の水田を採餌、休息場所として利用する個体であり、ブレードへの接触の影響が生じる可能性は低いものと予測します。 サシバの渡り個体について、ブレードへの接触について年間衝突個体数を推定したところ、20年稼働した場合でも衝突個体数は1個体に満たない推定結果となりました。 クマタカについては、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめたことで、年間衝突確率は大幅に低減されました。 ただし、年間衝突個体数の推定によるブレードへ

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			の接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、供用後においても、サシバやクマタカを含む鳥類の事後調査を実施し、その結果を基に、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
265	風車の影	・準備書 2-71 ページ B 区域を除外したととしているが、配慮書や方法書段階でも判断できるのに、準備書段階で計画から除外した理由を明らかにすべきである。18、9 号機に関して、影の関係で、風車の口径を短くし、配慮したとしているが、配慮書や方法書段階でも、容易に判断できる内容である。この段階で、判断した理由を示すべきである。	B 区域の除外並びに 18、19 号機のローター径については、方法書以後の現地調査や予測結果に基づき検討を進めたものであるため、準備書でお示ししました。
266	風車の影	風車の影について 「風力発電機設置位置から 2km の範囲の住宅に対し、風車の影がかかる時間を計算した」地図が示されている。住宅数は水俣市が 80 戸と一番多い。影の影響を調査するなら、真下で働くお茶農家の存在も忘れてはならない。ほぼ、毎日そこで働いている。健康被害の虞が高い。そこもきちんと評価すること。 友人が、鹿児島県長島町の風車の近くにいると吐き気がするほど気持ち悪くなった経験がある。 更にこの 2km の範囲に生活する住民は影だけが問題になるのだろうか？睡眠障害や超低周波音被害が最も懸念される人々である。回避策などだろうか。あるとすれば移転して遠くに避難するしかない。 この人達のことをどのように捉えているのか？風車こそもっと離れたところに建設するべきと思うが、如何に？	環境影響評価では、住宅位置を代表として予測評価を行っておりますが、風力発電機稼働後地域の方々から問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。
267	風車の影	以下は提出した方法書の意見と貴社の見解です。 第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解 準備書 6-18 (346) ページ 〔方法書についての意見〕 環境保全の見地から、下記環境影響評価方法書の方法では、調査内容が不十分な為、本事業実施想定区域で暮らす住民、加えて福祉施設を利用する多くの人たちの今後の生活を取り巻く環境を保全することはできないと考えます。調査方法の変更と事業の見直しを検討してください。 4. (2) 環境影響評価の項目 ■風車の影・施設の稼働による風車の影について、調査を、「風力発電機設置想定範囲から 2Km の範囲での住居等の配置の状況を現地踏査により把握する。 調査回数：1 回（冬季） 予測を時刻別日影図及び等時間日影図の作成により予測 評価を環境影響の回避、低減に係る評価としていますが、 口想定地区及びその周辺には、住居、施設が多数存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への影響は重大です。今後稼働予定の 15 年から	現地調査では、風力発電機から 2km の範囲を対象に既存文献資料を用いて整理した住宅位置の分布状況や土地利用の状況の把握を行っていることから、冬季の年 1 回の調査でも問題ないと考えております。 そのうえで、予測を行うにあたっては、2km 範囲内に位置するすべての住宅を対象に、通年での風車の影がかかる時間を計算し、年間の風車の影がかかる時間を整理しています。 鬼岳地区では、海外のガイドラインの指針値を参考に予測結果と比較すると一部住宅において指針値を上回っていますが、その他の地区では指針値を下回っています。 なお、風力発電機稼働後、鬼岳地区において、環境監視により風車の影の状況を調査する計画としており、今後個別にご説明をしながら事業へのご理解を賜るよう努めてまいります。また、風力発電機稼働後地域の方から問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民の方からヒアリングを行い、事業者の行為により環境保全上特に配慮を要する事項が判明した場合には、必要に応じ専門家等の指導・助言を得て適切な対策を講じることとします。 環境影響評価の結果については、関係地区住民を対象とした説明会の中で改めて説明させていた

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		20 年以上先まで及ぶことを考慮するのであれば、「住居等の配置を現地踏査により把握」し、「調査回数 1 回（冬季）」の調査方法では、「居住する住民、及び、施設を利用する住民」の生活環境への影響を調査する方法として「適切な調査」とはいえないと考えます。 調査の場所は、「風力発電機設置想定範囲から 2Km の範囲での住居の全て」において、「通年各月の計測結果」を用い、そのうえで、予測及び評価、結果を検討する必要があるのではないのでしょうか。さらに、結果は一人ひとりの住民に丁寧に説明し、納得を得る必要があるのではないのでしょうか。コミュニケーションを図ったうえでの信頼関係が必要です。	だき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めてまいります。
268	風車の影	風力発電施設は住居、施設から隔離する必要があると考えます。隔離できないのであれば、風車の影による生活環境への影響は回避できないのではないのでしょうか。 景観についても同様です。住民説明会を実施されないまま計画が進められていることに、貴社と本事業への信頼関係を保つことが困難になっておりますことをも押し添えます。 〔事業者の見解〕 風車の影の影響については、予測範囲内の住宅等に年間の影時間、日最大時間、冬至、春分、秋分、夏至における日影時間に対し予測を行い、海外のガイドラインに示される指針値を用いて評価を行っています。供用後においては、環境監視の実施により風車の影に対する状況を確認し、必要に応じて保全措置の検討を行います。景観については、日常的な視点場として公民館等を対象に調査、予測及び評価を行っています。 環境影響評価の結果については、今後説明会を開催し、十分にご理解をいただけるようにコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。 また、詳細な事業計画は、環境影響評価における調査及び予測評価結果や、風況調査、測量調査、土木施工法を踏まえて、検討を進めております。」 ○「海外のガイドラインに示される指針値を用いて」とありますが、当予定地は海外に比べて山間地の狭い尾根や谷間で、評価の方法解いては十分であると考えられません。「供用後においては、環境監視の実施により」とありますが、住民の訴えがなくても環境監視は実施されるのでしょうか。「風車の影に対する状況」はどのように確認されるのでしょうか。「必要に応じて保全措置の検討を行います。」とありますが、この場合の保全措置とは、風車の影に対して具体的にどのようなことを実施すると「保全」になるのでしょうか。既存の風車は、阿蘇、長島、牟礼高原など、近くまで見に行っていますが、まだ見たことのない大きさの風車の影が気になることが不安です。説明が不十分で供用後の貴社の措置を十分に理解できず、懸念が拭えません。 ○景観については、「日常的な視点場として公民館	風車の影について、平坦地に比べ尾根や谷が存在する山間部は地形による遮蔽が生じることから、風車の影がかかる時間は短くなりますが、本事業においては地形を踏まえた予測を行っています。また、環境監視については、海外のガイドラインに示される指針値を超過している鬼岳地区において実施する予定としていますが、住民の方の訴えが無くても実施します。保全措置については、施設稼働後風車の影の状況を踏まえ検討していくことになるため現段階で明確にお答えすることは困難ですが、一般的には遮光カーテンの設置等が挙げられます。 亀嶺峠からの景観について、風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、風力発電機が視認される範囲を縮小させ、景観に対する影響低減を図りました。 風車の影や景観を含む環境影響評価の結果については、関係地区住民を対象とした説明会の中で改めて説明させていただき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		等を対象に調査、予測及び評価を行っています。」とありますが、亀嶺峠からの景観は、水俣が水俣病の発生から環境に配慮した地域再生をしてきたことを市内外、他県、海外からの来訪者、研究者に説明するうえで、欠くことのできない場所です。山と海の生態系が一環し、水銀で汚染された海の生態系が、長し年月をかけて山と森林の水の循環によってようやく浄化せれつつあることを、この場所是一望できます。意味の深い場所の景観を、このままにしたい。この要望について、「理解をできるようにコミュニケーションを図って」いただきたい。	
269	風車の影	・準備書 10. 1. 3 で、風車の影について検討しているが、隣接する民家への影響を検討しているが、事業対象地域内にある石飛地区の茶畑、お茶の栽培への影響について、日照及び気温、風向及び風力、気流の変化によって、悪影響を及ぼさないことを説明すべきではないか。環境影響評価の追加を求める。	風力発電機からの影による農業への影響については、明確な指針などは存在しません。一方で、風力発電機からの影が生じる時間は非常に限定的であり、その影響が生じる可能性は小さいものと考えますが、今後、風力発電機周辺の農業を営む方ともコミュニケーションを取らせていただくとともに、風力発電機稼働時には窓口等を設けるなど、コミュニケーションを密に取りながら、事業を進めたいと考えております。
270	動物(コウモリ類)	コウモリ類について、環境の保全の見地からの意見を以下に述べます。貴社及び委託先(アジア航測株式会社)の作為が入る恐れがあるので、本意見書の内容は要約したり順番を並び替えたりしないでください。	環境影響評価準備書に対していただいたご意見につきましては、環境影響評価法第十九条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理することとしておりますが、要約しないことを明記いただいたご意見につきましては、要約せず、順番の並び替えも行わずに記載することとします。
271	動物(コウモリ類)	(1) コウモリ類の保全措置の疑問 P972 本事業のコウモリ類の保全措置として「フェザーリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)」が記載されておりますが、以下の疑問があるのでお答えください。 1) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速(発電を開始する風速)未満であってもブレードは回転するのでしょうか。	本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定はしていませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態(ブレーキを掛けないで空回りする状態)となり、発電時のように回転することはありません。
272	動物(コウモリ類)	2) 本事業で設置する風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのでしょうか?	本事業で採用する風力発電機の機種はまだ確定はしていませんが、カットイン風速値を任意に変更できるか否かにつきましては、メーカーの仕様によりますので、機種によって異なります。
273	動物(コウモリ類)	3) 本事業で設置する風力発電機は、弱風時にフェザーリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を実行できるのでしょうか?	一般的に、弱風時のフェザーリングは実行可能です。
274	動物(コウモリ類)	(2) コウモリ類の専門家の船越公威さんが執筆された書籍には、風力発電事業におけるコウモリ類の保全措置として「カットイン風速(風力発電機が発電を開始する風速)の値を上げることと風車を風と平行にすること(フェザーリング)」が記載されています。事業者は『最新の科学的知見に則った保全措置をする』といいました。本事業においてもコウモリ類への影響が予測されていますので、予防原則の観点と最新の科学的知見に則り、 <u>死亡事故が発生する前に「フェザーリングをすること」をコウモリの保全措置として実施してください。</u> ・「コウモリ学 適応と進化」(2020年、船越公威、東京大学出版会、p229)	準備書に記載のとおり、現地調査結果を基に、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しました。今後は、これらの環境保全措置を確実に実施し、影響の低減に努めますが、一方で、予測の不確実性は否定できないと考えることから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
275	動物 （コウモリ類）	(3) P972 コウモリ類の環境保全措置に「カットイン風速未満のフェザーリング」が記載されておられませんので、追加してください。	予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
276	動物 （コウモリ類）	(4) P972 コウモリ類の保全措置は、事後調査の前から「カットイン風速未満のフェザーリング」を実施してください。	予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
277	動物 （コウモリ類）	(5) 本事業の風力発電施設の稼働により、「コウモリ類に影響がある」と貴社が予見(予測)しているならば、「著しい影響が発生する前から」できる限りの保全措置をすることが重要であると我々は考えています。事故が起こってから検討するのでは手遅れとなるため、予防原則の観点から、フェザーリングによる保全措置を実施することを要望します。	予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
278	動物 （コウモリ類）	(6) 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザーリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にして回転を止めること)を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置」です(文献 1)。また、国内においても低減効果はすでに実証されています(文献 2、文献 3)。事業者は『できる限りの保全措置をする』といました。それでは、予防原則の観点から <u>死亡事故が発生する前に、適切な環境保全措置を講じてください。</u> (文献 1) Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010 (文献 2) 「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和 4 (2022) 年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. (文献 3) 「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4 (2022) 年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県.	予測結果には不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
279	動物 （コウモリ類）	(7) P972 「事後調査を実施し、さらなる環境保全措置を検討する」とあります。しかし「さらなる環境保全措置」とは具体的に何をするのか分かりません。さらなる環境保全措置の具体的な内容を記載してください。	事後調査の結果により、さらなる環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討いたします。なお、さらなる環境保全措置の内容については、影響の程度やその内容により検討させていただきます。
280	動物 （コウモリ類）	(8) P972 「事後調査を実施し、・・・さらなる環境保全措置を検討する」とあります。しかし、貴社の福島県布引高原の風力発電施設では絶滅危惧種を含むコウモリが 30 頭以上死んでいます、いまだに「さらなる環境保全措置」を実施していないようです。絶滅危惧種を含むコウモリ 30 頭以上の死亡を確認したのにも関わらず「さらなる環境保全措置」を実施しない理由を述べてください。 ※ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22 (2010) 年 6 月, 株式会社ジェイウインド) 福島県.	事後調査報告書に記載のとおり、布引高原では事後調査一年目にご指摘のとおりのコウモリ類の死骸が確認されましたが、二年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同程度であったことから、著しい影響とはみなされないと考えられ、「さらなる環境保全措置」は実施していません。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
281	動物 (コウモリ類)	(9) P972「事後調査を実施し、・・・さらなる環境保全措置を検討する」とあります。しかし、貴社の上ノ国風力発電施設ではコヤマコウモリ(絶滅危惧ⅠB類=鳥類のイヌワシと同等ランク)を含むコウモリが8頭死んでいます、いまだに「さらなる環境保全措置」を実施していないようです。絶滅危惧ⅠB類種の著しい数の死亡を確認しながら「さらなる環境保全措置」を実施しない理由を述べてください。 ※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体、合計8個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31(2019)年4月,株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道。	ご指摘のとおり、現時点においては、具体的な環境保全措置の実施に至っておりませんが、上ノ国ウインドファームにおいてコヤマコウモリ等の衝突が生じている状況は重く受け止めており、専門家の助言のもと現況の把握を行うとともに、環境保全措置の実施に向けた実証的な取組を行っております。引き続き対策の検討・検証を進め、早期に対策の実現に至ることができる様努めて参ります。
282	動物 (コウモリ類)	(10) P972「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討する」とありますが「著しい影響」とは『何個体のコウモリが死んでいたら著しい影響がある』と判断するのでしょうか?専門家の意見を基準とする場合は、その専門家の判断基準とその科学的根拠を述べてください。	事後調査の結果、バットストライクが確認された場合、その結果を客観的事実に基づきとりまとめ、専門家等の指導を受け、判断することを想定しています。
283	動物 (コウモリ類)	(11) P972「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討する」とあります。貴社の福島県布引高原の風力発電施設では絶滅危惧種を含むコウモリが30頭以上死んでいます、これまで貴社側は追加の保全措置を何も実施していないようです※絶滅危惧種を含むコウモリが30頭以上死んでいても、「著しい影響はない(追加の保全措置をしなくてよい)」と判断した専門家の意見と、その科学的根拠を述べてください。 ※ヒナコウモリ24個体、ヤマコウモリ6個体、ユビナガコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、コウモリ類2個体、合計37個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成22(2010)年6月,株式会社ジェイウインド)福島県。	事後調査報告書に記載のとおり、布引高原では事後調査一年目にご指摘のとおりのコウモリ類の死骸が確認されましたが、二年目に追加で実施した事後調査では他の風力発電所において環境省が実施した調査結果と同程度であったことから、著しい影響とはみなされないと考えられ、「さらなる環境保全措置」は実施しておりません。
284	動物 (コウモリ類)	(12) P972「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討する」とあります。貴社の上ノ国風力発電施設ではコヤマコウモリ(絶滅危惧ⅠB類=鳥類のイヌワシと同等ランク)を含むコウモリが8頭も死んでいます、これまで貴社側は追加の保全措置を何もしていません※絶滅危惧ⅠB類を含むコウモリが8頭死んでも、「著しい影響はない(追加の保全措置をしなくてよい)」と判断した専門家の意見とその科学的根拠を述べてください。 ※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体、合計8個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成31(2019)年4月,株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道。	ご指摘のとおり、現時点においては、具体的な環境保全措置の実施に至っておりませんが、上ノ国ウインドファームにおいてコヤマコウモリ等の衝突が生じている状況は重く受け止めており、専門家の助言のもと現況の把握を行うとともに、環境保全措置の実施に向けた実証的な取組を行っております。引き続き対策の検討・検証を進め、早期に対策の実現に至ることができる様努めて参ります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
285	動物 (コウモリ類)	(13) P764～P770「10分あたりの音声記録回数を1に変換にする」についての疑問 貴社の委託先(アジア航測)が考案した「確認時間帯数」という概念はユニークですが、10分間にコウモリが1例出現しようが100例出現しようがすべて「1」に変換しています。実際より影響を小さく見せたい(過小評価したい)という貴社側のバイアスがかかるので、P765～P766の図表には実際の音声記録数を併記してください。	フルスペクトラム方式バットディテクターの設置により取得したデータを基に、コウモリ類の出現傾向を把握するための手法について、現時点で科学的に確立された手法がない状況にあります。準備書においてお示ししたとおり、音声記録からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向を把握するための手法として、風速データを取得している間隔である10分間を基本に、音声記録の有無を比較することとしております。 この手法での解析結果について、数値の大小で影響の大きさを図ることは行えないものと考えており、あくまでも、当該地域で年間を通じて取得することができたデータから、当該地域のコウモリ類の出現傾向を可能な限り、比較検討するための手法として整理した結果となります。 また、本準備書だけでなく、他の地域においても同様のデータ比較を行い、それぞれ専門家にもご確認いただいている手法です。
286	動物 (コウモリ類)	(14) P764～P770「10分あたりの音声記録回数を1に変換にする」についての疑問 「音声データがコウモリ1個体か複数個体かは判別できない。また、1個体が同一箇所を何度も飛翔を続けた場合は音声記録の数は多くなる・・・同じ時間帯で複数回の音声を確認した場合も「1」として扱った・・・解析にあたっては・・・可能な限り定量的に比較することとした」とあります。「1個体か複数個体かは判別できない」としても、それがなぜ「1」に変換しなくてはならない理由になるのか、そもそもなぜ定量的解析のために1に変換する必要があるのか、1に変換する目的や理由が全く理解できません。これは解析の前提条件に実際より影響を小さく見せたい(過小評価したい)という貴社側のバイアスがかかっているのではないのでしょうか。10分間あたりの音声記録数は「1」に変換せず、10分間あたりの音声記録数の最大値、最小値、中央値といった基本統計量を示してください。	(13) に対しご回答したとおり、音声記録からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向を把握するための手法として、風速データを取得している間隔である10分間を基本に、音声記録の有無を比較することとしております。 この手法での解析結果について、数値の大小で影響の大きさを図ることは行えないものと考えており、あくまでも、当該地域で年間を通じて取得することができたデータから、当該地域のコウモリ類の出現傾向を可能な限り、比較検討するための手法として整理した結果となります。
287	動物 (コウモリ類)	(15) P764～P770「10分あたりの音声記録回数を1に変換にする」についての疑問 「音声データがコウモリ1個体か複数個体かは判別できない。1個体が同一箇所を何度も飛翔を続けた場合は音声記録の数は多くなる・・・同じ時間帯で複数回の音声を確認した場合も「1」として扱った・・・解析にあたっては・・・可能な限り定量的に比較することとした」とあります。 ①1個体がブレード回転範囲を何度も飛翔している状況ならば、ブレードにコウモリに当たる確率が高いことが容易に予測されます。 ②複数個体が同一箇所に多数生息する可能性を自身で指摘しながらも、複数の音声記録は「1個体が何度も飛翔している」と決めつけて、データをすべて「1」に書き換えることは不可解な行為です。 ③10分間の音声記録数は、実際は事業者が前提としている1個体のものでなく、複数個体が出た可能性はありませんか。 ④定量的に比較するつもりだったとしても、10分間の音声記録数をすべて1に変換する必要はない	(13) に対しご回答したとおり、音声記録からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向を把握するための手法として、風速データを取得している間隔である10分間を基本に、音声記録の有無を比較することとしております。 この手法での解析結果について、数値の大小で影響の大きさを図ることは行えないものと考えており、あくまでも、当該地域で年間を通じて取得することができたデータから、当該地域のコウモリ類の出現傾向を可能な限り、比較検討するための手法として整理した結果となります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		でしょう。 ⑤これは解析の前提条件に実際より影響を小さく見せたい(過小評価したい)という貴社側のバイアスがかかっているのではないのでしょうか。10 分間あたりの音声記録数は「1」に変換せず、10 分間あたりの音声記録数の最大値、最小値、中央値といった基本統計量を示してください。	
288	動物 (コウモリ類)	(16) P764～P770「10 分あたりの音声記録回数を 1 に変換にする」のは不正 P763「ヒナコウモリ科(40～60kHz)」の高度 25m の出現例数の合計をみると 1493 例あり、P769「コウモリ類全種」の高度 25m の「確認時間帯数(10 分間の回数)」の合計をみると 788 回です。「ヒナコウモリ科(40～60kHz)」の高度 25m の確認時間帯数は不明ですが、仮に 788 回として単純計算すると、事業者の委託先は、実際の音声記録数を 1/2 程度に低く見せかけて過小評価しています。 10 分間あたりの音声記録数は「1」に変換せず、10 分間あたりの音声記録数の最大値、最小値、中央値といった基本統計量を示してください。	月別の出現傾向や風速別の出現傾向を比較するにあたり、それぞれの観測時間帯数に対し、コウモリ類が出現した時間帯数という時間軸での比較を行っております。 音声記録数からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、この比較結果はそれぞれの出現傾向を示しているものであり、過小に評価しているものではありません。
289	動物 (コウモリ類)	(17) P764～P770「10 分あたりの音声記録回数を 1 に変換にする」のは不正 P763 の「ヒナコウモリ科(17～40kHz)」の出現例数の合計をみると (101+248+298)=647 例あり、P765「ヒナコウモリ科(17～40kHz)」の「年間確認時間帯数(10 分間の回数)」の合計をみると 200 回です。単純計算すると、事業者の委託先は、実際の音声記録数を 1/3 以下に低く見せかけて過小に評価しています。 10 分間あたりの音声記録数は「1」に変換せず、10 分間あたりの音声記録数の最大値、最小値、中央値といった基本統計量を示してください。	月別の出現傾向や風速別の出現傾向を比較するにあたり、それぞれの観測時間帯数に対し、コウモリ類が出現した時間帯数という時間軸での比較を行っております。 音声記録数からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、この比較結果はそれぞれの出現傾向を示しているものであり、過小に評価しているものではありません。
290	動物 (コウモリ類)	(18) P975 ブレードの接触にかかわる予測手法を「高度 25m と高度 50m の風速別確認時間帯数を平均した」とありますが、P66 をみると高度 25m と高度 50m は両方ともブレードの回転範囲です。安全側の観点から、「平均」ではなく、「高度 25m と高度 50m の音声記録数の最大値」を予測に使用してください。	コウモリ類の高度別、風速範囲別確認時間帯数度数をみると、風速範囲が高くなるにつれ、高度 5m の確認時間帯数度数と高度 25m の確認時間帯数度数の分布傾向が同様の傾向を示しているものと推察されました。これは、高度 5m 地点と 25m 地点で記録している音声重複している可能性もあります。 また、高度 25m 地点での記録と 50m 地点での記録が重複している可能性も否定できないことから、安全側として平均値を基に傾向を把握しております。 なお、平均値での比較においても、あくまでも傾向であり、その数値の大小で影響の有無を予測評価しているものではありません。
291	動物 (コウモリ類)	(19) P764「本調査はコウモリ類の飛翔高度と風況の関連の把握を目的とする」とありますが、本来の目的はコウモリ類への影響予測でしょうから、コウモリ類への影響が最大となる日を明記してください。ヒナコウモリ科(17～40kHz)の<u>音声記録数</u>について、高度 25m と 50m の <u>1 夜あたりの最大値と中央値</u>といった基本統計量を記載してください。また 1 夜あたりの音声記録数が最大となる日はそれぞれ何月何日か述べてください。	音声記録からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、高さごとと風速ごとのコウモリ類の出現傾向の把握を行っております。 何月何日に出現が多いとしても、その状況が毎年同じ日に発生するということは考えられません。 また、あくまでも高さごとと風速ごとの出現傾向を示したものであり、その数値の大小で影響の有無を予測評価しているものではありません。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
292	動物 (コウモリ類)	(20) P764「本調査はコウモリ類の飛翔高度と風況の関連の把握を目的とする」とありますが、本来の目的はコウモリ類への影響予測でしょうから、コウモリ類への影響が最大となる日を明記してください。ヒナコウモリ科(40～60kHz)の <u>音声記録数</u> について、高度 25m と 50m の <u>1 夜あたり</u> の最大値と中央値といった基本統計量を記載して下さい。また <u>1 夜あたり</u> の音声記録数が最大となる日はそれぞれ何月何日か述べてください。	音声記録からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向の把握を行っております。 何月何日に出現が多いとしても、その状況が毎年同じ日に発生するということは考えられません。また、あくまでも高さごとや風速ごとの出現傾向を示したものであり、その数値の大小で影響の有無を予測評価しているものではありません。
293	動物 (コウモリ類)	(21) P764「本調査はコウモリ類の飛翔高度と風況の関連の把握を目的とする」とありますが、本来の目的はコウモリ類への影響予測でしょうから、コウモリ類が出現する条件を整理して明記してください。 ①一年間の観測期間中、雨天時にコウモリ類の出現はありましたか。	あくまでも飛翔高度と風況の関連の把握を目的にデータ整理を行い、その傾向を把握したものであり、降雨の有無による飛翔確認を目的としておりません。 コウモリ類の出現は、降雨にかかわらず、餌となる虫の発生量によるものと考えられます。エコロケーションができなくなるほどの豪雨では夜間の飛翔行動はないとは思われますが、そのような場合には餌となる昆虫類も飛翔するとは考えにくい状況です。 なお、コウモリの出現状況は、その年の状況により異なるものと考えられ、それらが事業による影響の有無に直結するものではないものと考えております。
294	動物 (コウモリ類)	(22) P769 貴社の委託先(アジア航測)が独自に考案した「コウモリ類確認時間帯度数(風速範囲別)」はユニークな概念ですが、コウモリが活動していない夜(雨天や冬季)のデータまでわざわざ分母に入れて出現数を換算する必要はないでしょう。これは分母を水増しして実際の数値を低く見せかける不正な手口です。「総観察時間数」を分母に加えて、コウモリへの影響を過小評価するのはやめてください。	今回の調査では、オヒキコウモリと推定される音声記録が冬季の 2 月に確認されております。 条件は異なりますが、「滋賀県多賀町の鍾乳洞「河内風穴」におけるテングコウモリ <i>Murina leucogaster</i> Milne-edwards, 1872 の個体数の年間変動」(安部他、奈良教育大学附属自然環境教育センター紀要, 6, p. 19-23, 2004-03-31)ではテングコウモリの洞窟内の個体数が 2 月に入ると増加し始めていると記されております。また、「都市部におけるアブラコウモリの飛翔活動の季節変化と活動場所の選択」(塔筋他、哺乳類科学, 2003)にはアブラコウモリは 2 月の日没時の気温が 15℃を超えると飛翔活動が確認されると報告されております。これらから、コウモリ類が冬季にも活動する個体が存在する可能性があることを示唆するものと考えます。 今回の音声記録の整理では、「雨天や冬季はコウモリが活動しない」と主観的に判断し、データをあえて外すようなことはせず、あくまでも高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向の把握を行っております。また、その数値の大小で影響がないとの評価は行っておりません。
295	動物 (コウモリ類)	(23) P769 「コウモリ類確認時間帯度数(風速範囲別)」については、コウモリが活動していない冬や雨天の日の風速までわざわざ分母に入れて換算する必要はないでしょう。これは分母を水増しして実際の数値を低く見せかける(過小評価させる)巧妙かつ不正な手口です。P765 をみるとヒナコウモリ科(17～40kHz)の確認時間帯数の合計は 200 回なので、200×10 分間=2000 分間(33.3 時間)、つまりヒナコウモリ科(17～40kHz)が出現した時間帯は 1 年間で 33.3 時間ということです。しかし P769 の注釈をみると「確認時間帯度数」は「年間の観測時間帯度数」で除して(割って)います。年間の観測時	(22) に対しご回答したとおり、今回の音声記録の整理では、「雨天や冬季はコウモリが活動しない」と主観的に判断し、データをあえて外すようなことはせず、あくまでも高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向の把握を行っております。また、その数値の大小で影響がないとの評価は行っておりません。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		間帯度数は 23,541 回なので、コウモリが出現していない 23,341 回(3890.2 時間÷324 日)」までを分母に加えて「100 倍以上の水増し」をした割ったわけです。その結、風速 3m/s 以上のコウモリ類確認時間帯度数(風速範囲別)の数値は小さくなり、一見影響なさそうに見せるという巧妙なトリックです。P769 風速範囲別出現度数の図は、観測時間帯度数(23,541 回)で割らずに、ヒナコウモリ科(17～40kHz)が出現した 200 回(2000 分間)の確認時間帯から、風速毎の出現例数と累積相対度数を示してください。	
296	動物 (コウモリ類)	(24) P769「コウモリ類確認時間帯度数(風速範囲別)」は、貴社の委託先(アジア航測)が考案した分母を水増しして実際の数値を低く見せかける(過小評価させる)巧妙かつ不正な手口です。通常、雨天時や、気温の低い夜はコウモリ類は飛ばない(休眠状態になりエネルギーを温存している＝トーパーという)ので、非活動時間帯(コウモリ類が出現していない夜)の風速データは解析より除外してください。	(22) に対しご回答したとおり、今回の音声記録の整理では、「雨天や冬季はコウモリが活動しない」と主観的に判断し、データをあえて外すようなことはせず、あくまでも高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向の把握を行っております。また、その数値の大小で影響がないとの評価は行っておりません。
297	動物 (コウモリ類)	(25) 事業者の委託先(アジア航測株式会社)にお聞きしますが、分母を水増しして実際の数値を不当に低く見せかける「コウモリ類確認時間帯度数(風速範囲別)」の図は、事業者への忖度ですか？	(13) に対しご回答したとおり、音声記録からは生息するコウモリ類の個体数の多寡や同一個体の行動であるのかの評価は行えないことから、高さごとや風速ごとのコウモリ類の出現傾向を把握するための手法として、風速データを取得している間隔である 10 分間を基本に、音声記録の有無を比較することとしております。この手法での解析結果について、数値の大小で影響の大きさを図ることは行えないものと考えており、あくまでも、当該地域で年間を通じて取得することができたデータから、当該地域のコウモリ類の出現傾向を可能な限り、比較検討するため手法として整理した結果となります。また、本準備書だけでなく、他の地域においても同様のデータ比較を行い、それぞれ専門家にもご確認いただいている手法です。
298	動物 (コウモリ類)	(26) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) 「ブレード、タワーへの接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある」と予測する。・・・ただし、ブレード、タワーへの接近・接触による影響については科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」とありますが、以下の理由から不適切です。 1) 1992 年の国連環境開発会議(UNCED)リオ宣言は、原則 15 で以下のように記されています。「環境を保護するためには、予防的な取組方法が各国の能力に応じてそれぞれの国で広く適用されなければならない。深刻な、あるいは不可逆的な被害のおそれがある場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きな対策を延期する理由として使われてはならない」。	本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みたくて事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
299	動物 (コウモリ類)	(27) コウモリの予測結果(ブレード、タワーへの接近接触) 「ブレード、タワーへの接近・接触による個体の死傷等の影響が生じる可能性がある」と予測する。・・・ただし、ブレード、タワーへの接近・接触による影響については科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」とありますが、以下の理由から不適切です。 1) 「十分」という表現には、主観的な要素が含まれるため、解釈や評価の差が生じることがあります。また、具体的に「科学的知見の蓄積が十分」と判断される基準は、状況や文脈によって異なる場合があるため、明確な定義はありません。つまり「科学的知見の蓄積が十分な状態」とは貴社の主観的な基準です。” 2) 「著しい影響」とは、その影響が大きく、深刻であることを表します。ただし、「著しい」という表現には、主観的な要素が含まれるため、解釈や評価の差が生じることがあります。また、具体的に著しい影響と判断される基準は、状況や文脈によって異なる場合があるため、明確な定義はありません。つまり「著しい影響が想定される状態」とは貴社(専門家)の主観的な基準です。 3) 以下に示すように、国内ではすでに 200 個体以上のコウモリ類の衝突事例が報告されています。またバットストライクに関する論文も多数出されています。よって、科学的知見の蓄積は十分ではない、とは必ずしも言えません。 4) 「科学的知見の蓄積が十分でなく、予測は不確実性が伴うことから、事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は更なる環境保全措置を検討する」という主張は、「どうせ大した影響はない」という勝手な思い込み(正常性バイアス)により、「科学的知見の蓄積」や「著しい影響」という主観的な概念を使い、環境保全措置の実施責任を逃れようとする貴社の言い訳です。 ・45 個体(4 種、1～32 個体)「風力発電施設でのバットストライク問題、2015, 07 までに調べた 6 事業」(平成 29(2017)年, 河合久仁子, ワイルドライフ・フォーラム誌 22 (1)). ・ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月, 株式会社ジェイウィンド)福島県. ・ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(平成 30(2018)年, 重舘達也ほか、東海自然誌(11))静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年 10 月, 株式会社ジェイウィンド)青森県. ・コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体、合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」(平成 31(2019)年 4 月, 岩手県)岩手県.	準備書の予測・評価では、確実に影響が無いと判断できる種以外は、影響の可能性があるとは判断しております。その程度については、十分な知見もなく、判断ができないため、不確実性を伴うとしております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		・コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月, 株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道. ・ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元(2019)年 12 月, よこはま風力発電株式会社)青森県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(令和 2(2020)年 2 月, コスモエコパワー株式会社)北海道. ・ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2(2020)年 4 月, 風の松原自然エネルギー株式会社)秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属(フジホオヒゲコウモリ又はクロホオヒゲコウモリ)1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価書」(令和 2(2020)年 8 月, 東北自然エネルギー株式会社)秋田県. ・ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和 2(2020)年 10 月, コスモエコパワー株式会社)岩手県. ・ヒナコウモリ 2 個体「(仮称)新むつ小川原ウインドファーム事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3 (2021) 年 3 月, コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ 1 個体「(仮称)新岩屋ウインドパーク事業環境影響評価準備書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, コスモエコパワー株式会社)青森県. ・ヒナコウモリ科 2 個体「ユーラス大豊ウインドファームに係る環境影響評価事後調査報告書」(令和 3 (2021)年 5 月, 合同会社ユーラス大豊風力)高知県. ・ヒナコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(公開版)」(令和 3(2021)年 3 月, 株式会社 A-WINDENERGY)秋田県. ・クロオオアブラコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 4 個体「せたな大里ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 株式会社ジェイウインドせたな)北海道. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 3 個体、合計 4 個体「掛川風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 3(2021)年 8 月, 掛川風力開発株式会社)静岡県. ・ヒナコウモリ 3 個体「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス)宮城県. ・ヒナコウモリ科 1 個体「(仮称)八竜風力発電所更	

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		新事業に係る環境影響評価準備書」(令和 3(2021)年 10 月, 株式会社エムウインズ八竜) 秋田県. ・ヤマコウモリ 1 個体「JRE 酒田風力発電所更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 1 月, ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社) 山形県. ・ヒナコウモリ 2 個体「幌延風力発電事業更新計画環境影響評価準備書」(令和 4(2022)年 2 月, 幌延風力発電株式会社) 北海道. ・ヒナコウモリ 17 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、合計 25 個体「ユーラス東由利原ウインドファーム環境影響評価報告書[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・ヒナコウモリ 42 個体、ヤマコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 2 個体、モリアブラコウモリ 7 個体、ユビナガコウモリ 1 個体、ホオヒゲコウモリ属 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 58 個体「ユーラス由利高原ウインドファーム[公開版]」(令和 4(2022)年 2 月, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス) 秋田県. ・アブラコウモリ 4 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 9 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 18 個体「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY) 秋田県. ・アブラコウモリ 46 個体ヒナコウモリ 22 個体、種不明 3 個体、合計 71 個体「静岡県西部海岸域の風力発電所におけるコウモリ類の死骸調査結果(2018-2020 年)」(令和 4(2022)年, 佐藤顕義ほか、東海自然誌(15)) 静岡県. ・ヒナコウモリ 1 2 個体、モモジロコウモリ 5 個体、ユビナガコウモリ 3 個体、ヤマコウモリ 2 個体、コテングコウモリ 1 個体、コキクガシラコウモリ 1 個体、コウモリ目の一種 10 個体、合計 35 個体「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社) 秋田県. ・ヒナコウモリ 1 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 2 個体「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 1 月, 株式会社グリーンパワーインベストメント) 広島県、島根県. ・ヒナコウモリ 1 個体「六ヶ所村風力発電所リプレイス事業環境影響評価準備書」(令和 5(2023)年 2 月 日本風力開発株式会社) 青森県. ・アブラコウモリ 2 個体、コヤマコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ 2 個体、コウモリ類 1 個体、合計 8 個体「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社) 秋田県.	

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
300	動物 (コウモリ類)	(28) P1583「環境保全措置の内容」に「ブレードの接触の影響の把握」とあり、「措置の効果」に「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討することで動物(コウモリ類鳥類)への影響を低減できる」、「措置の区分」に「低減」とあります。 しかし事後調査は環境保全措置の効果を確認するための手段に過ぎません。よって、いくら「影響把握(事後調査)」を実施をしてもコウモリの死亡数は『低減』されないので、「事後調査」を「環境保全措置」として主張することはできません。また、事前に見落とされていた影響が事後調査で判明した場合に、その対策を検討する方針にしたとしても、具体的な措置を実行しなければ影響は何も低減されません。そのため、「保全措置の検討」だけで「影響を低減できる」などと主張することはできません。	ここで記載している事後調査については、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合にさらなる環境保全措置を検討することまでを含んでおります。検討結果を踏まえ、効果的な環境保全措置を実施することで、影響を低減できると考えられますので、「措置の区分」は「低減」とさせていただきます。
301	動物 (コウモリ類)	(29) P1583「環境保全措置の内容」に「ブレードの接触の影響の把握」とあり、「措置の効果」に「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討することで動物(コウモリ類鳥類)への影響を低減できる」、「措置の区分」に「低減」とあります。しかし、貴社の事業ではこれまで『さらなる環境保全措置』を実施してコウモリへの影響を低減した実績はありません(※1, ※2, ※3)。また貴社は、絶滅危惧種のコヤマコウモリが死亡した事実を隠蔽しようとしてしました。よって、いくら貴社が「事後調査を実施してさらなる環境保全措置を検討することで影響が低減できる」との方針を主張しても、具体性はなく、貴社を信用するのは到底無理です。 ※1 コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価(公開版)」(平成 31(2019)年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国)北海道。 ※2 ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 (2018)年 10 月、株式会社ジェイウインド)青森県。 ※3 ヒナコウモリ 24 個体、ヤマコウモリ 6 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、コウモリ類 2 個体、合計 37 個体「会津布引高原風力発電所設置事業 事後調査報告書」(平成 22(2010)年 6 月、株式会社ジェイウインド)福島県。	事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討・実施いたします。 なお、上ノ国第二風力発電事業で確認されたコヤマコウモリについては、死骸発見当時は北海道内に記録の無い種であったことから、同定に慎重を期し、ヒナコウモリ科の一種として準備書に記載しました。評価書の作成にあたっては、その後北海道内にも生息が知られ、当該種であることが確認できたため、コヤマコウモリとして記載いたしました。結果として疑いを招く事態となってしまったことは大変残念ではありますが、科学的知見に照らし、今後も適切な環境影響評価の実施に努めてまいります。
302	動物 (コウモリ類)	(30) P1583「環境保全措置の内容」に「ブレードの接触の影響の把握」とあり、「措置の効果」に「事後調査を実施し、著しい影響が確認された場合はさらなる環境保全措置を検討することで動物(コウモリ類鳥類)への影響を低減できる」、「措置の区分」に「低減」とあります。しかし先に述べたように『事後調査の方針』を『環境保全措置』として事前から提出すべきではありません。事業者は『さらなる環境保全措置を検討することで、影響を低減できる』と主張をしていますが、『さらなる環境保全措置を検討して影響を低減すること』は『方針』です。方針は、目標を達成するための方向性や基本的な考え方を指し、保全措置とは違います。 (31) 上記についてわかりやすく説明しましょう。	ここで記載している事後調査については、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合にさらなる環境保全措置を検討することまでを含んでおります。検討結果を踏まえ、効果的な環境保全措置を実施することで、影響を低減できると考えられますので、「措置の区分」は「低減」とさせていただきます。なお、さらなる環境保全措置の内容については、環境影響の内容やその程度により異なることから、事後調査の結果を踏まえ、具体的に検討させていただきます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		例えば、あなたが「病院から家に帰ります」という目標を設定したとしましょう。そのためにどうやって病院から家に帰るかを考え、具体的な方法を決めることで、その目標を達成することができます。このとき、「所要時間が少ない方法で帰る」「乗り換えの少ない方法で帰る」などが帰宅の方針で、「歩く」「バスに乗る」「タクシーに乗る」などが具体的な方法(＝保全措置)になります。方針を決めても具体的な方法を定めなければ目標を達成することができません。環境保全も同じで、目標を達成するための具体的な方法が保全措置です。しかし、あなたは、「病院から家に帰ります。帰る方法は後で考えます(方針)。それが、家に帰る方法です(保全措置)」と同じようなことを言っているのです。 貴社と委託先のアジア航測株式会社は、保全方針を保全措置であるかのように見せかけることで、『環境保全措置』を実施する責任を逃れようとしています。しかし、風力発電事業者は、環境保全を重視し、事前から具体的にできる限りの環境保全対策を計画して事業を進めるべきです。	
303	リ動物 類 (コウモ)	(32) 以上の理由から P1583 コウモリ類の「環境保全措置」として、「カットイン風速未満のフェザリング」を追加してください。その上で『事後調査』を実施して効果を確認してください。	予測には不確実性があることから、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
304	動物 (コウモリ類)	(33) 「コウモリ類の事後調査」について 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が出されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、呆氣にとられて言葉を失いました。『事後調査で影響があればさらなる環境保全措置を検討する』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、信頼性には疑問があります。 例えば、環境保全措置として「ライトアップ不使用および航空障害灯の閃光灯採用」を行った、ある事業者は、事後調査で複数のコウモリが死んでいたにもかかわらず、「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置を何もせずに事後調査を打ち切っています(文献1、文献2、文献3、文献4、文献5)。特に酷いのは、「米国の事例では1基あたりの年間衝突率はコウモリ類でX個体/基/年であり、本事業での1基あたりの衝突数はコウモリ類でY個体/基/年といずれもその範疇であった。以上より、コウモリ類に関して影響は大きいものではない」(文献4)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家A氏)や、「F県では、(コウモリ類が)Z羽ほど衝突しており、それと比べても死骸の数は少なく、影響は大きいものではない」(文献5)と主張する事業者(専門家は鳥類専門家A氏)がいることです。調査頻度や事業規模、立地環境も全く異なる調査結果をもちだし、さらに死骸消失率や見落とし率も一切考慮せずに、見つかった死骸数を単純に比較して、影響が小さいと主張することはできません。そもそもこれは「他人はもっと殺している。それより殺した数は少ないから影響は小さい」という主張と同じ論理構造で、話のすり替えです。 このような誤魔化しや「専門外の専門家(＝門外	事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討・実施いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		漢)による杜撰な審査」が全国各地の風力発電事業で<u>実際に起こっている</u>わけですから、事後調査を信用しろと言われても、それは到底無理な話です。 (文献1)「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30(2018)年, 株式会社ジェイウインド, 委託先: 株式会社ジェイペック) P. 327 (文献2)「ユーラス石巻ウインドファーム環境影響評価報告書」(令和 3(2021)年, 株式会社ユーラスエナジーホールディングス, 委託先: アジア航測株式会社) P. 84 (文献3)「潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用 2 年目の調査結果)」(令和 4(2022)年 6 月, 株式会社 A-WINDENERGY, 委託先: エヌエス環境株式会社) P. 67 (文献4)「秋田潟上ウインドファーム風力発電事業環境影響評価事後調査報告書」(令和 4(2022)年 12 月, 秋田潟上ウインドファーム合同会社, 委託先: 株式会社自然科学調査事務所) P. 132, P390 (文献 5)「八峰風力発電所影響評価事後調査報告書」(令和 5(2023)年 3 月, 八峰風力開発株式会社, 委託先: 日本気象協会) P. 159, P160	
305	動物 (コウモリ類)	(34) 「コウモリ類の事後調査」について 国内の風力発電事業については、近年、その事後調査報告書が多数公表されています。しかしその中身を読むと、主観的な、事業者にとって都合のよいことばかりが書いてあり、呆気にとられて言葉を失いました。『事後調査で影響があればさらなる環境保全措置を検討する』という主張は口約束であり、実施されないケースがあまりに多く、事後調査を信用しろと言われても、それは到底無理な話です。本事業の「事後調査」についても、疑念と要望があるのでお答えください。 1) 事後調査結果について住民が意見書を出せるようにしてください。” 2) 事後調査結果を公正に審査する公的な委員会はありますか?なければ開催してください。 3) 後調査で事業者側がコウモリ類についてヒアリングする専門家は事業者の利害関係者(金品の受け取りを含む)ですか? 4) 3)の専門家が利害関係者でないこと(金品の受け取りをしない者で、忖度しない者であることを証明して下さい。 5) 仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もないのは本当ですか? 6) 5)について本当ならば、もし事後調査でコウモリの死骸が確認された場合、だれが追加的保全措置の行使を保証するのですか? 7) 事後調査でコウモリが複数死んでいた場合でも、他の事業者は「バットストライクの懸念が著しくない」として追加の保全措置をしていません。コウモリは年に 1 回だけ繁殖し、1 回に 1~2 頭しか仔を産みません。そのため 1 年間で死亡するのがたとえ数個体であっても、全国の風車で毎年コウモリを殺し続けられ、個体群は回復不能になりやがて絶滅します。本事業者が追加の保全措置を行使する基準「著しい影響」とは何個体なのかを具体的に述べて	ご指摘のとおり、既設の風力発電機におけるバットストライクは発生しており、確実な影響の回避は難しいと考えております。ただし、事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		ください。 8) 事後調査を踏まえた追加的保全措置の行使について、その実行性は保証がないので、信用できません。 9) 最新の知見を踏まえた保全措置(フェザーリング)を、コウモリを殺す前から必ず実施してください。 10) 普通種であろうが重要種であろうが、1頭たりともコウモリを殺さないでください。	
306	動物 (コウモリ類)	(35) 風力発電事業における事後調査の最大の問題点は、公正かつ独立した第三者の専門家による審査が不足していることです。現状では、事業者が選定した専門家によって事後調査の結果が歪められて判断されてしまうため、保全措置の実際の効果や問題点について客観的な評価ができていないと言わざるを得ません。更にある問題点としては、専門家が事業者から謝金を受け取っているため、事業者に付度し、事業者都合の良いことを言う可能性が高いことが挙げられます。 このような状況下では、風力発電事業の影響が適切に審査されず、コウモリ類への影響やリスクを十分に回避低減することはできません。そこで、事業者とは独立した評価・審査が必要となってきます。公正かつ独立した機関や評価、専門的立場からの中立的なアドバイスなどが含まれる第三者の立場が重要です。このような評価や審査を導入することで、事後調査の結果に関して、より客観的な立場から分析・評価することができ、風力発電事業の信頼性を高めることができます。 本事業の事後調査についても、客観的評価や審査を適切に導入して下さい。風力発電事業の信頼性を高めるためには、事後調査についての公正かつ独立した第三者の評価・審査が必要と考えます。	事後調査については、準備書での記載内容、関係機関等の審査の結果、並びに、専門家等のご意見を踏まえて、適切に実施します。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討・実施いたします。
307	動物 (コウモリ類)	(36) 「コウモリ類の事後調査の計画」について最新のガイドライン※によれば、週1回(探索間隔が7日)の頻度は、コウモリが見つかる前にスカベンジャーに捕食される可能性が高くなるので推奨されていません。探索間隔が長いとコウモリの死亡日が推定できず、保全措置の検討ができないためです。そのためコウモリ類の死骸確認調査については、2日～4日間隔が許容される限度であることも指摘されています。また、人による調査はコウモリ類の死骸発見率が低いことも判明しています。さらに、コウモリ類は弱風速時に活動し、バットストライクは弱風速時に発生しやすいことも分かっています。 以上のことから、 1) バットストライク調査は、毎日行うか、最低でも週3日程度の頻度で月3回以上行ってください。これはスカベンジャーにより捕食される前に死骸を発見し、死亡日を正しく推定するためです。” 2) バットストライク調査は早朝(午前中)に行ってください。これはカラスやトビなどが持ち去る前に死骸を発見するためです。 3) バットストライク調査は、訓練されたイヌを使って調査してください。これは草が生育すると、人	コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)につきましては、事後調査に定める月4回の調査は死骸確認調査員(死骸確認調査のための必要な技術を身につけた調査員)が実施します。その他に、風力発電機の定期点検時に事業者の実行可能な範囲で可能な限り多くの情報収集に努めることとします。また、詳細な調査手法等は、専門家等のご意見を踏まえ検討します。なお、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討・実施いたします。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		による死骸発見率が極端に低くなるためです。 4) バットストライク調査と並行して、ナセルに自動録音装置を設置し、活動量の調査を実施してください。これは活動量の変化からコウモリの死亡した日を正しく推定するためです。 5) コウモリの死骸が確認された場合は、「追加の保全措置」をしたうえで、更に1年間のバットストライク調査を行って下さい。 ※「Bats and onshore Wind turbines - survey, assessment and mitigation」 https://www.nature.scot/doc/bats-and-onshore-wind-turbines-survey-assessmentand-mitigation	
308	動物 (コウモリ類)	(37) 「事後調査報告」について コウモリ類は様々な種類が存在し、生態系において重要な役割を果たしている事が知られています。風力発電機がコウモリ類に与える影響を可能な限り回避低減するために事前から保全対策を行うことが大切です。 1) 風力発電機により死亡するコウモリ類を減らすために、「低風速時のフェザリング」が必要です。これらの保全対策は事業者が責任を持って<u>事後調査の前より実施すること</u>を求めます。	(1) (3) に対しご回答したとおり、一般的に弱風時のフェザリングは実行可能ですが、必要に応じて今後の運用において検討いたします。事後調査の実施にあたりコウモリ類の死亡を確認した場合は、表 10.3-1 (1) に示したフローに則り関係機関に対し報告等を行います。また、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討・実施するとともに、その結果について、報告書として公表します。公表方法については、いただいたご意見も参考に、適切な方法を検討いたします。
309	鳥類	貴社が作成された(仮称)肥薩ウインドファームに係る環境影響評価準備書(以下、準備書という)に対し、下記のように意見を提出いたします。 (1) 対象事業実施区域の現状と周辺の自然環境および鳥類全般について 準備書に記載されている対象事業実施区域(以下、計画地という)とその周辺は熊本県と鹿児島県の県境となっている稜線を含む一帯であり、シイ、カン類等の広葉樹とスギ、ヒノキの針葉樹などが生育する樹林環境を主とし、森林性鳥類と一部に草原性鳥類の両方が生息している。鳥類を頂点とした食物連鎖の中で豊かな生態系および生物多様性が維持されている場所であり、熊本県にとっても自然環境保全上において貴重な地域である。 熊本県側の計画地は、里山から植林地、自然林及び茶畑等の丘陵地となっており、住民の生活道路が通っている。この地で発生する斜面上昇風や上昇気流を利用してクマタカなどの猛禽類をはじめ、多くの鳥類がはるか昔から生活を営み、命をつないでいる場所である。また、計画地は鹿児島県の出水平野で越冬するツル類の主要な移動経路ではないものの、渡り時期に飛行ルートとしての利用が考えられる地域である。なお森林性のコンジロヤマドリやアオバト、アオゲラ、カケスをはじめ、草原性のホオジロ類、夏鳥のホトトギスやオオルリ、キビタキなどが生息し、複合的な環境要素も併せ持つ地域である。また、計画地の周辺には石坂川、芦刈川、頭石川、招川内川、軸谷川、田原川、坂元川の源流があることから、水源涵養保安林となっており、豊かな自然環境の中で、ヤマセミやカワガラスなどの溪流を生息環境とする鳥類も多く、昆虫や爬虫類、両生類、哺乳類など数多くの生物が生息している場所でもある。貴社はこの地に高さ 150m にも及ぶ風力発	ご指摘いただいたとおり、対象事業実施区域及びその周囲では多くの動植物を確認しておりますが、環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境保全措置等の対策を適切に講じることで、自然環境に対する影響の低減を図ってまいります。 また、本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。さらに、調査を行った水源と風力発電機設置位置及び改変区域とは一定の離隔距離と標高差を確保しており水源への影響はほとんどないものと考えております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		電設備を 33 基も建設する方向で考えられているが、熊本県側の A 区域 8 基と B 区域 10 基を見ても、湯出川、石坂川の源流に当たる溪谷一帯の水資源は地域住民にとって重要な水源であり、多くの地区に飲料水を供給する源となっている。また、当会から方法書段階で意見を述べた通り、貴社の事業は、近年、日本で減少しつつある里山から自然林にかけての分水嶺を有する貴重な稜線一帯にかけて計画されているため、鳥類への影響だけでなく住民の生活から見てもその影響は極めて大きいことが今回の準備書でも裏付けされている。さらに、住民から建設反対運動が起こっていることから、大きな課題を抱えた計画と言わざるを得ない。	
310	鳥類	風車にトリが衝突しています。この事故が自然体形に及ぼしていくこと・・・非常に懸念します	鳥類に関しては、クマタカペアの高利用域における一部風力発電機設置取りやめ等により、影響の低減を図っております。その他、準備書で検討した環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に努めてまいります。
311	鳥類	(2) 鳥類調査の結果について 準備書の 10 章 778 ページからの鳥類の定点観察や任意観察調査のところで、一般鳥類、猛禽類、ツル類の渡り、希少猛禽類の営巣調査などで得られた状況が報告されている。その結果が表 10.1.4-16 「鳥類の確認種一覧」として 17 目 44 科 104 種記載され、この地域が鳥類にとっても極めて重要な地であることが明らかになっている。特筆すべきは、ツミ、クマタカは年間を通した調査でつねに確認され、オオタカやサシバ、ミサゴなどの猛禽類までもがかなり高い頻度で出現している。さらに、ツミ、サシバ、クマタカが繁殖している状況であり、サシバ 5 巣、クマタカ 7 巣が記録されたことは、他に類を見ない密度の濃さである。 それらのことは表 10.1.4-19 「希少猛禽類の月別確認例数」から見ても、クマタカの確認数が突出して多く、また、サシバとオオタカが多いことも注目すべき点として挙げられる。さらに飛翔高度に関する調査結果からは、ミサゴやハチクマ、ノスリなどの飛翔高度は、貴社で言うところの高度 M が 8 割以上である。ツミ、サシバ、クマタカについては保護の観点から掲載を控えてあるが、当会会員等による普段の観察結果からも同様に主な飛翔高度は M と考えられ、ブレードの回転範囲の高さと一致することから、バードストライクが発生する危険にさらされていると言える。 さらに表 10.1.4-84 「鳥類の重要な種に対する影響予測結果」から、年間衝突個体数を推定しているが、そのほとんどの種について「ブレードへの接触への影響が生じる可能性は低いものと予測する。」としている。ブレードに野鳥がぶつかるという危険を生じさせるのは貴社であり、自然環境の保護保全に対する貴社の考え方は人間中心といわざるを得ず、まったく間違っている。本来は数値の問題ではなく、その種の生活を見て詳細に考えて取り組むべき重要な項目である。さらに、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリなどについては、「推定結果は不確実性を伴う。」として、「風力発電機設置後に事後調査でバードストライクも調査し、著しい影響が出た場合には、必要に応じて環境保全措置を検討す	希少猛禽類については、現地調査において確認位置だけでなく、その行動の内容も詳細に記録し、繁殖状況や採食地を把握した上で影響を予測し、環境保全措置を検討しています。具体的には、事業の計画段階における環境保全措置として、確認した希少猛禽類の行動状況を基に、行動圏や行動圏の内部構造(高利用域や営巣中心域)を推定し、繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機 3 基の設置をとりやめました。その結果、希少猛禽類への影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。しかし、予測の不確実性を鑑みた上で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		る。」としている。しかし、事故が起きてから対応するのではなく、事故が起きないように未然に対策を講じるべきであり、著しい影響とは何かも明らかにせず、守るべきは野鳥ではなく風力発電施設に影響が出るともとれる記載は不十分で、より詳細で誤解のない記述にすべきである。	
312	鳥類	当会から方法書への意見書段階で述べた、サシバ、ツミ、ハチクマ、ノスリなどの渡り経路とナベヅル・マナヅルの移動経路の調査については、表 10.1.4-23「鳥類の重要な種の確認状況」でマナヅルが 44 例 461 羽、ナベヅルは 47 例 411 羽が確認されている。観察のほとんどは高い高度であったとされているが、風の状況等で飛行ルートが東西にぶれ、高度も低くなることもあることは、県内の他の場所でも当会会員等による普段の観察によって確認され、夜間の観察記録もある。これだけ多くの鳥類が計画地の上空を通過することが確認されていることは、看過できない重大な危険を含んだ結果であると言える。さらに計画地内で観察されている、ツミ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、クマタカなどについても同様であり、風車建設は大きな課題を含んでおり、回避方法がない場合は建設計画を中止することが必須である。	ツル類の飛行高度については、ご意見をいただきましたとおり、その時の風況で飛行高度は変化するものと認識しています。しかし、現地調査で対象事業実施区域において確認したツル類 32 例のうち、30 例は一般県道 117 号及び一般国道 447 号がある谷沿いで確認しており、風力発電機設置尾根を越える飛翔は 2 例であり、現地調査で確認した飛翔経路から、対象事業実施区域周辺におけるツル類の主な移動経路は、尾根部ではなく谷沿いである可能性が高いと考えております。鳥類の専門家 2 名へのヒアリングにおいても、対象事業実施区域上空を飛翔する可能性はあるものの、頻度は少なく、飛翔経路も主に谷沿いを利用しているだろうとのご意見を頂いています。以上の結果を根拠とし、ツル類については、本事業の施設の稼働による影響が生じる可能性は低いものと予測しています。 また、猛禽類の渡りについては、特にサシバについて秋季に多くの渡り個体を確認しており、ブレードへの接触の影響については、年間衝突個体数が最大で 0.177 個体/年（風力発電施設が 20 年稼働した場合、3～4 個体が衝突する結果）となりました。しかし、使用するモデルにより 3 倍程度推定値が異なることから、推定結果は不確実性を伴います。したがって、鳥類のバードストライクに関する事後調査及びハチクマ、アカハラダカ、サシバを対象とした渡り鳥の応答に関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
313	鳥類	近年個体数の減少が懸念される夏鳥のアカショウビンやヤイロチョウ、サンコウチョウなどの繁殖の重要性についても方法書段階で当会から意見をしていましたが、準備書にはその意見が反映されていない。これらの結果から、方法書段階で意見した通り、ラインセンサス調査や渡りの時期のレーダーを用いた夜間調査をなども併用して、猛禽類はもとより一般鳥類も含めてその飛翔状況や生息状況をさらに把握し、影響を評価して、予測される影響を回避できるように、質、量ともに十分な調査を実施して公表する必要がある。ただし、後述するクマタカや上位性注目種としてのヤマガラについての詳細な調査については、その取り組みを評価できる。	鳥類の現地調査については、当該地域における鳥類の生息状況を踏まえ、質、量ともに十分な調査を実施するために、当該地域の鳥類に精通する専門家へのヒアリングを実施し、ヒアリングで受けたご意見を踏まえ、調査の方法、時期、頻度等を検討しています。 なお、調査、予測結果の妥当性についてもヒアリングを行い、了承いただいております。
314	鳥類	(3) 上位性注目種と典型性注目種について 表 10.1.6-3 から上位性注目種としてクマタカを最も上位とし「事業の実施に伴う植生や土地の改変による影響を把握できる可能性がある。」としている。表 10.1.6-4 では 1823 例のクマタカの飛翔を広い範囲で確認し、また、年間を通した確認と繁殖ペアの営巣木も確認されるなど、生態系の視点からも注目種としては当然のことと考える。さらに、「工事と施設の存在による、採食、繁殖、ブレードへの	風力発電機の設置予定地の周辺は樹林が広がりますが、ヤマガラは主にその林内を飛翔すると考えられることから、ブレードへの接触の影響が生じる可能性は低いと考えます。 生態系の注目種については、対象事業実施区域で最も広い面積を占め、風力発電機を設置予定の森林生態系を代表するクマタカが上位性の種、ヤマガラが典型性の種として最適であると判断し、専門家からも妥当であるとのご助言を得ておりま

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		接触の影響が生じる可能性がある。」ことを認めている点は評価できる。また、表 10.1.6-5 では典型性注目種としてヤマガラを挙げているが、「主に樹林内を飛翔することから、ブレードへの接触の影響が生じる可能性は低い。」としている。しかし樹林間の移動では、当然のことながら計画地も飛翔するので、バードストライクが発生する考えを入れていることは、基本的な考え方に問題があると言わざるを得ない。 当方が方法書段階で意見した通り、計画地にはクマタカをはじめさまざまな希少鳥類が生息していることから、上位種と典型性種を各々1種だけ調査したのでは詳細は見えず、これをもって森林全体の生態や保全のあり方を予測、評価するには無理がある。また計画地周辺には水田を有する貴重な里山環境が多くあり、クマタカだけでなくサシバやツミ、ハチクマが繁殖するなど、希少猛禽類が繁殖していることも視野に入れて、繁殖期には繁殖ステージごとに連続した日程で終日調査を実施する必要性についても意見していた。それらについても詳細な記載が見られない。再度述べるが、森林で新しい命をつなぐ野鳥たちの環境を保全すべき観点から、より多くの種についていかに詳細な調査をするかが極めて重要である。	す。 調査手法については、専門家等のご助言を踏まえて検討し、適切に調査を実施いたしました。希少猛禽類については、クマタカ、サシバ、ツミ、ハチクマの生息の可能性を踏まえて、繁殖期における調査を2期にわたり実施しました。調査の頻度は毎月、連続した3日間の調査を実施しております。 なお、鳥類に関する調査として、一般鳥類調査(定点観察法による調査、任意観察調査(夜間調査含む))、渡り鳥調査(猛禽類、ツル類)、希少猛禽類調査を実施し、対象事業実施区域及びその周囲に生息する多くの鳥類の生息状況の把握に努めました。
315	鳥類	調査されたクマタカについては、10.1.6 生態系(2)に記載され、行動圏や営巣環境、餌資源の調査結果を踏まえて衝突リスクの解析が行われている。行動圏調査では、驚くことに9ペア1702例のクマタカが確認され、6ペアの営巣木も確認されている。貴社は9ペアのうち5ペアで衝突リスクがある可能性をあげ、数値上のリスクは20年に1個体以上と推定している。しかし基本的には、1個体でも衝突の可能性のある地には建設しないという姿勢が求められる。さらに衝突した場合の責任の所在も明らかにされていない。調査を踏まえて、最も衝突の可能性が高い3基の設置を取り止めるとし、そのことで衝突は20年に1羽以下となるとしているが、設置ありきの考えでは衝突の危惧は回避できない。まして周辺地域で計画されている事業の進行が進むにつれ、衝突危機の増大が推測される。風車の設置はあくまでも人間側の都合であり、貴社は風車建設が動植物やその生息に多かれ少なかれ負荷をかけるということを十分に理解していない。言いかえると「他人の家に土足で踏み込む」事業であることを理解されておらず、残念なことに「改変による影響は小さい。」という表記になっている。 当会会員等による普段の観察からも、クマタカなどの猛禽類は貴社が言うところの飛行高度M(ブレードの高さ)を飛行することが分かっている。計画地は、これまで類を見ない個体数の多さであり、このように鳥類の生息環境が維持されているエリアはむしろ保護すべきエリアに相当すると考えられ、さらなる計画の変更が望まれる。	クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触(バードストライク)の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触(バードストライク)の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
316	鳥類	(4) 事後調査および環境保全措置について 貴社は、発電所アセス省令第31条第1項の規定によらずとも、下記に提案する事後調査を実施し、および影響が生じた場合には順応的管理の手法等に頼らず、下記の環境保全措置を講ずるべきである。表10.3.-1(1)で事後調査と死骸確認調査を計画しているが、調査期間が稼働後1年と短い。事後調査は施設の共用期間中は継続して実施すべきであり、そのことが環境保全措置にとって重要な手立てとなる。また前述の通り、「ブレードへの接触による著しい影響が想定される場合はさらなる環境保全措置を検討する。」としているが、著しい場合でなくとも接触が危惧されれば、検討ではなく風車の稼働を一定期間停止して、安全策を講じる必要がある。死骸調査についても確認するだけでなく、希少種の衝突事例を確認した場合、死骸を一時冷凍保存したうえで関係各所へ報告を行い、また、渡り時期に衝突事例を確認した場合は、渡りの時期が終了するまでそれらの鳥類が衝突死したと考えられる風車およびその周辺の風車の稼働を停止したうえで、それが生じた原因を解明し、その後の保全措置を講じるべきである。つまり風車の設置者は運用を閉じるまで、「作る責任、見守る責任」が生じることをしっかり認識して履行しなければならない。 また、樹木伐採地や道路拡幅後の法面の植栽種についても、十分な配慮が必要である。「可能なかぎり在来種を用いた種子吹き付けまたは植樹による緑化を行う。」としているが、踏み込んだ記載がないのは問題である。植物種によってはニホンジカが好んで食べ、結果的にシカを誘引して個体数が増加し、現存のササなどを食べつくすことが危惧されることについても、当会は方法書段階で意見している。特に熊本中央部から南部にかけてはスズタケなどがシカによって食べつくされ、ウグイスやコマドリなどの繁殖環境が消滅しているところがある。それらについても十分に調査し、食物連鎖による鳥類等のすみかを奪うことがないようにしなければならない。	施設の稼働によるブレードへの接触の影響については、予測の不確実性が高いことから、事後調査として、まずは施設の稼働後1年間のバットストライク・バードストライクに関する調査を実施することとしています。事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家等の助言を受け、追加的な事後調査の実施やさらなる効果的な環境保全措置を講じることとします。 鳥類の事後調査（バードストライクに関する調査）において鳥類の重要な種の死骸を確認した場合、一時冷凍保管した上で関係行政機関へ報告します。 なおニホンジカによる食害については、当社がこれまで建設した風力発電施設において、建設後に被害が顕在化した事例は確認されておりません。一方で、対象事業実施区域及びその周囲においては、すでにシカ等が高密度で生息しており、農林業被害が発生していることを認識しています。
317	鳥類	(5) 経済産業大臣と県知事意見の順守について 方法書の5章と7章に記載されていた、経済産業大臣勧告と鹿児島県および熊本県の知事意見を順守した調査を行うべきである。特に経済産業大臣勧告では「累積的な影響」を挙げ、「他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。」と述べている。また、鹿児島県知事も同様に意見している。しかし、貴社は方法書以降の取り組みを明らかにしていない。計画地周辺には貴社の他に、「大関山風力発電」、「球磨村風力発電」、「肥薩風力」、「伊佐えびの人吉ウインドファーム」の風力発電事業の計画がある。自社の計画地における影響評価を実施するだけでなく、他社とも互いに十分に情報を共有して累積的影響を評価するという視点で、繁殖する希少種はもちろんのこと一般種や渡り鳥等を含めて風車の建設がこの地域一帯の鳥類に与える影響を評価すべきである。そのことが、国民・県民の自然的財産を守るべき事業者としての姿勢である。ま	現地調査の結果、希少猛禽類については、クマタカの繁殖ペアの行動圏を広域に渡り確認しておりますが、それらの行動圏の範囲は、周辺他事業の対象事業実施区域に及ぶものではなかったことから、累積的な影響が生じる可能性は極めて小さいものと考えております。また、現地調査の結果、注目すべき生息地として対象事業実施区域においてハチクマ、アカハラダカ、サシバの渡り経路を確認しましたが、いずれの種についても、本対象事業実施区域を通過する際には、風力発電機よりも高い高度 H (150m 以上) で飛行する個体の割合が高く、施設の存在による渡り経路への影響は小さいものと考えております。以上のことから、鳥類への累積的影響については、環境影響評価項目として選定しておりません。 環境影響評価図書の公開などについては、環境影響評価法の規定に基づく対応を原則とすることと考えております。したがって、縦覧終了後の公表、ダウンロード、印刷への対応並びに図書館への寄贈については、控えることといたします

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		た、累積的影響評価は、運転開始後も事後調査を実施しなければ影響の有無や程度が判断できない。これらを総括した累積的影響を評価できない限り、事業を継続してはならない。事業を推進するのであれば、累積的影響は今後は積極的に他事業者との情報交換をして評価し、公表すべき最も重要な事項である。 また熊本県知事は、「まず住民との十分なコミュニケーションに努めること。」を意見している。前述の住民の反対運動に対する取り組みなどの報告もなく、当該事業は住民を第一に考えて推進すべき重責を担う事業である。建設の可否を再々度十分に検討すべき事業である。 さらに鹿児島県知事は、「インターネットでの継続閲覧」を求めている。しかし貴社は「積極的な情報公開及び説明に努めます。」としているだけで、準備書の縦覧についても期限を設定していることは、極めて企業として不誠実で知事意見にも対応していない。	が、引き続き関係地区住民を対象とした説明会等を通じ、地域住民への情報提供、理解促進に努めてまいります。
318	鳥類	・電源開発のクマタカ調査は、調査地点がかなり広範囲である。その中でクマタカが9ペア一息し、営巣場所も特定したと報告している。こんなにたくさんのペアが確認されたことは、この地域の自然の豊かさを示すものになっている。 しかし、私たちが発見した幼鳥の存在は準備書には記載されていない。幼鳥の確認は、この地域で繁殖していることを示している。重要な地域であることが分かる。 また、採餌場はどこをつかっているか、そこから営巣地まではどのように運ぶのかなどは調査されていない。 ・9ペアも存在するという事は、この地域に他の鳥類や動物、植物が豊かに存在していることを証明している。 今回の調査では確認しなかったが2009年の調査では、多くの絶滅危惧種の鳥類が確認されている。	・希少猛禽類調査では、確認した個体の齢性も記録しており、クマタカについては幼鳥も確認しています。また、確認した個体については、採餌行動（狩り、採餌行動等）や餌運び等の行動も記録をし、採餌場所や営巣木までの餌運びの経路についても確認しています。 ・現地調査で確認した鳥類の重要な種については、現地調査における確認状況及びその種の生態的特性を踏まえ影響を予測し、専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しております。しかし、予測の不確実性を鑑み、た上で事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
319	鳥類	・計画の風車18号基から30号基までが林立する鬼岳集落から石飛集落までは、調査地点が石飛の一番東に一箇所だけ設定されているが、石飛集落までは丘が連なり、茶畑、林、集落、草原がありこの調査地点だけでは餌場として使っている地域の全体は見えない。芦刈川のクマタカは、我々の調査ではかならず鬼岳集落方面から表れて、芦刈の谷の中に入り、また大滝上空や鬼岳集落上空で旋回していた。さらに2015年10月の亀齢峠でのサシバの渡り調査では、鬼岳集落の周辺で旋回するクマタカを確認した。2022年のサシバ調査でも亀齢峠で石飛方面を旋回するクマタカが確認されている。 また、頭石のクマタカは北から鬼岳の尾根を越えて出現し、鬼岳の南東や東方面に消えていた。頭石集落では南に五目木開拓団の畑などもある。 芦刈川に生息する個体は、営巣地から北の方角はすぐ急峻な崖が水俣川まで続いている。エサ取り場は主に南東側である。 また、頭石の個体にとっては餌場は湯出集落方面もあるが、主に鬼岳の東と南と考えられる。また、2009（平成21）年ごろの観測でも芦刈川と頭石のエサ取り場所は一部重なっていた。	希少猛禽類調査において、東側事業地の尾根部を観察するための調査地点として、9地点の調査地点を設定しており、東側事業地の尾根部を網羅的に確認しております。 また、クマタカについては、営巣地周辺と採食地との行き来の行動が高頻度で確認された高利用域について、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、クマタカへの影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		クマタカにとって営巣地周辺と採餌場とは飛んで移動しなければならない。安全に餌場に行き、安全に帰ってくる）レートは絶対確保しないといけない。	
320	鳥類	・芭蕉地区の調査は、私たちは上流域の尾根と下流域の尾根が見えるように尾根の西側の集落側に設定した。2つの地点で見たことで尾根全体が見えた。 一方、事業者の調査地点は準備書によれば、下流域の道路そばで（私たちは現場で調査員に声をかけた）だが、あそこでは上流域の尾根の中間地点は杉林などのよって見えない。見えないままに、クマタカの飛翔を確認せずに安全と言って設備を建設することは許されない。 ・人間とあらゆる生き物は共生している。自然を壊し生物の生きる環境を人間が壊すとしたら、それはいずれか人間が生きる環境を壊していくことになる。	希少猛禽類調査において、西側事業地の尾根部を観察するための調査地点として、9地点の調査地点を設定しており、西側事業地の尾根部を網羅的に確認しております。また、見晴らしが良い場所でも、道幅が狭く車両の通行の妨げになる場所や、私有地のため立ち入りを制限された場所、立ち入りにより地域住民にご迷惑をお掛けする可能性がある判断された場所については、調査として使用しておりません。
321	鳥類	・事業者の準備書の1409ページ、衝突リスクの記載は驚いた。 最大年間衝突個体数が不明個体を入れて、球体モデルで0.491が1ペア、0.144が1ペア、0.114が1ペア、0.047が1ペア、0.017が1ペアがいる。この数字は何を表すか。0.491というのは1年間に衝突するリスクが49.1%あるということになる。これは2年でほぼ100%の確率で衝突するということである。 そのほかにも14.4%は6.9年で一回、11.4%は8.7年で一回、4.7%は21年の確率で衝突する数字である。事業者は20年間の稼働を想定しているが、稼働すればこれだけの絶滅危惧種のクマタカが命を落とす。 環境省モデルでの0.05にならないからところも、また、球体モデルで0.05に至っていないところも危険は存在する。 自然界の生物の安全を危うくする行為を人間はするべきではない。自然は自然のままで、残して共存する方向こそ今の世界の流れである。 絶滅につながるような、衝突リスクが明確な構造物を作ってはならない。	クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、供用後においても、クマタカを含む鳥類の事後調査を実施し、その結果を基に、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
322	鳥類	・水俣市は水俣病を経験した街である。加害企業チッソは、安全ではない汚水を流し、環境への異変が起き、住民が排水停止を要求しても原因が特定されないと操業を続け、排水を流し続けた。そして、熊本県や国も当時工場から有機水銀という有害物質が流れていることは把握していたが、当時存在した法律を適用しようとせず企業を擁護し営業を続けさせた。これが回復のめどさえ立たない環境破壊になり、数千人の死者、数万人の被害者を出している。さらに未救済被害者をまだ残し、被害者への補償はいまだに完済されていなく、公式確認から67年を	クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		過ぎてもまだ終わっていないのである。この公害でチッソは社会的信頼をなくし、膨大な賠償のために経営も行き詰まっている。 ・今回の電源開発の計画では絶滅危惧種のクマタカについては調査についても不備があり、事業者自身が作った準備書でも衝突リスクが述べられており、危険性は事業者も承知している。危険性が分かったら事業は止めることが水俣病の教訓である。今回の計画も危険性が分かった以上事業計画を止めるべきである。 方法書と準備書で計画が変更されている地域がある。 出水市芭蕉地域の営巣地周辺は建設を断念している。また、水俣市湯出芦刈川周辺でも建設を断念している。この二つの地域はいずれもクマタカの営巣地がある地域である。そこを中止したことは当然として、クマタカそのものの生存は営巣地だけでは守れない。クマタカが生きていく行動圏において安全が確保されるべきである。人間が人為的にクマタカや絶滅危惧種の生存を脅かしてはならない。	については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、供用後においても、クマタカを含む鳥類の事後調査を実施し、その結果を基に、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
323	鳥類	・クマタカが9ペア、営巣地3ヶ所の存在が確認されている。これはすごいことで、自然が豊かであることの証明だ。計画には、「可能な限り」影響を避けるとの書きぶりだが、可能な限りでは困る。「100%」避けられないのであれば辞退すべきだ。水俣には平地に太陽光を設置できる余地があるのだから、山の上の開発はいらない！	クマタカについては、現地調査の結果、9ペアの繁殖ペアを確認しており、そのうち、6ペアについて営巣木を確認しています。クマタカについて本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みたくて事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
324	鳥類	計画実施区域にはヤマネやクマタカなどの希少動物が生息しています。特にクマタカについては、準備書には、バードストライクによる死も記述されています。絶滅危惧種に指定されているクマタカを死に追いやることは看過できません。この点で準備書は評価できません。	クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
325	鳥類	2) クマタカの高利用区域への風力発電施設設置をやめるべき 本アセス図書によると、風力発電施設の設置場所周辺では9ペアのクマタカが確認されており、6ペアの繁殖が確認されている(表10.1.6-11)。そのうち3ペアは風力発電施設への年間衝突確率が最大0.1個体/年以上(風力発電施設が20年間稼働した場合2個体衝突する予測結果)とバードストライクのリスクが高いことが示されている。表10.1.6-68によると、風力発電施設の設置場所を再検討した結果、「本ペアの年間衝突個体数を、最大0.911個体/年(風力発電施設が20年間稼働した場合18~19個体衝突する予測結果)から、最大0.491個体/年(風力発電施設が20年間稼働した場合9~10個体衝突する予測結果)まで低減した。」とあり、準備書段階でクマタカへの影響配慮をおこなっているとしている。しかし、配慮後の当該ペアの衝突確率0.491個体/年は極めて高い確率であり、本事業が実施された場合、当該ペアがバードストライクに遭う恐れが極めて高い。このようなクマタカの生存を脅かす場所での風力発電施設の設置は行うべきではない。	クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触(バードストライク)の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触(バードストライク)の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。 以上のとおり、施設の稼働によるクマタカへの影響は実行可能な範囲内で低減を図らせていただいていることから、西側エリアにおいて風力発電機を設置することとしております。環境保全措置の確実な実施により、クマタカへの影響の低減を図ってまいります。
326	鳥類	・水俣では、2008年にクマタカの幼鳥が餓死していたのだがただでさえエサがないのに更に建てたらへるのでは？	生態系調査として、クマタカの餌量に関する調査を実施し、クマタカの採食適地の指標となる好適採食環境指数を算出しました。解析の結果、一部ペアの高利用域において、事業実施後に約3%以上の好適採食環境指数が減少することとなりましたが、環境保全措置として改変面積の最小化や植生の早期回復等を図ることで、改変により採食環境の減少・消失の影響は小さいものと予測します。
327	鳥類	風車建立地域にクマタカが9ペア見つかったとのことですね。同じ九州でも福岡や長崎・佐賀県には、クマタカが存在しないとのことを行いました。それだけ水俣の山は自然が残っておりありがたいことだと思いました。 もうこれ以上自然破壊は止めましょう。一度壊すと、元には戻れないのです。今ある状態を少しですが、続けてゆけるような力になりませんか？ 希少生物を大切にすることは、我々人間をも大切にすることなのだと思います。	動植物の重要種については、調査・予測・評価、専門家等意見を踏まえて適切な環境保全措置を検討しております。事業実施にあたっては、検討した環境保全措置を確実に実施することで、重要な種への影響の回避・低減を図ってまいります。
328	鳥類	希少動物希少生命について 「クマタカ」の存在は承知している。実際出水、水俣でこの目で確認した。その数もこの準備書では不正確だと専門家は言われた。熱心に観察されている野鳥専門家に対して失礼だ。また他にも希少な鳥類、植物動物がいますと言われている。貴社の報告は日時の記録がなく、また継続して観察されているのか不明。その上これだけの物を建築、建設しても特に問題ないと断定しているところが問題。ある方の報告ではあなた方が得意な机上の計算ではクマタカは何年後(風車の稼働中)に絶滅するだろうとのこと。それ位希少な生物の生命をないがしろにしようとしている意識がないのか？ この山この地に住む全ての生命体を守るのは開発	動物(クマタカ等鳥類含む)、植物については、専門家等の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行いました。調査日については、準備書10章に記載させていただきました。 クマタカについて、施設の稼働によるブレードへの接触(バードストライク)の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機3基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触(バードストライク)の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果に

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		ではなくよいことだと言って山を切ったり盛ったりしないことだ。	については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
329	鳥類	・風車により場所をはなしたとしてもクマタカのストレスによる育児放棄が行われる可能性があるのでは	本環境影響評価準備書において記載した環境保全措置は、現地調査結果を基に専門家意見を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で検討した内容となっております。しかし、予測の不確実性を鑑みたくて事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討します。
330	鳥類	・クマタカの生息地の西側地区は、風力発電を数機とりのぞいただけでは、影響は小さくならずむしろ減少にむかう（自然保護専門家より）	クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、西側事業地の風力発電機 3 基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、供用後においても、クマタカを含む鳥類の事後調査を実施し、その結果を基に、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。なお、準備書に記載の環境保全措置の内容については専門家に提示しご了承を得ております。
331	鳥類	・方法書の各季に 3 回実施というが 1 回あたりの日数がかかれていないのは、おかしいのでしっかり公開してほしい	渡り鳥調査の具体的な調査日は、準備書 10 章に記載させていただきました。猛禽類の渡り鳥については 3 日間の調査を秋季に 5 回、春季に 2 回実施し、ツル類については 1～2 日間の調査を飛来時期に 3 回、渡去時期に 4 回実施しております。これらの調査日数について、専門家等の助言を得るとともに、既存調査結果等からできる限り適切に渡り鳥の状況を把握できるように設定しました。
332	鳥類	1) サシバの渡りのルートである西側エリアでの風力発電施設設置はやめるべき 本アセス図書の表 10.1.4-119 によると、春季渡り鳥調査で 6 例 7 個体、秋季渡り鳥調査で 246 例 1,332 個体のサシバが風力発電施設設置予定地上空を通過しており、特に秋季のサシバの主要な渡りルートの一つとなっていることが示されている。確認されたサシバのうち約 14.1%がブレード回転域よりも低空を通過しており、風力発電施設を設置した場合、200 個体近いサシバが毎年バードストライクのリスクに晒されることになる。サシバは、温帯～冷温帯地方で繁殖のために大規模な渡りを行う猛禽類であり、各地で生態系の指標種として重要な猛禽類である。そのため、サシバがバードストライクに	サシバのブレードへの接触の影響予測について、本事業では、「立地適正化手引き」の「資料(12) 飛翔軌跡調査を用いた衝突確率推定の試み」に記載されている環境省考案のモデルのほか、平成 25 年に公表された由井・島田（2013）によるモデルを用いて予測を行っています。これらの解析により予測したサシバの年間衝突個体数は、最大で 0.177 個体/年（風力発電施設が 20 年稼働した場合、3～4 個体が衝突する結果）となりました。しかし、使用するモデルにより 3 倍程度推定値が異なることから、推定結果は不確実性を伴います。したがって、鳥類のバードストライクに関する事後調査及びハチクマ、アカハラダカ、サシバを対象とした渡り鳥の応答に関する事後調

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		遭遇することは、風力発電施設設置場所周辺だけでなく、広域にわたって生態系に大きな影響をもたらすことになる。対象事業実施区域のうち西側にサンバの渡りのルートが偏っていることから、同事業の西側エリアではサンバのバードストライクを回避する観点から風力発電施設の設置をおこなうべきではない	査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。 以上のとおり、施設の稼働によるサンバの渡り個体への影響は実行可能な範囲内で低減を図らせていただいていることから、西側エリアにおいて風力発電機を設置することとしております。環境保全措置の確実な実施により、サンバへの影響の低減を図ってまいります。
333	鳥類	渡り鳥の影響については、何かあったら事後調査で対応すると準備書に書いてありましたが、事後では遅いのです。 影響が出たら、発電を中止して元どりの山に返してくれるのですか？一度変えてしまった環境は元には戻りません。 責任をとれないことはしないで下さい。	調査、予測・評価の結果、施設の稼働に伴う渡り経路への影響は小さいものと予測しております。 なお、事後調査として、風力発電機に対する渡り鳥の応答に関する調査を実施しますが、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。
334	鳥類	・渡りのルートが変わることも視野に入れるべきでは？	渡り鳥に関する調査の結果、対象事業実施区域及びその周囲において、アマツバメ、ハチクマ、アカハラダカ、サンバ、ヒヨドリの渡り径路を確認しております。このうち、ハチクマ、アカハラダカ、サンバについては風力発電機設置尾根周辺において渡り経路が確認されましたが、その飛翔高度は、ブレード回転域における割合よりも、ブレード回転域より高空を飛翔する割合が高い状況であることから、これらの種の渡り経路に与える影響は小さいものと予測します。ただし、ブレード回転域における飛翔も確認されていることから、事後調査を実施し、渡り経路に対し著しい影響が想定される場合は、専門家意見も踏まえ、さらなる環境保全措置を検討することとします。 なお、ツル類については、本事業の対象事業実施区域及びその周囲では、その渡り経路は確認されていないことから、施設の存在によるツル類の渡り経路への影響は小さいものと予測しております。
335	鳥類	出水市は日本一の養鶏業の町です。併せて、ナベヅル・マナヅルの越冬地として又、ラムサール条約登録地としても、世界的にも有名な地域でもあります。 関連して以前より、鳥インフルエンザによる食鶏への感染被害と、絶滅危惧種ツル類への感染による多量死が懸念されていた訳ですが、今シーズンそれが現実的なものとなり食鶏の、200万羽に近い殺処分と、1400羽にも及ぶツル類が感染で死にました。まさに鳥たちにとっても、人間にも出水市にも受難の年となりました。今シーズンのこの災禍が来シーズン以降も続くとなると、ツル類の絶滅を懸念する想いは多くの方々の共通認識であります。以前からツル類の一極集中型の越冬を是正するために、給餌量を少なくしたり、越冬地の選定作業など分散化に取り組んでおられますが、良策を見いだせないまま今回の災厄が起こったことは、分散化事業は待ったなしの喫緊の状況にあると考えます。人間側の対応がままならない中で、ツル達は多くの同胞たちが命を落としたことを本能的に見取ってか、自らが分散化ともいえる行動をとりました。 越冬地の出水市より東ないし東北方向に計画されている、当風車計画地の上空を経て伊佐市の伊佐平	・ツル類（ナベヅル、マナヅル、種判別ができなかったツル科）については、現地調査の結果、対象事業実施区域において、32例確認しました。そのうち、30例は一般県道117号及び一般国道447号がある谷沿いで確認しており、風力発電機設置尾根を越える飛翔は2例でした。現地調査で確認した飛翔経路から、近隣の採食地である伊佐平野への主な移動経路は、一般国道447号沿いの谷沿いである可能性が高いと考えております。鳥類の専門家2名へのヒアリングにおいても、対象事業実施区域上空を飛翔する可能性はあるものの、頻度は少なく、飛翔経路も主に谷沿いを利用しているだろうとのご意見を頂いています。以上の結果を根拠とし、ツル類については、本事業の施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響が生じる可能性は低いものと予測しています。 ・クマタカについては、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響を低減または回避するための環境保全措置として、複数の繁殖ペアの高利用域の境界付近に計画していた東側事業地の風力発電機設置想定範囲を削除し、

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		野に 400 羽を超えるツル類が居場所を移しました。更に出水市の南側に位置する同じく貴社により、紫尾山系の風車計画地の紫尾林道の尾根を越えて薩摩川内市側の農地にも、100 羽が越冬地を移しました。このことはツル類自らが分散化を望んでいるようにも思えます。その上で出水市の越冬地を中心にして、隣接する近隣地域あるいは、県内一円への分散化が賢明な方策と考えます。そこをしっかりと踏まえ、分散化を進めるに当たり出水市から東側と南側に計画されている、御社の 2 つの計画地に風車が建設された暁には、ツル類にとっても、クマタカにとってもそれが障壁になりバードストライクの発生が予想されます。御社の当計画は自然に対し、絶滅危惧種に対する配慮・評価が欠如していると言わざるを得ません。 添付しました長島の風車の直近を渡るナベヅルの群れの写真は、衝突を危惧させるものですが、現実に今年の 2 月 15 日、同じ行人岳で北帰行を見ていた私の友人等が、風にあおられて衝突した事例を話してくれました。現実問題としてストライクの実実は明白であります。御社の当計画及び紫尾山系の計画も含め、未然にストライクを回避防止するために、予防原則に基づき計画の見直し、中止を求め意見として述べさせていただきます。	西側事業地の風力発電機 3 基の設置をとりやめました。その結果、施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響は、現時点で実行可能な範囲で回避または低減が図られているものと評価しています。また、年間衝突個体数の推定によるブレードへの接触の影響の予測結果については、使用するモデルによっても結果が大きく異なり、予測の不確実性が高いことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
336	鳥類	本事業計画は住み易く、持続的発展を目指している当出水市の地域ポテンシャル（潜在的成長力）をことごとく破壊してしまうことを危惧し、中止・撤退を求めます。 地域の自然（鳥類・魚・植物）や歴史遺産を、又おだやかな安らぎの生活を壊さないで下さい。いくつかの項目について述べます。 1. ラムサール条約に登録された「ツルの越冬地・出水」にとってバードストライクが危惧され、保護の評価がおちる。「日本野鳥の会」からも設置すべきではないとの申込書が出されています。今年は特に鳥インフルエンザが流行し例年よりすごく多い、約 1500 羽以上が死ぬ異常な年となり、それに加えて分散化のための給餌制限もあってか約 400 羽が隣接の伊佐市へ動いたりしていました。 発電機群はバードストライクとなり、又移動行動の障害となることが危惧されています。ツルの調査データが少なすぎます。そしてこれからは、異常飛行も考えられます。もう少し年数をかけていねいにやるべきです。（隣の長島町では過去にバードストライクがあったとも聞きます）	ツル類（ナベヅル、マナヅル、種判別ができなかったツル科）については、渡り鳥調査（ツル類）だけでなく、他の鳥類調査でも確認しているため、ツル類の飛来から渡去までの期間における現地調査としては、令和 2 年 10 月に 11 日間、11 月に 4 日間、12 月に 3 日間、令和 3 年 1 月に 7 日間、2 月に 6 日間、3 月に 6 日間実施しています。現地調査の結果、対象事業実施区域において、32 例確認しました。そのうち、30 例は一般県道 117 号及び一般国道 447 号がある谷沿いで確認しており、風力発電機設置尾根を越える飛翔は 2 例でした。現地調査で確認した飛翔経路から、近隣の採食地である伊佐平野への主な移動経路は、一般国道 447 号沿いの谷沿いである可能性が高いと考えております。鳥類の専門家 2 名へのヒアリングにおいても、対象事業実施区域上空を飛翔する可能性はあるものの、頻度は少なく、飛翔経路も主に谷沿いを利用しているだろうとのご意見を頂いています。以上の結果を根拠とし、ツル類については、本事業の施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響が生じる可能性は低いものと予測しています。
337	鳥類	・ツルは影響が少ないとしているが地元のプロ野鳥カメラマン曰く発電予定地を低空でよく飛んでいるという	ツル類（ナベヅル、マナヅル、種判別ができなかったツル科）については、現地調査の結果、対象事業実施区域において、32 例確認しました。そのうち、30 例は一般県道 117 号及び一般国道 447 号がある谷沿いで確認しておりますが、ご地元のプロ野鳥カメラマンのコメントもこのことを指していると思われます。一方、風力発電機設置尾根を越える飛翔は 2 例でした。鳥類の専門家 2 名へのヒアリングにおいても、対象事業実施区域上空を飛翔する可能性はあるものの、頻度は少なく、飛翔経路も主に谷沿いを利用しているだろうとのご意見を頂いています。以上の結果を根拠と

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			し、ツル類については、本事業の施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響が生じる可能性は低いものと予測しています。
338	鳥類	『準備書』の内容：今回の「影響予測結果」を導き出すにあたり、専門家の方々に意見聴取を行い、それなりのデータを示してあります。つまり特別天然記念物に指定されているツル類に関しては、従来の渡り、分布、習性に関する知見から導かれる事業者の見解である。 具体的には、1000 ページの表 10.1.4.86 にはマナヅル、1001 ページの表 10.1.4.87 にはナベヅルについての「影響予測結果」があり、「風車ブレードへの接触」は可能性が低いものと述べている。この見解の基になったのは、831 ページ、833 ページの図の確認位置である。” 意見、質問：残念ながら表 10.1.4-211 (1111 ページ) に明記してありますが、専門家等への意見聴取の月日は、ツル類については (6) 令和 4 年 3 月 16 日、(7) 令和 4 年 10 月 26 日となっています。つまりツル類に関する知見としては、2022 年秋からの観察事例は含まれていないことになります。 ご承知のように、2022 年秋からは、越冬地の出水市地域においては鳥インフルの蔓延にかんがみ、あるいは従前からのツルのネグラへの過剰な集中を避けるために、給餌量を控える（少なくする）ことになったのです。その結果、2022 年秋からのツルの飛来地は、出水市周辺の伊佐市、薩摩川内市、阿久根市などに分布が拡大したのです。今後、越冬地の分布はさらに広がるものと予想されます。 もとより「風車ブレードへの接触」のおそれの評価は、「渡り、分布、習性」を踏まえての専門家の判断を必要とします。これについての事業者の判断は、独善的です（ひとりよがり、我田引水的）。 ことツル類に関しては、10.3 事後調査（1591 ページ）で対処するのではなく、事前調査が必要なものであり、これらの観察事例の集積には 10 年以上の期間が必要でしょう。なので、これらの多くの視察事例を踏まえて、専門家の方々からの意見聴取を踏まえたのち事業者の見解を示さなければなりません。つまりツル類に関しては事前調査のやり直しということです。特別天然記念物という重要な生物種の保護にあたっては、より豊富な観察事例が待たれるのです。	ツル類の主要な越冬地である出水平野を起点とした場合、ツル類の飛来地として情報をいただきました伊佐市、薩摩川内市、阿久根市のうち、伊佐市へ飛来するツル類については、本事業の対象事業実施区域を通過する可能性があります。 現地調査の結果、対象事業実施区域において、32 例のツル類（ナベヅル、マナヅル、種判別ができなかったツル科）を確認しました。そのうち、30 例は一般県道 117 号及び一般国道 447 号がある谷沿いで確認しており、風力発電機設置尾根を越える飛翔は 2 例でした。現地調査で確認した飛翔経路から、近隣の採食地である伊佐平野への主な移動経路は、一般国道 447 号沿いの谷沿いである可能性が高いと考えております。鳥類の専門家 2 名へのヒアリングにおいても、対象事業実施区域上空を飛翔する可能性はあるものの、頻度は少なく、飛翔経路も主に谷沿いを利用しているだろうとのご意見を頂いています。以上の結果を根拠とし、ツル類については、本事業の施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）の影響が生じる可能性は低いものと予測しています。 また、事後調査として、鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。 なお、ツル類の現地調査については、方法書段階で専門家にヒアリングを行い、そこでのご助言を踏まえ調査時期や回数を設定しました。また、実際の調査においては、ツル類に関する既往の飛来情報も踏まえ、ツル類の渡りの状況をできる限り適切に把握できるよう努めました。現地調査は令和 2 年 10 月～令和 3 年 3 月に実施し、その調査、予測結果を令和 4 年 3 月に専門家にご提示し、その内容に対しご了承をいただいております。そこでの専門家のご助言を踏まえ、準備書における評価の結果を記載しております。
339	鳥類	バードストライクについて つい先日、出水の方が長島の風車のツルのバードストライクを見られたと報告された。軽減するとはなんと勝手な表現だろうか？「ない」ということではなく「ある」ができる限り少なくするという意味だと理解する。ツルをはじめ多くの野鳥が存在する又渡来するこの出水の地、渡来中、エサ場へ移動する場所は専門家でもよくわかっていないと説明されている。今年は遠く伊佐市でも多くのツルが見られたとのこと。「ツルは高い所を飛ぶので問題ない」と勝手な判断されている。しかしこれは観測不足なのではないか？専門家でも「わからない」と言われていることを「問題ない」と言い切るそのことに不信感をもつ。バードストライクを防止するのは唯一風車を作らないことだ。	ツル類（ナベヅル、マナヅル、種判別ができなかったツル科）については、現地調査の結果、対象事業実施区域において、32 例確認しました。そのうち、30 例は一般県道 117 号及び一般国道 447 号がある谷沿いで確認しており、風力発電機設置尾根を越える飛翔は 2 例でした。現地調査で確認した飛翔経路から、近隣の採食地である伊佐平野への主な移動経路は、一般国道 447 号沿いの谷沿いである可能性が高いと考えております。鳥類の専門家 2 名へのヒアリングにおいても、対象事業実施区域上空を飛翔する可能性はあるものの、頻度は少なく、飛翔経路も主に谷沿いを利用しているだろうとのご意見を頂いています。以上の結果を根拠とし、ツル類については、本事業の施設の稼働によるブレードへの接触（バードストライク）

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			の影響が生じる可能性は低いものと予測しています。
340	鳥類	風車が出水のツルたちにあたってバードストライクしたらどうするのか？ ・クマタカなどの希少動物が風車のえいきょうで水俣からいなくなると言う心配はないのか？・コウモリの事故へのえいきょうの対さくは？	ツル類については対象事業実施区域及びその周囲で確認はされているものの、そのほとんどが谷部の水田を採餌、休息場所として利用する個体であり、ブレードへの接触の影響が生じる可能性は低いものと予測します。 また、クマタカについては、本種の高利用域における一部風力発電機の設置とりやめにより、影響の低減を図っております。なお、施設の稼働による鳥類やコウモリ類のブレードへの接触の影響については、予測に不確実性を伴うことから、バットストライク・バードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。
341	鳥類	3. ツルや他の渡り鳥の渡来地として、自然環境との調和はどうなるのか。	動物、植物、生態系については、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しましたが、今後はこれらの環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に務めた上で、代償によりできる限りの保全を図ってまいります。
342	鳥類	・長島のツルのバードストライクは、おこっているのだが業者はないといていたのであなた方もいんぺいするのでは？	バードストライクに関する事後調査の結果は、事後調査報告書として公表いたします。
343	鳥類	・長崎では風車によりツルの渡りルートが変わったことによりツルへのストレスがかかっている事例があるためバードストライクしなくとも建つだけで渡来に影響がでるのでは？	本事業の対象事業実施区域及びその周囲では、ツル類の渡り経路は確認されていないことから、施設の存在によるツル類の渡り経路への影響は小さいものと予測します。
344	鳥類	・バードストライクへの直接的な対策は？	バードストライクに関する事後調査を実施し、著しい影響が想定される場合は、専門家意見も踏まえ、さらなる環境保全措置を検討することとします。環境保全措置の内容については、影響の内容を踏まえ検討いたします。
345	動物・植物・生態系	3. 説明会での猛禽類や特定植物群落、自然植生についての説明と、1566 の範囲の検討、1567 の位置の検討等の事項説明の違いは何故起きたのか？	希少猛禽類や自然植生の確認状況を踏まえ、準備書 p1566 では対象事業実施区域の検討、準備書 p1567 では風力発電機の配置検討を記載させていただきました。説明会では準備書の記載内容を踏まえご説明をさせていただきました。そのため、準備書の記載内容と説明の内容が異なる点のご指摘については心あたりのないところではありますが、今後とも丁寧なご説明に努めてまいります。
346	動物・植物・生態系	・熊本初の陸産貝類が見つかったのだがそれに対しては、何も準備書以外で公表しないのか？	熊本県で初めて確認された陸産貝類（ナタネキバサナギガイ）について、準備書以外での公表の予定はありません。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
347	動物・植物・生態系	・小型サンショウウオが確認されていないのは準備書にも専門家がいったとおりおかしいもう一度、調査を求める	ご指摘いただいたとおり、令和4年4月5日に専門家よりサンショウウオ類に関するご意見をいただきましたが、ご意見を踏まえ、令和4年5月にコガタブチサンショウウオ等の溪流性サンショウウオ類の生息を確認するための調査を実施しております（調査の結果、サンショウウオ類は確認されませんでした）。
348	動物・植物・生態系	・動物は、場所を常に移動するため評価をしてもはあくは不可能	専門家等の意見も踏まえ、動物は移動することを前提に、適切に調査、予測及び評価を行っております。
349	動物・植物・生態系	バットストライク、バードストライクに関してとても心配しています。しかも、予測に不確実性に伴うとのこと。事後調査を実施しなければならない計画とは何でしょう。もし、工事が始まったり、稼働後に何かあったらどう責任をとられるのでしょうか？責任をとれないようなことはしないで下さい。	バードストライクについては、準備書の予測において年間の衝突個体数を推定していますが、科学的知見の蓄積が十分でなく、予測には不確実性を伴うことから、事後調査で確認することを計画しています。調査の結果、環境への影響が懸念されるのであれば、必要な対策を講じてまいります。
350	動物・植物・生態系	計画実施区域には、ヤマネやクマタカなどの希少動物が生息しています。影響が出ると思いますが、低減、回避することは可能でしょうか？	ヤマネについては、本種の生息環境である森林が約42.8ha（改変率0.9%）消失しますが、既存林道の活用と造成に伴う改変面積の最小化、植生の早期回復、低騒音型・低振動型の建設機械の使用により影響の低減を図ります。また、クマタカについては、本種の高利用域における一部風力発電機の設置とりやめにより、影響の低減を図っております。なお、施設の稼働によるブレードへの接触の影響については、予測に不確実性を伴うことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このように、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しましたが、ヤマネやクマタカ以外にも、準備書で検討した環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に努めてまいります。
351	動物・植物・生態系	計画実施区域にはヤマネやクマタカなどの希少動物が生息しています。影響が出ると思いますが、低減、回避することは可能でしょうか？	ヤマネについては、本種の生息環境である森林が約42.8ha（改変率0.9%）消失しますが、既存林道の活用と造成に伴う改変面積の最小化、植生の早期回復、低騒音型・低振動型の建設機械の使用により影響の低減を図ります。また、クマタカについては、本種の高利用域における一部風力発電機の設置とりやめにより、影響の低減を図っております。なお、施設の稼働によるブレードへの接触の影響については、予測に不確実性を伴うことから、クマタカを含む鳥類のバードストライクに関する事後調査を実施し、その結果を基に、必要に応じて専門家等の助言を受け、さらなる効果的な環境保全措置を講じることとしています。このように、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しましたが、ヤマネやクマタカ以外の動物についても、準備書で検討した環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
352	系 動物・植物・生態	野鳥やツル、ちょうちょ、ヤマネなどの野生動物たちへの不安〈準備書 P479～1115、P1117～1327、P1329～1490、P1591～1598〉〈要約書 P44～51〉	動物については、調査、予測結果を専門家等に提示し、その内容についてご了承を得るとともに、専門家等の助言を踏まえ環境保全措置を検討しております。準備書で検討した環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に努めてまいります。
353	動物・植物・生態系	4.「方法書」に対する県知事意見として「内水面漁業権」が設定された河川を含む・・・（中略）・・・水道事業者等と協議の上・・・とあるが、米ノ津川の漁業権を持つ地元の広瀬川漁協とはただの一回も協議が協議が行われていない。又魚の調査も、本当に実施したのかと大いに疑問になる結果を準備書に記載している。地方漁協を軽視しているにも程がある。	広瀬川漁協様とは環境調査の実施にあたって協議をさせて頂いておりますが、今回は採捕にご同意頂けなかったため、DNA 調査を実施しております。
354	態 動物・植物・生態系	・水俣川のアユなどにも泥質化の影響がでるのでは？	濁水対策として、排水箇所にはフトンカゴ等を設置し、洗掘等による濁水の発生の低減に努めること、造成工事終了箇所については早期緑化を行うなどの環境保全措置を講じることにより、下流の河川への影響の低減に努めてまいります。
355	動物・植物・生態系	約 15 年前下関市豊北町白滝山に 20 基の風車がたちました。工事中は泥水で汚染され下流ではアユがいなくなりました。景観は台なし夜は照明が点滅していて異常な状態です。反対運動ガンバって下さい	濁水対策として、排水箇所にはフトンカゴ等を設置し、洗掘等による濁水の発生の低減に努めること、造成工事終了箇所については早期緑化を行うなどの環境保全措置を講じることにより、下流の河川への影響の低減に努めてまいります。なお、航空障害灯につきましては、関係機関のご指導を仰ぎながら、適切な機器を選定いたします
356	系 動物・植物・生態	・専門家によるとキリシマエビネ・クマタカ・サシバについては現段階での対策では不十分でどうして対策しているとはいえないとのことである。	キリシマエビネ、クマタカ、サシバについては、専門家等の助言も踏まえ事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しましたが、今後はこれらの環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に務めた上で、代償によりできる限りの保全を図ってまいります。
357	動物・植物・生態系	・コウモリのバードストライクの対策は？（ちかづくだけで内臓がはれつして死ぬ） ・サシバの国際保護条約の違反になる！！（自然保護専門家より） ・水源の水がこかつするのでは？ ・クマタカのペアなど希少種といいながら公開していないのは調査結果の公開として役割を満たしていない！	コウモリ類やサシバを含む鳥類については、事後調査としてバットストライク・バードストライクに関する調査や、風力発電機に対する渡り鳥の応答に関する調査を実施し、著しい影響がある場合に、専門家等の助言や指導を得てさらなる環境保全措置を検討いたします。 なお、本事業の改変区域は主に尾根部で、風力発電機設置ヤード及び風力発電機の基礎の設置は、その表層及び表層から数十メートルの範囲となり、杭基礎を設置した場合でも面的なものではなく、ポイント毎となるため、限られます。また、改変区域の面積は各水源地を含む流域面積に対して限定的です。したがって、水脈への影響はほとんどないものと考えております。 なお、クマタカの飛翔飛跡や営巣地等については、希少種保護の観点から非公開とさせて頂いております。
358	動物・植物・生態系	移植後の重要な生育の状況に関して何かあったら事後調査で対応すると準備書に書いてありますが、事後では遅いのです。 植物はとても繊細で日光・水分はもちろん風、土などで移植が上手くいく保障は何もありません。希生生物を絶やしてまで大風車を大量に建設する必要はありません。生物が絶えるということは人間も絶えるということです。	植物の重要な種については、適切な環境に移植を行うことにより、個体群の保全を図ります。なお、移植個体の定着については、当該代償措置の効果に不確実性を伴うと考えられることから、事後調査を実施します。調査の結果環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
359	動物・植物・生態系	3. 「カンランの自生地が消滅してしまいます」 飛べるもの、泳げるものは動けますが、植物は動いて逃げられず、滅びてしまいます。“希少野生動植物の保護に関する条例（平成 15 年鹿児島県条例第 11 号）” に照らせば、本末転倒であり開発を許可してよいはずがありません。風車群予定地の尾根筋や尾根下は“カンラン”の自生地であります。乱獲がたり、今では危機的状況ではありますが、少しではあるが毎年、新芽が出ます。大学非常勤講師（植物）の意見も“特に重要である”と記述されますよね！シダ類等も含めてマニアの人達の調査旅行を市で企画すれば他の地域に勝つ“本物の自然環境を楽しませる当市の観光開発が可能となる。	植物の現地調査では、改変区域を中心に踏査を実施しておりますが、カンランは確認されていません。そのため、ご指摘いただいているカンランの自生地は、改変区域外に該当する可能性がございます。
360	動物・植物・生態系	・ けずった部分に草を生やすとシカが増えて他の地域まで被害が及ぶ、草も別の地域から運ぶと遺伝子汚染や外来種問題になる	造成後緑化せずに裸地の状態が続くと濁水発生の要因となります。そのため、改変区域のうち、供用後に保守管理用地として必要な区域を除く切土、盛土法面等は、可能な限り在来種を用いた種子吹付けまたは植樹による緑化を行い、植生の早期回復に努めることにより、降雨時における裸地からの濁水の流出を低減することとしております。 なお、対象事業実施区域及びその周囲は、すでにシカによる食害の影響を強く受けている地域であり、林床植生がほとんどない状況です。そのため、緑化に伴うさらなる被害の拡大は想定しておりません。
361	動物・植物・生態系	3) 希少なラン科植物の生育地を回避して計画をすべき 対象事業実施区域内では、キエビネやエビネなどエビネ属、加えてナゴランやクモランなどの着生ランが多数確認されている。（表 10. 1. 5-8）。確認されたラン科植物のうちキシマエビネとキエビネ、ナゴランは環境省のレッドデータカテゴリーで絶滅危惧 IB 類に指定されている。特に、キシマエビネは、本アセス図書作成のための調査で確認された個体の過半数が改変区域内で確認されており、風力発電施設設置による直接的な影響を強く受けることが示されている。 このようなことから、これらエビネ類の生育が多く確認された場所や、移植が困難な希少な着生ランの生育が確認された場所では生育地を回避して計画を再考すべきである。 以上	エビネ類や着生ランへの影響については、ご指摘も踏まえ、できる限り本種の生育地の改変の回避に努めますが、やむを得ず改変を行う場合は、適切な環境に移植を行うことにより、個体群の保全を図ります。なお、移植個体の定着については、当該代償措置の効果に不確実性を伴うと考えられることから、事後調査を実施します。調査の結果環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとします。
362	動物・植物・生態系	・ 希少植物を移植しても正常に育つ可能性は限りなく低い（専門家より）	植物の移植個体の定着については、当該代償措置の効果に不確実性を伴うと考えられることから、事後調査を実施します。調査の結果環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合は、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じることとします。
363	動物・植物・生態系	・ 絶滅危惧種のうち確認があるはずなのに調査不足の種がある	動物や植物については、専門家等の意見も踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行いました。さらに調査結果の妥当性についても、専門家からご了承を得ております。
364	動物・植物・生態系	・ 一度開発した自然・殺し、絶滅させてしまった生き物は、もう二度ともとは戻らない!!	予測評価結果をふまえて必要な環境保全措置を行ってまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
365	動物・植物・生態系	2. 風力発電を設置した時の動植物の棲息や分布に重大な支障をきたす可能性を否定できない。また、植物は移植すればすむ問題ではない。自然分布や微生物との関係が極めて大切だが考慮されていない。バード・ストライク等も考えられる。	動植物及び生態系については、調査・予測・評価結果を基に環境保全措置を検討し、実行可能な範囲で環境影響の回避・低減に努めました。バード・ストライク等一部の項目については、事後調査を行うこととしています。
366	動物・植物・生態系	・希少種は、増やすことを考えないといけないのに現状維持しか対策を行っていないのは問題では？	希少種については、調査、予測結果と専門家等の意見を踏まえ、環境保全措置を検討しておりますが、今後はこれらの環境保全措置を確実に実施することで、影響の回避・低減に務めた上で、代償によりできる限りの保全を図ってまいります。
367	動物・植物・生態系	説明会でバードストライク等の説明がありましたが、直接あたるのみでなく、エサを獲るのも鳥が生活していくには必要なことです。 風車の影響でエサとなる生物がいなくなったりすると、それも希少な生きものたちの生活をおびやかすこととなります。 その影響をどう考えておられますか。具体的に（抽象的にならないように）おしえて下さい。	生態系調査として、クマタカの餌量に関する調査を実施し、クマタカの採食適地の指標となる好適環境指数を算出しました。解析の結果、一部ペアの高利用域において、事業実施後に約3%の好適環境指数が減少することとなりましたが、環境保全措置として改変面積の最小化や植生の早期回復等を図ることで、改変による採食環境の減少・消失の影響は小さいものと予測します。
368	動物・植物・生態系	・採集・調査した生き物は、その後どうなったのか？	種の同定のために採集した動物や植物は、標本を作製し適切に保管しております。
369	動物・植物・生態系	・意見書専門家の名前公開を求める	個人情報保護の観点から専門家等の名前の公開は差し控えてさせていただきます。
370	動物・植物・生態系	・生物のしっかりした専門家に意見を聞き公表してほしい	動物、植物、生態系については、専門家等の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行いました。専門家等への意見聴取の内容は、準備書8章及び10章に掲載しております。
371	景観	1. 景観に関する意見＜要約書＞P. 53～P71 各景観写真が（現況）と（将来）に分けて垂直予測見込角について鉄塔の見え方がのせてあるが全てにおいてさつえい期日が記していない（将来）については不問 なぜか。	現地調査日はまとめて記載しておりました。評価書では記載方法について検討します。
372	景観	『準備書』の内容：眺望のこと。526 ページの「(8) 景観」以下 527 ページ～529 において「主要な眺望点」「日常的な視点場」などが多数記載してある。これらの内実は、「配慮書」「方法書」を踏まえており「準備書」もそれをもとにしている。そして以下には予測項目、予測手法、予測地域、予測結果などが明記してある。さらに、これらの地点に関して評価手法、評価結果が述べてある。 意見、質問：眺望のこと。詳細なページ指摘は避けるが「環境要素、景観」「主要な眺望景観」の選定内容について、出水市域では不十分、不作為があります。「東雲の里あじさい園」「かごしま茶臼場の里、石碑」と「上場高原コスモス公園の展望所」を追加すべきです。私が前回（方法書に対する意見）に提起した課題（場所、地点）に関して、はぐらかしを感じるのです。この環境調査の実務を担った方々（アジア航測）の不勉強、不誠実を指摘しておきます。 例えば、「東雲の里あじさい園」に関する部分では、「園の最高所から」の写真撮影ではなく、西側のカリマタヤマが見えないところからの写真なのですよ。	ご指摘をいただきました「東雲の里あじさい園」については、民間の方が営まれる施設であることから、環境影響評価においては施設入り口において撮影をさせていただきました。 「かごしま茶臼場の里 石碑」は現地を確認しましたが、茶園整備に関し建てられたものであることから調査対象としておりません。 「上場高原コスモス公園（展望台）」については、調査、予測、評価を行っており、結果は準備書にも掲載しています。 「中央公民館」では、表札が設置されている入り口にて調査を実施しています。 「山崎公民館」については、今後現地の確認を行ったうえで、評価書での対応について検討させていただきます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		類似した悪辣な写真撮影場所の選定については、「出水市中央公民館から」のあるいは「出水麓の公開武家屋敷、〇〇邸」でもそうです。「中央公民館からの眺望」は川近くの駐車場からのものが常識的であり、今回の報告に示された写真はコンサルの恥さらしでしかありません。さらに中央公民館の付近ならば、米ノ津川沿いのランニングコースからの眺望こそ常識的なのです。いうまでもなく、出水麓ならば、「山崎公民館からの眺望」をわざとはずしています。ほかにも指摘事項がありますが、事業者からの次の文書が公開されたときに明示することになります。” もとより私の「眺望」に関する論説は、伝統的な山に関する見解をもとにしています。さきの「方法書」に提案したことを、再考していただくように、以下に部分を引用しておきます。 「西側の雁俣山は『指呼の間』であり、南方には紫尾山系の畳畳（じょうじょう）とした山並みがあります。標高 500 メートルに満たない場所ながら高山の気分に入れ、古来言われている「浩然の気を養う」という語句を実感できる場所なのです。春夏秋冬、朝昼夕、晴雨に関わらず、折々に良好な展望が得られるのです。この雁俣山系において、貴社が風力発電の建設をおこなうことは「眺望景観」の破壊なのです。」	
373	景観	景観について 準備書で示されている写真はどれも不自然に思える。出水中央高校のグラウンドはわざわざネットを通してある。また出水市街地から一番よく見える中央公民館からの眺望の写真はない。私の住む上場集落へ上がる「お茶の碑」からの眺望の写真はない「東雲の里あじさい園」からの眺望もない。この出水という土地は世界一ツルが渡来する地であり、ラムサル条約にも登録されている。そんな土地にこの巨大な造形物が存在すること自体不自然。観光に来られる方は自然を求めて来られる。ツル、残されている武家屋敷、そして上場公園のコスモス園、その他巨大な造形物は都会に行けばどこでも見ることができる。この自然を大切にしている地域だからこそ観光客が訪ずれる。その自然をどう保全し守っていく住んでいる人々が暮らしやすくすることこそ課題であると思う。	景観調査を行うにあたり、複数地点間の整合を図るため、学校では校門付近から、公民館では施設入り口付近から撮影を行っています。「出水中央高校」では、校門前にグラウンドの防護ネットがあり、対象事業実施区域方向の眺望に一部介在しています。また、「出水市中央公民館」は、公民館の表札が設置されている入り口から撮影を行っています。 なお、「東雲の里あじさい園」については、民間の方が営まれる施設であることから、環境影響評価においては施設入り口において撮影しています。 また、「かごしま茶昂揚の里 石碑」は現地を確認しましたが、茶園整備に関し建てられたものであることから調査対象としておりません。 評価書に向け、いただいたご意見も踏まえ、可能な限り影響を低減させられるよう、事業計画の検討を進めます。
374	景観	2. 「出水武家屋敷群」の地域・その周辺も含めて風車が視界に入ると本当に興ざめでその名にそぐいません。景観価値が下がり、そのおちついたたたずまい、歴史の重みを再度味わおうというリピーターが育たず、「人流」が途絶え、大きな観光損失となります。たとえ一基たりとも視界に入れるべきでない。“モニタージュ写真”、“現地写真”あれは何か？萩之段・日当公民館等、玄関口を写してどうするのですか。空いた口が塞がりません。風車が視界に入らないような恣意的な構図が多い。適切な調査予測・評価とははるかしくて言えないでしょう。出水歴史館横に建設中の回遊庭園からはっきり風車は見えるはずです。	景観の調査、予測を行うにあたり、複数調査地点における整合性の観点から、公民館においては施設入り口付近から撮影を行っています。その結果、一部調査地点においては本対象事業実施区域の方向が建物と重なり、眼前に建物が写る写真となっています。 「出水麓武家屋敷群」においては、主要な眺望点の代表地点として、竹添邸及び税所邸を対象地点として設定し、調査、予測、評価を実施しています。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
375	景観	(7) 江戸時代の歴史家頼山陽は薩摩からの帰り、亀嶺峠に立ち寄った際、そこからの眺望に感動し漢詩を詠んでいます。水俣市での貴社による準備書の説明会の際、亀嶺峠からの景観についての参加者の質問に対して、担当の方が景観は主観的なもので人によってとらえ方が異なるというような答弁をされました。しかし、ここからの眺望は水俣市教育委員会がこの地で頼山陽の漢詩を看板に掲げており、歴史的に意義のある眺望で客観的なものです。風力発電機の林立によってこの景観を壊してよいものでしょうか。	風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、景観に対する影響低減を図りました。 本事業の実施に際しては環境保全措置として、風力発電機の塗装をRAL7035（ドイツ品質規格、グレー系）とし、更なる影響の低減を図ってまいります。 なお、関係地区住民を対象とした説明会の中で、景観も含めた環境影響評価結果について改めてご説明させていただき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めてまいります。
376	景観	風車は美しい郷土を壊します。鬼岳周辺の風車を集落東端の亀嶺峠（標高 579m）から見ると、ここから風車 19 号まで約 2.2km、鬼岳までは 3.7km です。標高 600m 前後に林立する風車の高さは、ローター先端まで 140m～150m です。鬼岳頂上を超えます。亀嶺峠は低い山とはいえ、桜島、霧島連山、水俣市街地と八代海、その向こうに島原半島の雲仙岳が望めます。もちろん鉢を伏せたような鬼岳も茶畑の向こうにくっきり見えます。 江戸末期の文人頼山陽が文政元年（1818 年）旅の途中で亀嶺峠にのぼり、「なんぞ図らん九国の秀」と漢詩を詠みました。こんなに低い山から九州の名山が眺められるとは思ってもいなかった。と感動したのです。頼山陽登山を記念して、水俣市に縁の深い文人徳富蘇峰が、地元の人たちと協力して昭和 3 年（1928 年）、山頂に頼山陽詩碑を建てました。水俣市教育委員会の詩句解説板もそばにあります。 亀嶺峠の景観は歴史的な遺産とでも言えます。これが風車で台無しになるのは目に見えています。電源開発は準備書に峠から見た鬼岳周辺の風車光景を載せています。いびつな絵です。5 月の説明会で担当者は「風車の風景を美しいと思う人もいる」との旨を発言しました。郷土の誇りを侮辱する暴言にしか思えません。 計画を撤回して下さい。私たちの生活を奪わないで下さい。	風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、亀嶺峠から風力発電機が視認される範囲を縮小させ、景観に対する影響低減を図りました。 本事業の実施に際しては環境保全措置として、風力発電機の塗装をRAL7035（ドイツ品質規格、グレー系）とし、影響の低減を図ってまいります。
377	景観	建設予定地周辺には大切な文化がある 亀嶺峠はご覧になったかと思うが、景勝の地である。頼山陽も絶賛して詩句を残している。 市民は初日の出を見るためにここに来る。地元の人々もぜんざいなどを振るまい歓待している。遠来の友人があれば、必ずと言って良いほどここを案内する。景観とも関連するが、ここで風車が見えては台無しとなる。見えてはいけない！ 石飛はお茶の産地である。鬼岳周辺を囲むように美しいお茶園が広がっている。水俣で最初に人が住み着いたところである。重要な遺跡が発見されている。風車の工事によっても新たな遺跡が出てくる可能性が高い。新たな開発は慎重に為されるべきである。 湯出の七滝は観光名所として知られる。トレイルランのコースともなっている。板状摂理の巨岩がむき	風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、亀嶺峠等からの景観に対する影響低減を図りました。 本事業の実施に際しては環境保全措置として、風力発電機の塗装をRAL7035（ドイツ品質規格、グレー系）とし、影響の低減を図ります。 遺跡については現在水俣市教育委員会へ相談を行っています。引き続き協議を行いながら、必要な対応を進めます。 風力発電事業は線的な事業であり、芦刈川の集水域に対して改変区域の範囲は広くないことや、沈砂池への濁水の滞留、切土盛土法面の緑化により濁水の土壌浸透を促す計画としていることから

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		出しとなって、滝が流れている。200 万年前の洪水安山岩（水俣創造の歴史）に直接触れることが出来る、感動の場所でもある。ここを流れる芦刈川の水量に影響は無いのか？枯れるようなことがあっては、大変！湯出地区住民の簡易水道の取水口もここにある。 何れにしても大きな影響が考えられるので、風車は無いのが一番と考えるが如何に？	水量に対する影響は小さいものと考えております。
378	景観	風力発電機、大規模工事による今ある景色・自然破壊への不安〈準備書 P1491～1545〉〈要約書 P52～71〉	風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、景観に対する影響低減を図りました。本事業の実施に際しては環境保全措置として、風力発電機の塗装を RAL7035（ドイツ品質規格、グレー系）とし、影響の低減を図ります。また、本事業の改変箇所は、主に尾根に近い場所にあり、他の事業に比べても改変面積も少なく、山の中腹部に造られた道路等と比べると自然環境への影響は小さいものと考えております。なお、管理用道路については既存の林道を活用することで、改変面積の最小化を図っております。
379	景観	亀嶺峠は水俣の宝です。見えないことが必須です。	風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、亀嶺峠からの景観に対する影響低減を図りました。
380	景観	景観について 「見え方」についての調査はあるが、その結果受けるであろう地域住民の心象風景はいかなるものか全く寄り添っていない。 「国破れて山河あり」「ふるさとの山に向ひて言ふことなし ふるさとの山はありがたきかな」人にとって山河は生存の証の土台である。 再生可能エネルギーは漠然とだが賛成だった。しかし、計画地の野山を歩き回るにつれて現計画は許されてはならないと思った。 山は単独ではあり得ず、里山も又しかり、海も又そうである。水がそれらを繋いでいる。全てが繋がって水俣という宇宙がある。その上に乗っかってアリのごとく人々の暮らしがある。 私たちにはこの穏やかな暮らしを守る権利がある。自然を守る権利がある。水を守る権利がある。その守るべき権利を捨ててまで、現計画に協力せねばならぬほどの理由があるか？ CO2 削減は山と川と海を守る事で充分達せられる。敢えて 20 年だけ風車を建ててどうする。 およそ、持続可能な策とは思えない。	景観については、対象とした視点場から調査を行い、フォトモンタージュの作成及び垂直見込み角の算出によって、予測・評価しています。また、風力発電機の設置位置を検討するにあたり、東側事業地の北西に設定していた風力発電機設置想定範囲を風力発電機設置位置の対象範囲から除外することで、風力発電機が視認される範囲を縮小させ、景観に対する影響低減を図りました。景観を含む環境影響評価の結果については、関係地区住民を対象とした説明会の中で改めて説明させていただき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めます。
381	景観	6. 景観については、その時々で変化するものと思うので、説明会であったように発電施設を含めた景観づくりを目指してもらいたい。周辺学校を含めて、市民などが見学や観光に繋がるような施設整理を希望します。	今後も、学校や市民の環境学習の場としての提供や、観光資源化など、ご地元、自治体等ともご相談しながら、皆様にご理解いただける事業となるよう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
382	人と自然との触れ合い活動の場	山の形を大きく変えることでの登山やハイキングなど山遊びへの不安（準備書 P539～671、1547～1590）	対象事業実施区域及びその周囲における、登山やハイキングルートへの直接の改変は行いません。さらには、登山口へのアクセスルートにおける工事車両の台数の低減を図ります。このことで、登山やハイキング等の山遊びへの影響の低減を図ります。
383	人と自然との触れ合い活動の場	「人と自然との触れ合いの活動の場の、調査についての意見・質問」 水俣市での住民説明会で「人と自然との触れ合いの活動の場」について（説明資料 P-7 0） 調査地点 5 地点、調査方法 5 月の大型連休時に利用状況についてアンケート実施した。との説明を受け、貴社の「要約書」P72～73 に記載された内容をみると、選定場所（4 か所）、調査日 令和 3 年（2021 年）5 月 9 日（1 か所 5 月 3 日） 時間 9 時～17 時 アンケートを実施。アンケート調査場所、訪問者、目的が夫々記載され、それをもとに評価もなされているが、次の通り調査について意見・質問を述べる。 質問・意見 1, 調査日を 5 月の大型連休時としているが、コロナ禍の中の調査で、令和 3 年の調査は 4 か所とも 5 月 9 日の 1 日であり、令和 4 年の 5 月 3 日は 1 か所のみであり、問題がある。なぜなら水俣の市民や、近郊の人たちは、亀齢峠、矢筈山頂、水俣の大滝、九州オルレ出水には、四季を通して年間数回登る（訪ねる）人がおり、観光・登山、その他で訪れる水俣以外の人も、コロナ禍でなければもっと多く訪れていたと思われる。 従ってコロナが落ち着いた今再度、数回調査すべきである。（調査不足）	各調査日とも利用者に対するアンケート調査が実施できており、施設の利用状況を把握する調査として問題ないと考えております。なお、九州オルレ出水コースでは、令和 3 年 5 月 9 日に調査を実施した際には来訪者が確認されなかったことから、令和 4 年 5 月 3 日に改めて調査を実施しています。
384	人と自然との触れ合い活動の場	「人と自然との触れ合いの活動の場の、工事用資材等の搬出入による影響」 貴社の住民説明会資料（P-12）に、資材等の搬出入に係る工事関係車両運行ルートが記載され、同上資料（P-71）の（2）、人と自然との触れ合いの場における 4 地点の予測対象時期、現況、工事関係車両、将来、増加率（%）等が記載されている。なお準備書の「要約書」（P-74）に調査、予測及び評価結果の概要が記載されている。そこで以下の意見・質問を述べる。 意見・質問 1, 工事関係車両の運行ルート（住民説明資料 P-12）にはルート 1, 2 が記載されている。これより頭石、招内川地域の工事車両、水俣大滝の運搬車両は、県道水俣出水線を通り国道 447 線へ出て出水に向かい、水俣・湯出線の（大森、江南町）の道路を通ることはないかと理解していいのか確認したい。 意見・質問 2, 県道水俣出水線を通るといことになれば、他の事業所の運搬車両と交錯、または重なる事はないのか？質問します。 意見・質問 3, 住民説明会資料（P-71）の各地点の予測結果で、亀齢峠から石坂川・越小場線は、造成時平日 99 台（増加率 139.4%）、土曜 85 台（149.1%）、矢筈岳コース、平日 503 台（257.9%）、土曜日 438 台（336.9%）となっている。運搬車両の数は片道の数字か、それとも往復の数字かを明らかにすべきである。（P-71）の数字が片道の数字なら、往復であれば 2 倍になる。	いただきました 5 つの質問・意見について回答します。 意見・質問 1 について、準備書に掲載のルート以外についても現在検討中です。評価書に向け引き続き検討を進めるとともに、工事関係車両の通行による影響の低減を図れるよう努めてまいります。 意見・質問 2 について、本事業の西側事業地と重複する範囲で別の風力発電事業が計画されていますが、本事業の対象事業実施区域を除く箇所のみで重複事業が実施されることは現実的ではないと考えており、重複事業の工事関係車両と重なることは無いと考えております。 意見・質問 3 について、交通量は往復の交通量を示しています。準備書ではその旨の記載がありませんでしたので、評価書では追記します。 意見・質問 4 について、ご指摘いただいたルートの車両は水俣市街方面へ北上することを想定しておりますが、準備書に掲載のルート以外についても現在検討中です。評価書に向け引き続き検討を進めるとともに、工事関係車両の通行による影響の低減を図るよう努めてまいります。 意見・質問 5 について、工事中において工事関係車両の増加により利用者の通行に支障を与えると想定される場合には、必要に応じ交通整理員などを配置し影響の低減を図ります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		意見・質問 4, 住民説明会資料(P-12)には、亀齢峠から水俣大滝コースもルートに入っており、同資料(P-71)では、将来 251 台(121%) との数字が記載され、水俣大滝の現況交通量は平成 27 年度全国道路・街路交通情報調査結果としたと記載。水俣大滝コースは、湯出線に出た後の運搬車両は、温泉の街中を通して県道水俣出水線に出るのか、それとも光明童園の下の道路を通るのかを明らかにすべきである。(要約書 P-74 には、走行ルートを複数設けるとなっている) 意見・質問 5, 貴社の「要約書」(P-74)評価の概要で一般国道 447 号、県道水俣出水線及び市道石坂川・越小場線の交通量は増加する。しかし環境保全措置を講じることにより、主要な人と自然の場への影響は小さいものと予測され、実行可能な範囲と評価し、地形改変および施設の、存在は予測の結果各地点の直接的な改変は生じず、各地点の現況の利用は阻害されないとしている。しかし亀齢峠、大滝、矢筈岳等の利用者を含め、付近住民への影響は大きく、建設中止を要求する。	
385	廃棄物等	・準備書 10.1.9-1 ページ 木くず、がれき類(コンクリート殻)の発生量は妥当なのか、根拠を示すべきである。仮置きしたうえで、中間処理場に搬入、再利用するとされているが、仮置き場所の構造と位置を説明すべきである。豪雨等で、仮置き場所からの流出防止が図られるのか、根拠を説明すべきである。 また、変電所、送電線網についての詳細が不明で、木くず等の発生量は増加するはずなので、発生見積もりをやり直すべきである。	木くずの発生量に関しては表 10.1.9-1 の注釈にお示ししたとおりの計算により算出しております。また、コンクリート殻については、最大発生量を想定して記載させていただきました。 仮置きする場合は、風力発電機設置ヤード等を想定しておりますが、適切な流出防止策を施します。
386	廃棄物等	準備書 10.1.9-1 ページ 木くず、がれき類(コンクリート殻)の発生量は妥当なのか、根拠を示すべきである。仮置きしたうえで、中間処理場に搬入、再利用するとされているが、仮置き場所の構造と位置を説明すべきである。豪雨等で、仮置き場所からの流出防止が図られるのか、根拠を説明すべきである。	木くずの発生量に関しては表 10.1.9-1 の注釈にお示ししたとおりの計算により算出しております。また、コンクリート殻については、最大発生量を想定して記載させていただきました。 ストック場所については、風力発電機設置ヤード等を想定しておりますが、適切な流出防止策を施します。
387	廃棄物等	・準備書 10.1.9-3 ページ 工事で発生する残土の見積もりが正しいことを示すべきである。管理用道路等のために切土が約 259 千m^3、盛土が 231 千m^3発生するとあるが、管理用道路について、どのような工事を行い、豪雨時の濁水の発生の有無など環境影響評価すべきである。 変電所、送電線網についての詳細が不明で、土地の改変を含む場合は残土の発生量は増加するのは確実なので、正しく評価すべきではないか。当然、残土発生量が増加すれば、搬出車両の台数も増加するので、関連する道路騒音等については、環境影響評価をやり直す必要がある。また、残土の仮置き場所の構造と位置を説明すべきである。豪雨等で、残土の仮置き場から濁水が発生しないか、環境影響評価をやり直すべきである。	管理用道路の標準断面図(例)は準備書の図 2.2-3 に示しています。管理用道路においては切土盛土法面の緑化を行い雨水の土壌浸透を促すことで、濁水発生の低減を図ります。なお、環境影響評価では、局所的な降雨(96.5mm/h)を想定し予測を行いました。現状の水の濁りから著しく濁りの濃度が上昇する結果とはなっていません。 変電所及び構内送電線の工事に伴う残土の発生も含めた上で、本事業による残土発生量を算出し、工事関係車両台数を整理しています。 残土の仮置きは、風力発電機設置ヤードを想定していますが、工事に伴い発生する掘削土を対象事業実施区域内に一時保管する場合は、適切な盛土高とするほか、降雨時等に土砂や濁水が流出しないように適切に雨水処理がされた範囲に仮置きを行います。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
388	公告・縦覧等	(6) アセス図書の縦覧方法について 貴社によるアセス図書の公開方法が不十分なため、地域の利害関係者に周知されていないことから、地域住民等が事業内容を十分に把握できず、事業実施後に地域で混乱が生じる可能性がある。それは配慮書の閲覧者の少なさからも危惧されるが、次の2点が問題と考える。 ①周知方法の問題点 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社および行政等での閲覧等に限らず、地域での回覧やポスター掲示、チラシ配布、その他の関係機関のHP上での掲載など、より多くの人に周知するよう最大限の努力をすべきである。	準備書の縦覧の周知につきましては、熊本日日新聞、南日本新聞、各自治体の広報誌に掲載するとともに、各自治体及び当社HPにも掲載し、できる限りの周知に努めました。ご指摘の周知方法が十分でなかった可能性につきましては、ご指摘を踏まえて、今後縦覧の方法について検討いたします。
389	公告・縦覧等	②閲覧方法の問題点 アセス図書の閲覧は、環境影響評価法により定められているとは言え、縦覧期間が1～1.5か月と短く、また縦覧場所も限られており、鹿児島県知事からの意見の通り縦覧期間を撤廃すべきである。縦覧期間内のインターネット上での閲覧は可能であるが、印刷もできないことは不便である。2000ページに及ぶアセス図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、作業の上で無理を要して現実的ではない。作成した意見書の内容の誤りの有無をアセス図書と整合して確認するのに、パソコン上では不合理である。アセス図書の内容が、実際の計画地の状況と齟齬がないかを地域住民や利害関係者等が精査できることこそが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域住民等との合意形成を図るうえで不可欠である。そのため、閲覧可能期間に限らず、縦覧期間後も地域の図書館などで、アセス図書を常時閲覧可能にし、また、随時インターネットでの閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきである。すぐにはアセス図書を常時公開することが難しいようであれば、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に紙媒体でのアセス図書を提供すべきである。 以上	図書に掲載されている事業計画は、今後の手続きにおいて環境影響に大きな変更を生じない範囲で修正する可能性があります。そのため、最新ではない情報が混在し、住民の方に対して事業計画に関する誤解を与える可能性があります。当社としましては、皆様へ迅速に情報をお伝えすることに限界のある中で、正しい情報を誤解無くお伝えするということを第一に考えております。 また当社としましては、計画について皆様へご理解を深めていただきたいと考えておりますが、一方で、図書を他目的に引用・悪用されることへの対応からも、ダウンロードや印刷ができないようにするなど扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めてまいります。
390	公告・縦覧等	御社の対応には誠意が感じられません。準備書の縦覧を期間を延ばして下さい、せめてHP上なら可能ではないかと申し出ましたが応じてもらえませんでした。 それでは、コピーや写真で記録できないかとも申し上げましたが、著作権を盾に断られました。理由はその後、訂正や変更があった場合に、誤った情報が残されてしまうとのことでした。 それでは伺いますが、準備書の訂正や変更があった場合、どのようにして公開するのですか？正確な情報を届ける義務があると思いますが。 事後調査もどのような形で公開されるのか、私は知りません。教えて下さい。 地元、水俣市民は準備書の情報をほとんど知りません。これで、「住民との合意がないまま計画は勧めません」豪語出来ますか。きちんと知らせるべきは御社の最低の責任だと思います。後述しますが、計画地周辺の住民への丁寧な説明は必須ですが、予定には入っていません。同処を見て仕事をされていますか？住民をしっかりと見て下さい。誠意を見せて下さい。	準備書の縦覧期間については、環境影響評価法に則り設定させていただきました。 当社としましては、計画について皆様へご理解を深めていただきたいと考えております。一方で、図書を他目的に引用・悪用されることへの対応からも、ダウンロードや印刷ができないようにするなど扱いを制限させて頂いているところではありますが、引き続き、環境影響評価手続に定められたルール・スケジュールの中で、図書の内容について皆様にご確認ご理解が頂けるよう最大限努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
391	公告・縦覧等	説明会に参加しましたが、その説明会のお知らせの記事を新聞で見たのですが、その文字の小ささに驚きました。見ようと思う大きさではない。 また、文面が難しい。あそこでお知らせしました。やるべき事はやりました。という意志を感じます。 また、説明会での意見のくい違い、まったくわからなかったし、住民の不安や疑問について聞ける場ではありませんでした。出された疑問について答える場、話し合える場を納得できる型で行う必要があります。 自然についてですが、一旦壊した自然はもとには戻りません。昆虫や、鳥、動物。住み家を追われ鹿や猪が、今でもよく見られるようになりました。私たちが動物の住み家を壊すのは反対です。立ち入るべきではない場所があると思います。	新聞紙上で掲載できるスペースが限られていることから、文字が小さくなってしまいました。環境影響評価図書の縦覧及び住民説明会の開催に関しては、新聞の他、各自治体の広報誌やHP、当社HP等、さまざまな媒体を通じて、皆様へ広く周知してまいります。 環境影響評価結果については、関係地区住民を対象とした説明会の中で改めて説明させていただき、本事業に対するご理解を深めていただけるよう努めてまいります。 動物については、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行いました。また、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討しましたが、今後はこれらの環境保全措置を確実に実施し、影響の回避・低減に努めてまいります。
392	公告・縦覧等	・市民が知らない人が多いのにすすめてはいけない	本準備書につきましては、熊本日日新聞、南日本新聞、各市広報誌等を通じて縦覧並びに住民説明会のお知らせを行うとともに、各市において住民説明会を実施しました。 今後とも、十分な周知に努めてまいります。
393	説明会	計画公開について 市の広報誌や、新聞等で広く住民に公開していると説明されるが、出水市、水俣市、伊佐市の住民のどのくらいがこの計画を知っているのか？住民の反対を押し切ってまでは建設しない」と何回か説明されたが、果たして知らない住民が多いのに反対も賛成もないだろう。SDGS 再生可能エネルギーと言えばあたかも環境に良いことを計画しているように聞こえるが、こんな田舎町の小さな山の尾根にこんな計画を立案するとはこの町の住民を無視していると思える。環境にとって本当に良いことなのかを判断するのはこの地域の住民であって、もっと何回もあちこちで説明会をしてほしいし、広く広報してほしい	準備書の縦覧の周知につきましては、熊本日日新聞、南日本新聞、各自治体の広報誌に掲載するとともに、各自治体及び当社HPにも掲載し、できる限りの周知に努めました。ご指摘の周知方法が十分でなかった可能性につきましては、ご指摘を踏まえて、今後縦覧の方法について検討いたします。 今後もしもご地元の方々の疑問やご不安等について、真摯にお答えさせていただきたいと考えており、いただいたご意見については、必要に応じて事業計画に反映させるとともに、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。
394	説明会	御社の対応には誠意が感じられません。 5月18日の住民説明会はひどいものです。アセス法では説明会は一回でよろしいとなっているのか？膨大な準備書に目を通して参加したものはどれ位いたか？理解を深めるには尋ねることしかない。問うことしか出来ない。 1時間30分の説明の後、質疑応答が30分。さすがに30分は延長したものの、あまりにも時間が少ない。私は挙手し続けたが質問の機会はなかった。 時間切れとなったので、会場から改めて説明会、又は意見交換会を求める意見があり、御社は応じると回答された（録音した記録がある）。地元紙の記事にもその旨掲載された。説明会の開催を申し入れたが、未だ具体策は示していない。意見書の〆切りまで残り一週間。確認したら意見書の〆切りには間に合わないというではないか。7月に入ってからと言う。意見書〆切り前に地元住民に計画を説明しない。方法書段階では、こまめに説明会をしている。コロナ禍を押して。今回は何故やらなかったのか？この計画が、地元住民にとって幸せをもたらすものという自信が無いからからだと思うが、いかに。	環境影響評価法に定める住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。 説明会ではできるだけ多くの方にご発言いただく機会を設けたいと考えておりましたが、まずはご地元の方を優先してご指名させていただきました。また、多くの方に挙手いただいておりますが、会場の開館時間と片付けに要する時間を考慮し、質疑応答の時間を延長するとともに、その時間内で可能な限り質疑に応じさせていただきました。 方法書に関する説明会については、多数の皆様の市または県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言及び当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。なお、中止と致しました説明会に代わり、令和3年4月13日に伊佐市、同年同月14日に出水市、同年同月15日に水俣市で自主説明会を開催させていただいた次第です。 なお、今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様準備書の内容を含む事

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
			業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を調整しております。
395	説明会	「（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」を縦覧しましたが、環境保全の見地から、準備書の「方法書についての意見と事業者の見解」において、私が提出した方法書の意見〔準備書 6-18（346）ページ〕に対する貴社の見解を十分に理解をすることができません。 事業者の見解中に示された〔準備書 6-18（346）ページ〕「環境影響評価の結果については、今後説明会を開催し、十分にご理解をいただけるようにコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。」という見解について、2023 年 5 月 18 日に水俣市で開催された説明会では「十分にご理解を得られるコミュニケーション」は図られませんでした。 私も参加しましたが、十分に理解を得たいという、会場住民からの質問の挙手がまだ上がっており、会場を借りている時間は 22 時までまだ猶予はありましたが、貴社の進行により終了されました。その内容は熊日新聞が伝えている通りです。記事の内容は、『予定の 2 時間を過ぎても質問は尽きず、参加者は「意見交換会を別に設けてほしい」と要望。同社は「住民の理解がないと事業は進められない。関係当局と相談し、意見を聞く場を設けたい」と応じた。説明会に先立ち、市民グループは計画の白紙撤回を求める意見書を 7629 筆の署名を添えて同社に提出した』（2023 年 5 月 20 日付熊日新聞朝刊）。しかしながら、後日、意見を聞く場を書面にて要望したにも関わらず、貴社からの回答により、意見を聞く場は実現しませんでした。2023 年 6 月 26 日現在意見を聞く場は設けられておりません。 この状況は「環境影響評価の結果については、今後説明会を開催し、十分にご理解をいただけるようにコミュニケーションを図ってまいりたいと考えております。」と矛盾してはいませんか。コミュニケーションを図り、ご回答ください。	環境影響評価法に定める住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。 説明会ではできるだけ多くの方にご発言いただく機会を設けたいと考えておりましたが、まずはご地元の方を優先してご指名させていただきました。また、多くの方に挙手いただいておりますが、会場の開館時間と片付けに要する時間を考慮し、質疑応答の時間を延長するとともに、その時間内で可能な限り質疑に応じさせていただきました。 なお、今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様へ準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を調整しております。
396	説明会	風車の設計計画が市民に周知徹底されていないと思います。もっと知らせる努力をして下さい。住民説明会は質疑応答が尽くされたとは言えません。	環境影響評価法に定める住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。 今後は、関係地区住民を対象とした説明会を調整しております。 また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
397	説明会	・住民説明会にしっかりとこの工事の責任者を呼んでほしい	2023 年 5 月に開催した住民説明会には本事業の開発責任者が出席しておりました。
398	説明会	・説明会で反対意見をいわずにさうな人にだけあてるのはなんでだ？ ・説明会で特定の人物をマークして無視したのはなぜか？	説明会ではできるだけ多くの方にご発言いただく機会を設けたいと考え指名しておりましたが、時間の関係上、ご地元の方を優先とさせていただきました。なお、ご発言の中には反対意見も含まれており、ご指名する際に人を選ぶようなことはしていないことはお判りいただけるかと思います。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
399	説明会	5月18日の説明会に参加した者です。 当日は、十分な質疑応答の時間が確保されず、再び説明会及び意見交換の場が設けられるということは、熊本日日新聞でも報道されている通りです。 しかしながら、住民からの正式な意見が提出できる準備書の縦覧中には結局行われず、延ばし延ばしにして逃げきるような態度をされていること、誠実な対応が全く感じられません。“住民との合意がないままで計画を進めることはしない”という貴社の説明に相反するものを感じています。 このまま事業を進められることに深い懸念を抱きます。	今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を開催させていただく予定です。
400	説明会	私は水俣の環境への影響が不安で仕方ありません。また説明会を開いてください。いつ、開いていただけますか？いつまでにそのお返事をいただけますか？ 以上のお答えを、私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	環境影響評価法に定める住民説明会については、各自治体にもご相談させていただきながら、回数や場所の設定を行いました。 今後は、関係地区住民を対象とした説明会を調整しております。 また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。
401	説明会	●コロナで説明会が中止になったので、もっと細やかに説明会を開催してほしいと思います。そして説明を充分にして、住民の意見を聞いてほしいと思います。 ●私の周りでも反対意見ばかりです。説明会に行けなくても反対の人が多くいる事を知ってもらいたいです。	方法書に関する説明会の開催については、多数の皆様市のまたは県をまたぐ往来が考えられ、緊急事態宣言及び当該・周辺自治体における新型コロナウイルス感染状況を鑑み、開催による更なる感染拡大を招く恐れがあったことから、やむを得ず中止と致しました。 なお、中止と致しました説明会に代わり、令和3年4月13日に伊佐市、同年同月14日に出水市、同年同月15日に水俣市で自主説明会を開催いたしました。 なお、今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を開催させていただく予定です。
402	説明会	2020年12月に配布された貴社「説明会のご案内」に「事業実施には地域の皆さまのご理解ご協力は不可欠であると考えております。決して皆さまのご理解ご信頼のない中で、事業を進めることは致しません。」とあります。その通りです。理解と信頼が、得られるまで、ご説明、話し合いをしてください。地域とは水俣芦北全域です。	今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を開催させていただく予定です。
403	説明会	●山の広範囲を工事することで「現在まで調和されていた自然のしくみ」が大きく変化するため、自然災害による大規模被害発生リスクが高まるのではないかと不安。 住民に対する説明については「興味関心がある人」「説明会開催日に参加の都合がつく人」しか受けることが出来ていない。市報等で大きく掲載し住民全体に周知する必要があるのではないかと？意見を訴える機会が平等に与えられていない事に違和感を感じる。 「やってみなければ解らない」という無責任さを感じる。住民は実験台ではない。 「元に戻せないものは壊してはならない」	準備書の縦覧の周知につきましては、熊本日日新聞、南日本新聞、各自治体の広報誌に掲載するとともに、各自治体及び当社HPにも掲載し、できる限りの周知に努めました。 なお、今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を開催させていただく予定です。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
		広範囲かつ大規模な設備の必要性が解らない。もう少し規模を縮小することは出来ないのか？この規模にする理由が不明瞭。 「やった者勝ち」「知る努力をしないから」など、汚い大人のやり方で、子供たちの未来に関わる環境破壊をして良いのか？ 子供たちの意見を聞く努力をしたのか？説明をしたのか？責任を取れるのか？ 今回、風力発電事業を計画されている企業の代表の方がお住まいの地域、自宅付近にウィンドファームをお造りになられたら、どのような気持ちになるのか？お聞かせ願いたい。 ●説明会以外にも周知する方法はないか？ ●実験台にしないほしい。 やってみてダメだった場合、元に戻せない。	
404	説明会	風力発電計画の情報が市民に適切に伝えられているかどうかお答えください。：適切でない	準備書の縦覧の周知につきましては、熊本日日新聞、南日本新聞、各自治体の広報誌に掲載するとともに、各自治体及び当社 HP にも掲載し、できる限りの周知に努めました。 なお、今後、各自治体ともご相談させていただきながら、関係地区の皆様準備書の内容を含む事業計画についてよりご理解いただくため、関係地区住民を対象とした説明会を開催させていただく予定です。
405	説明会	九州であろうと北海道であろうと、自然エネルギーを標榜する会社と行政との関わり合いは同じ。説明会等に行政側が出席して反対住民の声をとらえていない。特に水俣は過去に多くの過ちがあった事に反省はないのだろうか。私達が後世に残せる物は、美しい自然と安心な水、豊かな農、心ゆたかな繋がり。新しい事柄はよく文献等考慮して慎重に行ってほしい。	ご懸念については、十分に承知させていただいております。本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り低減に努めていくとともに、その他、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許可基準等を満足する計画を検討いたします。 また、引き続き疑問やご不安等についても、真摯にお答えをさせていただきたいと考えており、準備書の内容を含む事業計画につきましては、今後、地域の皆様へご理解を賜りたくご説明を尽くさせていただきたく考えております。 なお、いただいた意見書については、環境影響評価法に則り、意見の概要としてとりまとめるとともに、当該意見に対する事業者の見解を都道府県知事及び関係市町村長に提出させていただきます。
406	説明会	全く住民の意見を聴く姿勢がない！！ この意見書も、環境の保全の見地のみに限定している事そのものがおかしい	本環境影響評価は環境影響評価法に基づき行われているものであり、同法第 18 条に則り、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する方から意見書をご提出いただきました。また、住民説明会においても同様に、環境の保全の見地からの意見を有する方からご意見をいただいております。今後も、関係地区住民を対象とした説明会の開催等により可能な限り丁寧な説明を行い、地域住民や関係自治体の理解を得よう努めてまいります。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
407	事後調査	会社からの説明会で、野生動物への影響を質問した時、風車建設中、もしくは設置後に再調査するとの回答があったが、一度失った命、生息地というものは戻らない。 現在の会社での調査資料では調査不足だけである。	施設の稼働による環境影響を把握するため、事後調査として、バットストライク・バードストライクに関する調査と風力発電機に対する渡り鳥の応答に関する調査を実施します。事後調査を実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家等の指導を受け、環境影響の状況に応じてさらなる環境保全措置を検討いたします。 なお、動物に関する調査に際しては、方法書審査や国の審査での指摘を踏まえるとともに、必要に応じて専門家等の意見を聴取し、適切に調査、予測及び評価を行いました。
408	事後調査	5. 工事实施に係る事後調査については、発電所アセス省令、第31条第1項の規定により次のいずれかに該当する場合において、実施することとされているが、しなくても良いとは判断できない。準備書段階では予想値であり環境保全措置を確実に実行されたことの値であるため、「概ね項目に該当せず。」と、自己判断するのではなく、第三者等の環境保全措置の確認や科学的データを示すことで、地元住民との信頼関係が続けられるのではないかと思います、「供用開始後」に事後調査を定期的に行うことを要望します。	騒音や超低周波音、振動、水の濁りに関する予測については、科学的知見の蓄積が豊富であり、予測の不確実性は小さいものと考えております。また準備書に記載した、効果的で実効性のある環境保全措置を確実に実施いたします。これらのことから、事後調査は実施しないこととしました。なお、科学的知見の蓄積が乏しく、予測に不確実性を伴う項目については、準備書での記載内容を踏まえて、適切に事後調査を実施します。なお、事後調査の結果により、追加的な環境保全措置が必要と判断される場合には、専門家等の指導を受け、検討・実施いたします。これらについては、事業者の判断を準備書に記載していますが、準備書の審査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。
409	事後調査	準備書を読んでもみると、環境への影響が懸念される結果について、「風力発電機設置後に調査を実施し、著しい影響が想定される場合は・・・」という文言が決まり文句のように書かれている。 調査結果に関係なく、問題があれば、建設後に対応するという「建設ありき」、事業者の考えからは、誠実さを全く感じる事ができない。また、これは、「重大な環境影響を未然に防止する」という環境アセスメント法の目的にも反する考えである。 建設後に調査を要する結果がでた項目については、建設前により詳細な方法での再調査の実施を求めたい。	調査、予測及び評価の結果、重大な環境影響が予測される場合は、未然に防止するための環境保全措置を検討しております。ただし、予測に不確実性を伴うバードストライクやバットストライク、移植後の重要な植物の生育状況については、予測に反する結果となる可能性があります。そのため、これらの項目については事後調査を実施し、環境の影響の程度が著しいことが明らかとなった場合、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じて、さらなる効果的な環境保全措置を検討することとしております。 なお、準備書に記載の環境保全措置の内容については専門家に提示しご了承を得ております。このことにより、実行可能な範囲での環境影響の低減を図ってまいります。
410	事後調査	・なぜ？他の学会や協会からきている意見を公表しない？	本環境影響評価の配慮書及び方法書に対して提出いただいた住民等（学会や協会含む）の意見の概要と事業者の見解は、方法書7章、準備書6章、準備書12章に掲載しております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
411	その他	開発行為が行われる時、水俣病を経験した私たちが一番に考えることは、環境や人権、安心安全な暮らしを侵害することはないのかということ。水俣病事件は、一度起きてしまうと元には戻らないことが、いかに多いかということをお教えしています。起きてからでは遅いので、慎重に検討するというのが、水俣の予防原則です。人の健康または生態系に重大かつ回復不可能な影響を及ぼすおそれがある事態に対しては、科学的知見に不確実性があっても、未然に防止することを基本とするのが予防原則です。 この原則を守る事が前提だとすると、今回の計画はその趣旨から大きく逸脱しています。準備書では、やってみないと分からない、建ってみないと分からない、そういう事が随所に出てきています。この準備書はあちこち穴だらけで評価できません。	どこまでを予防の閾値として設けるかは、ご地域ごとの考え方にもよるため、今後も住民の皆様のご意見を伺い、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。 なお、準備書については、国等により定められたマニュアルや最新知見、専門家等の助言を踏まえ、できる限り客観的かつ科学的な検討に努めました。一方で、十分な知見が無く、不確実性を伴う点は否定できず、その点については、事後調査を行った上で、環境影響が著しいと判断される場合には、専門家等の助言を受けて、さらなる環境保全措置を講じるなど、できる限りの環境影響の低減に努めながら、事業を進めてまいります。
412	その他	5月18日の説明会に参加した者です。 参加者からは、予防原則についての意見・質問が出ました。環境や人権、そして安全な暮らしは、問題が起きてしまってからでは遅く、『やってみないと分からない』では困るというものです。貴担当者からは、どのレベルに予防原則を置くかは地域によって違うものである。とのコメントがありました。であれば、尚更のこと、ここ水俣は、他地域と比べてその基準はより高いものを持っているはずで、「水俣病」を経験したこの地に暮らす私たちの気持ちを汲み取っていただけるのであれば、ここではさらに強い予防原則が求められているということ、そのことをもっと認識していただきたいと思います。 このまま事業を進められることに、深い懸念を抱きます。	どこまでを予防の閾値として設けるかは、ご地域ごとの考え方にもよるため、今後も住民の皆様のご意見を伺い、本事業についてご理解いただけるよう努めてまいります。 なお、準備書については、国等により定められたマニュアルや最新知見、専門家等の助言を踏まえ、できる限り客観的かつ科学的な検討に努めました。一方で、十分な知見が無く、不確実性を伴う点は否定できず、その点については、事後調査を行った上で、環境影響が著しいと判断される場合には、専門家等の助言を受けて、さらなる環境保全措置を講じるなど、できる限りの環境影響の低減に努めながら、事業を進めてまいります。
413	その他	・環境破壊によって犠牲となった水俣市民を再び犠牲になることを危惧します。 ・民間企業まかせで、国県市の責任の所在が不明確である。明確にする必要があると考えます。	ご懸念については、十分に承知させていただいております。本環境影響評価手続きを通じて、環境への影響について、できる限り低減に努めていくとともに、その他、関係機関のご指導を仰ぎながら、災害防止に十分配慮し、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討いたします。 なお、いただいた意見書については、環境影響評価法に則り、意見の概要としてとりまとめるとともに、当該意見に対する事業者の見解を県知事及び関係市長に提出させていただきます。関係市長の意見も踏まえて作成される県知事意見や環境大臣意見、経済産業大臣勧告を受けて、環境影響評価の手続きを進めさせていただきます。なお、事業実施にあたっては、国や関係自治体が定める各種法令に従い、適切に計画を進めさせていただきます。
414	その他	熊本県による「水俣・芦北地域振興計画」の基本理念に反すると思われます。	風力発電機の輸送に伴い設置した一級林道を用いた森林施業や風力発電所の建設や維持管理による地元業者の活用等は、「水俣・芦北地域振興計画」の基本理念である「地域の資源を活用し、環境と共生する持続可能な地域づくり」に沿うものと認識しております。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
415	その他	御社の不明な対応についての問いです。 中村様へ 令和3年4月15日に市民に対して風力発電の説明会がありましたが、前もって市議会議員数名に説明があったようですが、なぜ市民と一緒に他の議員も同時に出来なかったのか、また市議会議員の誰と誰に説明したのか理由を明らかにして欲しい	ご地域の皆様に計画についてご理解いただけるようこれまでも努めてまいりました。ご地域への説明の中で、ご要望を頂いた際には市議会議員の方にもご説明をしてまいりました。今後も、皆様のご理解をいただけるように説明に努めてまいります。
416	その他	○事業者と水俣市及び地元住人との協定の件ですが、仮に協定を締結することになりましたら、「1. いつでも、水俣市及び地元住人による風力発電に係る施設内の立入り調査を認める。2. 1の調査で、地元住民への被害などが起こる恐れがあった場合は、事業者はただちに被害防止に努める。3. 2の被害防止ができなければ、風力発電を撤去し、元の状態に戻す。」との、1のみでも、協定書に入れたらどうでしょうか。この調査から、土砂崩れや土台のコンクリートのひび割れ、それに、騒音や低周波音などを調べることで、地元住民の方々への被害を防止することができるのではないのでしょうか。工事の時には、この工事に立ち会うことができるようにしたらどうでしょうか。 お袋の介護をしながら、ご無理なことを書いてしまい、ちょっと待った！水俣風力発電の会のみなさまにご迷惑をかけるようで、申し訳ありません。	ご意見ありがとうございます。発電所への立ち入りに関しては、電力設備の保安上の理由からいつでも調査立入を認めることは難しいですが、ご地域の方々の不安解消に向けてどのような事ができるか検討してまいります。
417	その他	① 公正な環境アセスメントであるのか疑問があります。	法令に基づき、監督官庁のご指導いただきながら手続きを進めさせていただいております。
418	その他	③ 執行役員体制を拝見して大変驚きました。殆どの役員が原子力事業の役員ですが、官僚から天下っていらっしゃる方も複数存在します。福島第一原発事故の責任を誰もとっていませんが、原子力事業に深く関わっているこれらの役員には、原子力工学の学びをされている方は、皆無です。法学、経済又は経営学を納めたとしても風力発電についての現実と予測を発言し住民を納得させる知見があるとは思えません。 再びの水俣の悲劇と災厄をつくらないで頂きたい。	風力発電設備の建設・保守運営にあたっては、土木・建築・電気等の多岐にわたる分野での知識が必要とされます。当社では各分野に精通した社員が複数おり、風力発電設備の建設から保守運営まで当社で管理しております。また、これまで20年以上に渡り全国で風力発電事業を行ってきた知識と経験もあります。地域の皆様にご理解いただけるよう安全・安心な設備の建設・保守運営に努めてまいります。
419	その他	令和5年6月20日 3年前の意見書延出の時に、水俣市の防災訓練への見学、参加を提案しましたが、実行されましたか？今年から毎回、見学、参加して下さい。感想も、ぜひ聞かせて下さい。	今後、関係機関からのご指導を仰ぎながら、防災面・安全面の許認可基準等を満足する計画を検討します。
420	その他	*全国の今、風力発電が行っている所（できれば長く使っている所）への見学出来るツアーや研修を企画していただきたい。 20年、10年風力発電を行っている所の近隣住民の人へのアンケートなどの公表、インタビュー（200m、対面など）をさせていただきたい。 ⇒（環境の変化、健康被害への不安をなくすために） ⇒強く希望します!!よろしくお願いします!!	事業の実施にあたっては、地域住民の皆様のご理解が不可欠と考えております。 今後の環境影響評価や、各種許認可手続き、地域住民の皆様からのご意見を踏まえ、引き続き、適切な事業計画の検討を進めるとともに、十分な理解を得られるようなコミュニケーションを図っていきたくと考えております。
421	その他	事業の責任者の方々は、もしも、もしも万が一、ここに建てるとしたら初めからこの場にすみついて下さい。 机上の論理ではなく!!	建設・保守管理にあたっては、現地に事務所を設けます。

No.	分類	一般意見の概要	事業者の見解
422	その他	高岡水俣市長様へ これだけ大きな事業なのに、地方公共団体としての水俣市の姿が見えません。 一見、公平な立場をとっているようだが、企業とのつながりで反対できず、癒着を疑われるので賛成もできずといったところでしょうか。 企業への問いかけを一般市民だけに押し付けている姿に驚きです。 市長が先頭に立って、全市民の意見を吸い上げる活動に着手する姿勢はないのでしょうか。5月1日の水俣病犠牲者慰霊式の祈りの言葉は飾りだったのでしょうか。今一度あの言葉をかみしめてください。	本事業について関係自治体とご相談させていただきながら進めてまいります。
423	その他	生物多様性企業活動ガイドラインの研修及び水質第1種公害防止管理者ライセンス所得者を電源開発側は養成下さい	今後も事業に係る知識・知見の習得に努めます。
424	その他	自然をこわす風力発電は絶対反対です。 水俣病事件の教訓を学んで下さい。	環境影響評価手続き及びその他の許認可手続きを通じて、環境への影響に配慮し、よりよい事業にしていきたいと考えております。また、災害や安全面に対しても、法令等を遵守し、皆様の安全・安心に努めてまいります。 今後とも、ご地元と丁寧の説明、コミュニケーションを取りながら、ご理解いただける事業としていきたいと考えております。
425	その他	会社は合同会社と伺っています。 合同会社は損害賠償が発生しても資本金以上の補償はしなくてよいと聞いたことがあります。 仮に土砂災害等が起きてしまった時、合同会社で、どう対応されますか？「仮定」なのでお答えできない、はなしでお願いします。 以上のお答えを、私達素人にも理解できますよう、わかりやすく、具体的な数値、日程をあげて御説明下さい。	本事業者は、合同会社ではなく株式会社で実施することで考えております。 万一、本事業に起因して何らかの被害が発生した場合には、適切に対応してまいります。
426	その他	*御社が熊本県内に持つ瀬戸石ダムでは、堆砂を除去するよう県と国から指導がありましたが、従いましたか？ *いつ堆砂を除去しますか？	本意見書は、(仮称)肥薩ウインドファームに係る意見を募集しております。 瀬戸石ダムについての詳細は当社ホームページをご参照ください。
427	その他	大関山風力発電は地下水が久木野方面に流れなく成る、大浦川から地下130m～150mぐらいの所からポンプアップして飲料水にして居ります 田んぼの水も同じ又水俣市の水道も久木野川か水俣市内全部使用して居り困った事に成ります 又土石流が流れて来ると人家が流される可能性も有、全体反対します 何百年何千年もきれいにして置ります山がこわれてしまう動物植物も同じ風力の影響で住む事も出来なく成り水俣病のいのちのまいに成り会社も成り立たなくと思います 海上風力にして山の方はやめてもらいたい ソーメン流しも出来なく成るでしょう、ぜったい反対!!ぜったい反対!! 企業の利益ばかり考えないで福島原発は困ったものです	本意見書は、(仮称)肥薩ウインドファームに係る意見を募集しております。 他社風力事業に関するご質問はお答え出来かねます。

環境影響評価準備書縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、(仮称)肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき、説明会の開催について、次のとおりお知らせします。

事業者の名称 電源開発株式会社(代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号)

対象事業の名称(対象事業の種類、発電設備出力) (仮称)肥薩ウインドファーム風力発電(陸上) 最大十二万九千キロワット

■対象事業実施区域 鹿児島県出水市及び伊佐市、熊本県水俣市

■鹿児島県出水市及び伊佐市に係る環境影響を受ける範囲 鹿児島県出水市及び伊佐市、熊本県水俣市

①縦覧場所 鹿児島県出水市役所環境課、出水市役所本庁1階生活環境課、出水市役所野田支所1階エントランスホール、出水市役所1階市民課前、熊本県庁本館1階情報プラザ、水俣市役所1階ロビー、水俣市立図書館1階受付、水俣市立総合体育館2階ロビー、水俣市総合もやい直しセンター、おれんじ館、水俣市久木野ふるさとセンター、愛林館、水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」1階休憩所、水俣市東部センター葛彩館

②縦覧時間 令和5年5月10日(水)～令和5年6月9日(金) 縦覧時間 各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる

③電子縦覧 <https://www.jpover.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

④説明会の開催日時・場所 令和5年5月18日(木) 18時30分 水俣市総合もやい直しセンター

令和5年5月23日(火) 18時30分 もやい館(水俣市牧ノ内3番1号)

令和5年5月25日(木) 18時30分 伊佐市文化会館小ホール(伊佐市大口鳥巣305番地)

令和5年5月25日(木) 18時30分 マルメエ音楽ホール出水(出水市文化町23番地)

■意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をもちたい方は、書面により提出することができます。

①提出方法 氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所(熊本県庁を除く)に設置された意見書箱への投函により提出してください。

②提出期間 令和5年5月10日(水)～令和5年6月26日(月)

■意見書提出先 お問い合わせ先 電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 陸上風力事業部 開発室(開発第二)

TEL 03-3546-9600(午前9時から午後5時まで、土日・祝日を除く)担当：戸松、谷口、若林

環境影響評価標準備書縦覧及び住民説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、〔仮称〕肥薩ウィンダムファーム環境影響評価準備書を次のとおり縦覧します。また、同法に基づき、説明会の開催について、次のとおりお知らせします。

事業者の名称
電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）
対象事業の名称（対象事業の種類：発電設備出力
〔仮称〕肥薩ウィンダムファーム風力発電（陸上） 最大十二万九千キロワット）

■対象事業実施区域
熊本県水俣市 鹿児島県出水市及び伊佐市
熊本市に属する環境影響を受ける範囲
熊本県水俣市 鹿児島県出水市及び伊佐市

①縦覧場所・熊本県庁本館1階情報プラザ、水俣市役所1階ロビー、水俣市総合市民センター、水俣市立総合体育館2階受付前、水俣市南部もやい直しセンター もやい館2階受付前、水俣市南部もやい直しセンター おれんじ館、水俣市久木野ふるさと交流センター 愛礼館、水俣市湯の鶴温泉保健センター はるかの湯1階休憩所、水俣市東部センター葛城健康センターはるかの湯1階休憩所、水俣市西部センター生活環境課前出水市役所高尾野支所1階エントランスホール、出水市役所田支所1階エントランスホール、伊佐市役所大口庁舎1階市民課前

②縦覧時間・令和5年5月10日（水）～令和5年6月9日（金）総覧時間・各縦覧場所の開庁日・開庁時間に準ずる

③電子縦覧・<https://www.power.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和5年5月18日（木）18時30分
水俣市総合もやい直しセンター
令和5年5月23日（火）18時30分
伊佐市文化会館小ホール（伊佐市大口鳥巣305番地）
令和5年5月25日（木）18時30分
マルメ音楽ホール出水（出水市文化町23番地）

■意見書の提出
環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をもちたい方は、書面により提出することができます。
①提出方法・氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送（当日押印有効）又は縦覧場所（熊本県庁を除く）に設置された意見書箱への投函により提出してください。

②提出期間・令和5年5月10日（水）～令和5年6月26日（月）

■意見書提出先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
陸上風力事業部 開発室（開発第一）
TEL 03-3546-9600（午前9時から午後5時まで）
で（土日・祝日を除く）担当：戸松、谷口、若林

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ

2023/05/10 9:15

(仮称) 肥薩ウインドファームにおける風力発電事業 | 風力発電事業に係る環境影響評価手続き | J-POWER W * R 電源開...



J-POWERグループ

お問い合わせ JP | EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

サステナビリティ

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

[ホーム](#) > [サステナビリティ](#) > [環境 \(E\)](#) > [環境アセスメント状況](#) > [風力発電事業に係る環境影響評価手続き](#) > (仮称) 肥薩ウインドファームにおけ

[サステナビリティ](#)

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

(仮称) 肥薩ウインドファームにおける 風力発電事業

|(仮称) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価準備書 (以下、「準備書」)

準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

準備書及び要約書は2023年6月9日まで閲覧が可能です。なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・ [「\(仮称\) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価準備書」の届出及び縦覧について \(PDF:132KB\)](#)
- ・ [表紙・目次](#)
- ・ [第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)
- ・ [第2章 対象事業の目的及び内容](#)
- ・ [第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)
- ・ [第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)
- ・ [第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)
- ・ [第6章 方法書についての意見と事業者の見解](#)
- ・ [第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)
- ・ [第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)
- ・ [第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)
- ・ [第10章\(10.1.1\) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 \(大気環境\)](#)
- ・ [第10章\(10.1.2\) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 \(水環境\)](#)
- ・ [第10章\(10.1.3\) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 \(その他の環境\)](#)
- ・ [第10章\(10.1.4\) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 \(動物\)](#)
- ・ [第10章\(10.1.5\) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 \(植物\)](#)

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/viro/t/assess/t/wi/hisatsu.html>

2023/05/10 9:15

(仮称) 肥薩ウインドファームにおける風力発電事業 | 風力発電事業に係る環境影響評価手続き | * - - x W + R 電源開...

- 第10章(10.1.6) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果(生態系) [🔗](#)
- 第10章(10.1.7) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果(景観) [🔗](#)
- 第10章(10.1.8) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果(人と自然との触れ合いの活動の場) [🔗](#)
- 第10章(10.1.9) 環境影響評価の結果 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果(廃棄物等) [🔗](#)
- 第10章(10.2) 環境影響評価の結果 環境の保全のための措置 [🔗](#)
- 第10章(10.3) 環境影響評価の結果 事後調査 [🔗](#)
- 第10章(10.4) 環境影響評価の結果 環境影響の総合的な評価 [🔗](#)
- 第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 [🔗](#)
- 第12章 その他環境省令で定める事項 [🔗](#)
- 資料編 [🔗](#)
- 要約書 [🔗](#)
- ご意見記入用紙(PDF:145KB) [📄](#)

(仮称) 肥薩ウインドファーム 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)

方法書の閲覧は2021年3月4日に終了しました。

- (仮称) 肥薩ウインドファーム 住民説明会の開催について(ご案内)(2021年4月1日付け)(PDF:143KB) [📄](#)

(仮称) 肥薩ウインドファーム 計画段階環境配慮書(以下、「配慮書」)

配慮書の閲覧は2020年7月15日に終了しました。

お問い合わせ先

電源開発株式会社 陸上風力事業部

TEL: 03-3546-9600(平日9時~17時)

おすすめコンテンツ



3分でわかる! J-POWER
J-POWERってどんな会社。J-POWERの事業や歴史についてでんき犬がわかりやすくご紹介します。



株主・投資家の皆様
J-POWER(電源開発株式会社)の「株主・投資家の皆様」についてご紹介します。

https://www.jpowers.co.jp/sustainability/viro/ass/ss/01/wi_hisatsu.html

環境影響評価について

環境影響評価とは、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境へて、調査・予測・評価を行うとともに、その方法及び結果について住民や自治体の意見を聴き、それらを踏まえて、環境の保全につ

するための制度です。
環境影響評価法及び鹿児島県環境影響評価条例に定める規模の事業を実施する場合には、事前に環境影響評価を実施しなければな
なお、法や条例の対象とならない事業についても、県環境基本条例や県環境基本計画に基づき、環境への配慮を適切にする必要が

県内で環境影響評価図書を縦覧・公表中の事業

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「（仮称）肥薩風力発電事業」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。
まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

電源開発株式会社「（仮称）肥薩ウインドファーム」の環境影響評価準備書を縦覧・公表しています。（令和5年6月9日まで）

詳しくは事業者のホームページをご覧ください。

[電源開発株式会社ホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

知事意見

令和3年4月1日以降に事業者等へ送付した環境の保全の見地からの知事意見を掲載しています。

日付	内容
令和5年4月24日	屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：138KB）
令和5年2月1日	(仮称)六郎館岳風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見（PDF：130KB）
令和4年10月14日	馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：164KB）
令和4年9月29日	(仮称)垂水風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する知事意見（PDF：136KB）
令和4年8月23日	(仮称)新南大隅ウインドファーム 環境影響評価準備書に対する知事意見（PDF：2,908KB）

令和4年7月8日	(仮称)日置市及び鹿児島市における風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF : 193KB)
令和4年6月6日	馬毛島の管理用道路（外周道路）工事における自主的な環境保全措置に対する知事意見（環境影響評価における自主的な環境保全措置） (PDF : 107KB)
令和4年4月27日	(仮称)輝北風力発電事業I更新計画 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF : 173KB)
令和3年12月21日	(仮称)北薩風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF : 197KB)
令和3年7月29日	馬毛島基地(仮称)建設事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 185KB)
令和3年7月29日	(仮称)出水水保ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 144KB)
令和3年7月16日	(仮称)伊佐・えびの・人吉風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 143KB)
令和3年7月14日	(仮称)肝付風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 120KB)
令和3年7月7日	(仮称)肥薩ウィンドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 142KB)
令和3年6月29日	(仮称)北鹿児島（西地区・東地区）風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見 (PDF : 177KB)
令和3年6月25日	(仮称)鹿児島県における洋上風力発電事業計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見 (PDF : 124KB)
令和3年6月22日	(仮称)新南太陽ウィンドファーム 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 140KB)
令和3年5月25日	(仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価方法書に対する知事意見 (PDF : 137KB)

環境影響評価対象事業

以下の要件に該当する場合は、環境影響評価を実施する必要があります。

[環境影響評価対象事業一覧 \(PDF : 123KB\)](#)

鹿児島県環境影響評価専門委員

環境影響評価に関する技術的事項についての意見を聴くために、鹿児島県環境影響評価専門委員を委嘱しています。

環境影響評価の実施の参考となる事例

環境影響評価の実施に当たり、参考となる事例を以下に掲載しますので、事業者の方々は参考にしてください。

分かりやすい環境影響評価図書の作成

- 環境アセスメント手続の流れを記載したフロー図の掲載
- 関係法令等による規制状況の一覧表の掲載
- 保安林の種別の掲載（水源かん養保安林、保健保安林など）
- 図書の内容を分かりやすくまとめた「あらまし」の作成（説明会での配布など）

環境影響評価手続の積極的な周知

- 市町村の広報誌への掲載
- 周知のチラシを各戸配布

（参考）環境アセスメントのためのよりよいコミュニケーション優良事例集（H29.7環境省）

[環境省ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

環境影響評価図書の継続的な公開

- 縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開（事業者の協力を得て掲載）

[環境省ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

配慮書手続における複数案の設定

- 風力発電機の配置計画エリアを4案設定し、配慮書手続を実施。その結果を踏まえ、エリアを1つに絞り込み、方法書以降の手

説明会が開催できない場合の代替措置

- 説明会資料の各戸配布、縦覧場所への設置（持ち帰り自由）
- アセス図書の縦覧期間後もインターネットによる閲覧を継続など

（参考）発電所環境アセスメント情報（新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言を踏まえた説明会の対応について）

[経済産業省ホームページ（外部サイトへリンク）](#)

重複する区域における事業者間調整

2023/05/10 9:22

鹿児島県／環境影響評価について

- 複数の事業者による風力発電機の設置計画エリアが重複する区域において、事業者間調整を行うよう求めた知事意見を踏まえ、事業を共同で進めることで合意

環境影響評価手続の再実施

- 方法書に対する知事意見までの手続を経た風力発電事業において、300メートル以上離れた区域を新たに対象事業実施区域とす知を行い、配慮書手続から再実施

よくあるご質問

現在よくある質問は作成されていません。

このページに関するお問い合わせ

環境林務部環境林務課

鹿児島県 法人番号：8000020460001

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

代表電話番号：099-286-2111

Copyright © Kagoshima Prefecture. All Rights Reserved.



熊本県ホームページにおけるお知らせ

2023/05/10 9:17

(仮称) 肥薩ウインドファーム - 熊本県ホームページ



本文へ

文字の大きさ・色の変更

音声読み上げ

Foreign Language

マイページ

検

防災・くらし・環境

健康・福祉・子育て

観光・しごと・産業

学び・文化・国際

まちづくり・社会基盤

県の紹介・計画・入

現在地 [ホーム](#) > [組織でさがす](#) > [環境生活部](#) > [環境保全課](#) > (仮称) 肥薩ウインドファーム

(仮称) 肥薩ウインドファーム

ページ番号：0051616 更新日：2023年5月10日更新

【(仮称) 肥薩ウインドファーム】

手続の状況		準備書手続き中
手続根拠		環境影響評価法
事業者		電源開発株式会社
事業の種類		風力発電所設置事業 (環境影響評価法施行令別表第1の5 ワ (第一種事業))
事業の規模		発電所出力 最大129,000kw
事業実施想定区域		熊本県水俣市、鹿児島県出水市及び伊佐市
配慮書	知事意見照会	令和2年(2020年)6月15日(月曜日)
	一般意見の募集及び公告縦覧等	令和2年(2020年)6月16日(火曜日)から 令和2年(2020年)7月15日(水曜日)まで
	現地視察及び審査会	(現地視察) 事業予定地の現地状況写真等の資料により代替 (審査会:書面審議により実施) 令和2年(2020年)6月29日(月曜日) ～令和2年(2020年)7月27日(月曜日) 議事概要(PDFファイル:130KB)
	知事意見	令和2年(2020年)8月28日(金曜日) 知事意見(PDFファイル:202KB)
	公告縦覧	令和3年(2021年)1月19日(火曜日)から 令和3年(2021年)3月4日(木曜日)まで
方法書	審査会	令和3年(2021年)2月1日(月曜日) ～令和3年(2021年)3月17日(水曜日) 議事概要(PDFファイル:149KB)
	知事意見	令和3年(2021年)7月15日(木曜日) 知事意見(PDFファイル:201KB)
	準備書	公告縦覧 令和5年(2023年)5月10日(水曜日)から 令和5年(2023年)6月9日(金曜日)まで

緊急・重要なお知らせ

2023年5月5日更新
新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルについて

2023年4月25日更新
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2023年4月25日更新
【5月8日から】新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴う県の対応について

このページを見ている人は
こんなページも見ています

[\(仮称\) 肥薩風力発電事業](#)

[環境影響評価手続の状況](#)

AI(人工知能)は
こんなページをおすすめします

[\(仮称\) 肥薩風力発電事業](#)

[\(仮称\) 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業](#)

[川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価について](#)

[住吉漁港土砂受入地整備事業](#)

[令和3年度\(2021年度\)決算審査・財政健全化判断比率等審査結果](#)

見つからないときは

相談窓口をさがす

<https://www.pr.ku.a-oto.jp/soshiki/51/51616.html>

2023/05/10 9:17

(仮称) 肥薩ウインドファーム - 熊本県ホームページ

		電子縦覧は事業者ホームページ<外部リンク> <外部リンク>
	現地視察及び 審査会	-
	公聴会	-
	知事意見	-
評価書	公告縦覧	-

このページに関するお問い合わせ先

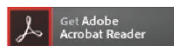
環境保全課 代表

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

(行政棟 新館 5階)

Tel : 096-333-2268 Fax : 096-387-7612

[メールでのお問い合わせはこちら](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

おすすめコンテンツ



[くまモンオフィシャル](#)



[農業情報サイト アグリくまもと](#)



[熊本県職員採用ガイド](#)

[このサイトについて](#) | [個人情報の取扱いについて](#) | [免責事項・リンク等](#) | [RSS配信について](#)

法人番号7000020430005

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号 Tel : 096-383-1111 (代表)

[アクセス](#)

[部署別電話番号](#)

[ホームページに関するお問い合わせ](#)

[サイトマップ](#)

Copyright © Kumamoto Prefectural Government. All Rights Reserved.
Copyright © 2010 kumamoto pref.kumamon.

<https://www.pr.kumamoto.jp/soshiki/51/51616.html>





「（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧及び住民説明会について

更新日：2023年5月

「（仮称）肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」の縦覧ができます。
また、同法に基づく住民説明会の開催についてお知らせします。

○事業者

電源開発株式会社（東京都中央区銀座6丁目15番1号）

【準備書の縦覧】

- 場所：出水市役所本庁及び各支所
- 期間：令和5年5月10日（水）から令和5年6月9日（金）まで
- 時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 電子縦覧：
https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind_hisatsu.html

【住民説明会】

- 日時：令和5年5月25日（木）午後6時30分から
- 場所：マルメ音楽ホール出水

お問い合わせ先

生活環境課

出水市緑町1番3号1階 電話：0996-63-4042 FAX：0996-62-8126 メール：kankyou_c@city.izumi.kagoshima.jp



2023年05月10日

環境影響評価準備書 縦覧及び住民説明会の開催について（お知らせ）

環境影響評価法に基づき、(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書を次のとおり公表します。

➡ ■事業者の名称

電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部 肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

➡ ■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）

（仮称）肥薩ウインドファーム（風力発電（陸上）、最大十二万九千キロワット）

➡ ■対象事業実施区域

鹿児島県出水市及び伊佐市、熊本県水俣市

➡ ■準備書の縦覧

①縦覧場所：伊佐市役所大口庁舎市民課前（大口庁舎1階）

②縦覧期間：令和5年5月10日（水）～令和5年6月9日（金）※開庁日のみ

③縦覧時間：9時～17時

④電子縦覧 [🔗](#)

➡ ■説明会の開催日時・場所

令和5年5月23日（火）18時30分～ 伊佐市文化会館小ホール

➡ ■意見書の提出：環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（当日消印有効）又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出ください。



※個人情報は必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

②提出期間：令和5年5月10日（水）～令和5年6月26日（月）

➡ ■意見書提出先・お問い合わせ先

電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部 陸上風力事業部 開発室（開発第一）

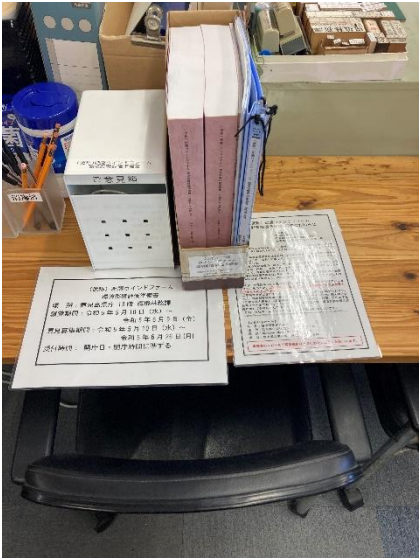
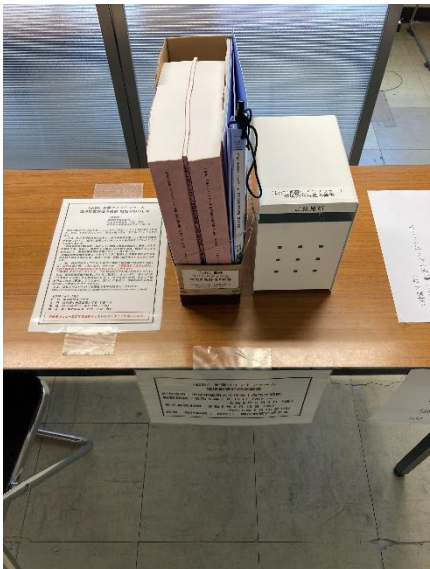
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号

TEL 03-3546-9600 （9時から17時まで（土日・祝日を除く））担当：戸松、谷口、若林



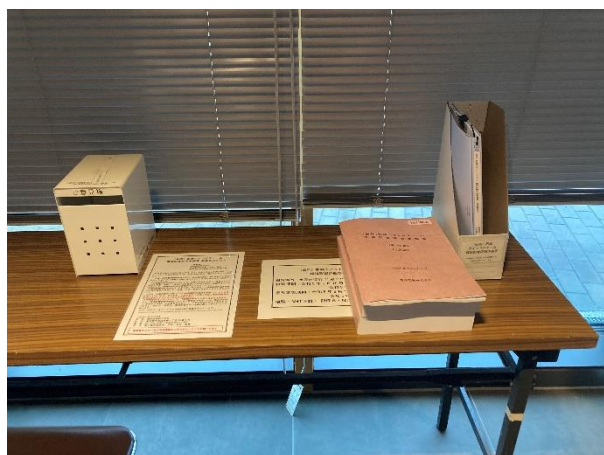
令和 年 月 日

- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

鹿児島県庁 13階環境林務課 	出水市役所 本庁舎 
出水市役所 高尾野支所 	出水市役所 野田支所 
伊佐市役所 大口庁舎1階市民課前 	熊本県庁 本館1階情報プラザ 

縦覧状況 (2/3)

水俣市役所



水俣市立図書館



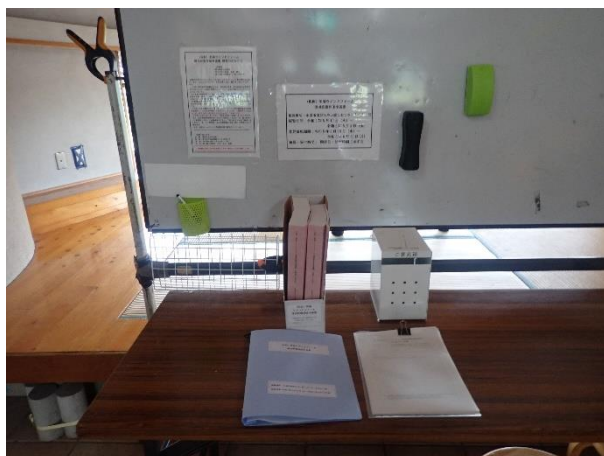
水俣市立総合体育館



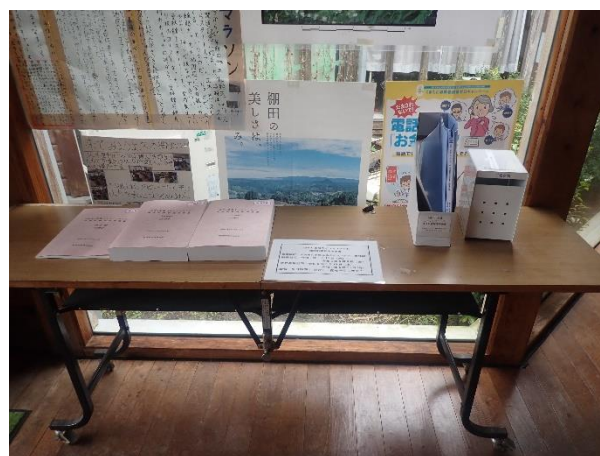
水俣市総合もやい直しセンター もやい館



水俣市南部もやい直しセンター おれんじ館



水俣市久木野ふるさとセンター 愛林館



縦覧状況 (3/3)

水俣市湯の鶴温泉保健センター「ほたるの湯」



水俣市東部センター葛彩館

